

延岡市都市計画マスタープラン

延岡市 都市計画 マスタープラン

平成25年3月 宮崎県延岡市

平成25年3月 宮崎県延岡市

はじめに

延岡市は、海、山、川の自然に恵まれ、また古来城下町として栄え、その後、東九州を代表する工業都市として今日まで発展してまいりました。

本市の都市づくりの基本方針を定めた「都市計画マスタープラン」は、平成10年3月に当初計画を策定しました。

しかし、今後、人口減少と少子高齢化の進展が不可避であることから、これからのまちづくりは、これまでの拡大と成長を前提としたものから、成熟と持続性を重視した都市形成への転換が求められています。

このような背景のなか、1市3町が合併し、また東九州自動車道の全線開通が目前となりました今日、本市の都市の将来像とまちづくりの基本方針を明確にするために「都市計画マスタープラン」の見直しを行いました。

今回の見直しでは、平成23年10月に策定した第5次延岡市長期総合計画「後期基本計画」において「市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」と定めた本市の目指す都市像を都市計画の観点から具体化するために15年後の平成39年を目標とした長期的なまちづくりの基本方針を定めました。

このマスタープランでは、まちづくりの基本的な方針を「安全安心なまちづくり」「東九州の拠点都市としてのまちづくり」「自然と共生したまちづくり」「都市機能を集約したまちづくり」「市民との協働によるまちづくり」の5つとし、「水とみどりの豊かな自然を守り、潤いと賑わいに満ちた東九州拠点都市」を目指すことといたしました。

今後、この基本方針に基づき、恵まれた自然環境などを十分に活かしながら、各種計画を策定し、それらの計画に基づく諸事業を着実に推進し、市民の皆様が安全、安心かつ心豊かな暮らしを享受できるまちを築き、次の世代に引き継いでまいりたいと思います。

最後になりましたが、このマスタープランの策定にあたり、多大なご尽力をいただきました延岡市都市計画審議会委員の皆様、また貴重なご意見をいただきました市民各位、並びにそれぞれのお立場から策定に携わっていただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成25年3月

延岡市長 首藤正治



《目 次》

第1部 はじめに	1
第1章 都市計画マスタープランとは	2
1. 都市計画マスタープランとは	2
2. 都市計画マスタープランの目的と役割	2
第2章 都市計画マスタープランの概要	4
1. 都市計画マスタープランの構成	4
2. 都市計画マスタープランの策定体制	5
第2部 現況と意向調査	9
第1章 延岡市の現況	10
1. 自然的条件	10
2. 歴史	11
3. 人口	12
4. 産業	18
5. 土地利用	22
6. 建物	38
7. 都市施設	43
8. その他	61
第2章 上位計画	64
1. 上位計画	64
第3章 意向調査（アンケート調査結果）	68
1. 調査概要	68
2. アンケート調査結果	69

第3部 全体構想 81

第1章 まちづくりのテーマ 82

第2章 まちづくりの課題 86

(1) 安全安心なまちづくりの課題 86

(2) 東九州の拠点都市としてのまちづくりの課題 89

(3) 自然と共生したまちづくりの課題 91

(4) 都市機能を集約したまちづくりの課題 92

(5) 市民との協働によるまちづくりの課題 93

第3章 将来の都市構造 94

(1) 面的基本構造（土地利用構想） 94

(2) 線的基本構造（交通軸構想） 95

(3) 点的基本構造（都市機能拠点構想） 96

(4) 将来都市イメージ図 98

第4章 分野別方針 102

1. 土地利用の方針 102

2. 市街地整備の方針 105

3. 交通施設の整備の方針 107

4. 公園・緑地の整備の方針 112

5. 河川・下水道の整備の方針 116

6. 住宅の整備の方針 118

7. 上水道の整備の方針 120

8. 公共公益施設の配置の方針 120

9. 自然環境保全の方針 121

10. 都市環境形成の方針 122

11. 景観形成の方針 124

12. 都市防災対策の方針 126

第4部 実現に向けて 129

都市計画マスタープランの実現に向けて 130

資 料 133

第1部 はじめに

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、延岡市（以下「本市」という）の今後のまちづくりの方針を記したものである。都市計画法第18条の2において、市町村は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める」ものとされており、この基本的な方針を定めたものが「都市計画マスタープラン」である。

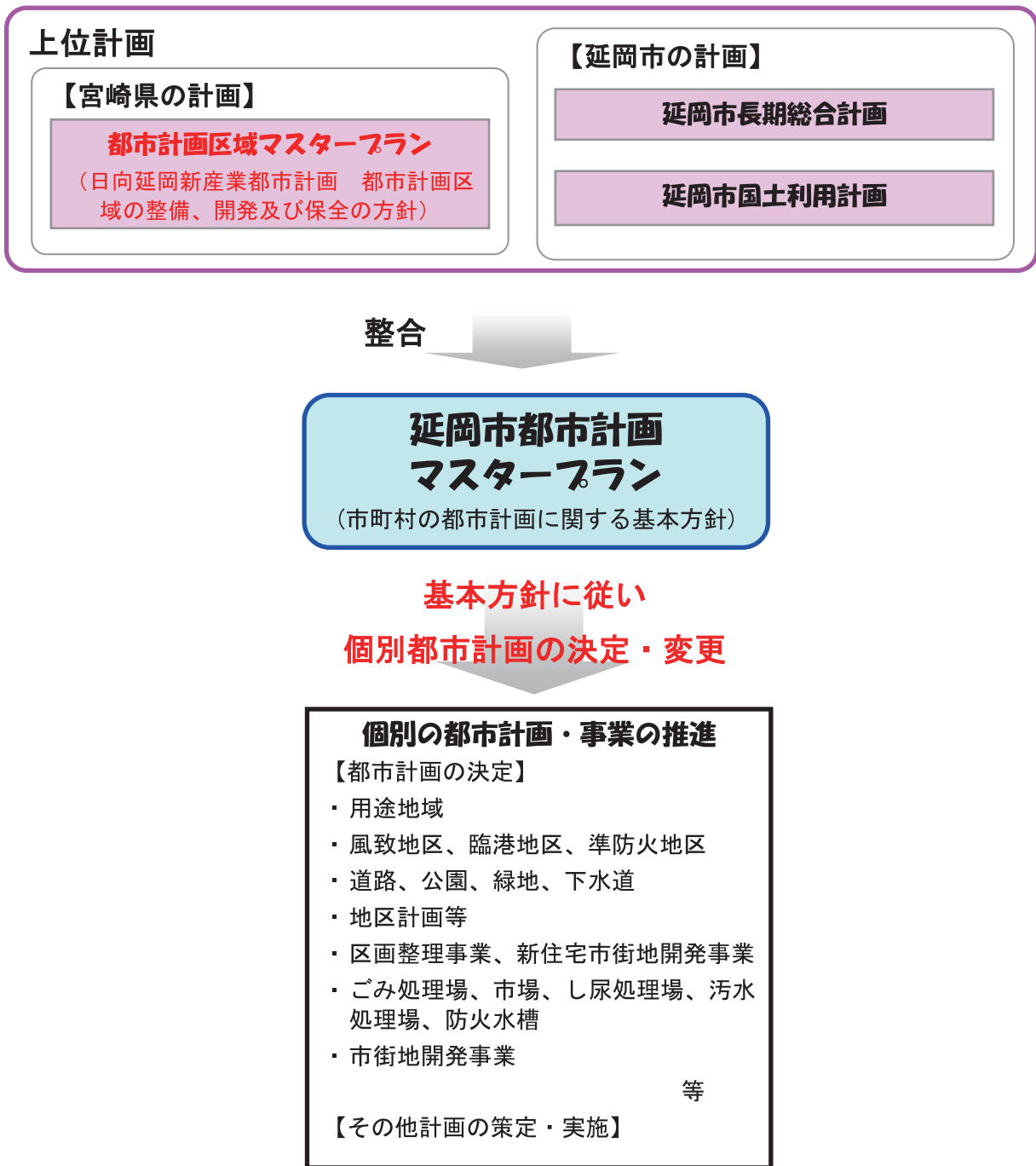
本市では、平成10年3月に都市計画マスタープランを策定しているが、近年の少子高齢化やライフスタイルの変化により、多様化するまちづくりのニーズへの対応や高速道路開通後のまちづくり、また東九州メディカルバレー構想などを踏まえた計画の作成が求められている。それらを反映した効率的・効果的なまちづくりをすすめるため、新たに延岡市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 都市計画マスタープランの目的と役割

本計画は、本市における都市の将来像や土地利用を明確にするとともに、具体的な将来のあるべき姿を明示し、都市づくりの課題とそれに対応した整備等に関する方針を明らかにすることにより、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものである。

本計画は、県が定める都市計画との整合性を図り、都市計画を作成する場合の指針として重要な役割を担うものである。

従って、今後、具体化される都市計画については、都市計画マスタープランに示された方針に基づき、道路や公園、用途地域などの個別都市計画の決定・変更が行われるものである。



図：延岡市都市計画マスタープランの位置付け

第2章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの構成

(1) 計画対象区域

原則として本市の都市計画区域（10,376ha）を計画対象区域とするが、都市計画マスタープランが市全域の総合的なまちづくりの指針の役割を担うこと、並びに、市の役割や整備の方針については、自然環境を含めて一体的に捉える必要があることから、本計画では市全域を対象区域として設定する。

(2) 計画期間

長期的な視点で都市計画を捉える必要があるため、計画期間は、平成25年から平成39年までの15年間とする。

なお、社会情勢の変化、各種計画の変更など、本市を取り巻く情勢の変化を踏まえて、必要に応じて修正や見直しを行うこととする。（平成26年に一部主要幹線道路の見直しを行った。）

(3) 構成

本計画の構成を以下に示す。

「第1部 はじめに」では、計画の策定趣旨や構成など、概要について整理する。

「第2部 現況と意向調査」では、既存計画や現況指標及び住民意向を整理する。

「第3部 全体構想」では、市全体の都市づくりの方針を示すものであり、「まちづくりのテーマ」、「まちづくりの課題」、「将来の都市構造」及び「分野別方針」の4章で構成する。

「まちづくりのテーマ」は、本市の目指すべき方向性を示したまちづくりのテーマを設定する。

「まちづくりの課題」は、今後のまちづくりを進める上での課題を明確にする。

「将来の都市構造」は、まちづくりのテーマを実現するために、都市の骨格となる要素を示した都市構造について整理する。

「分野別方針」は、土地利用や都市施設、景観や防災など、分野毎の具体的な方針について整理する。

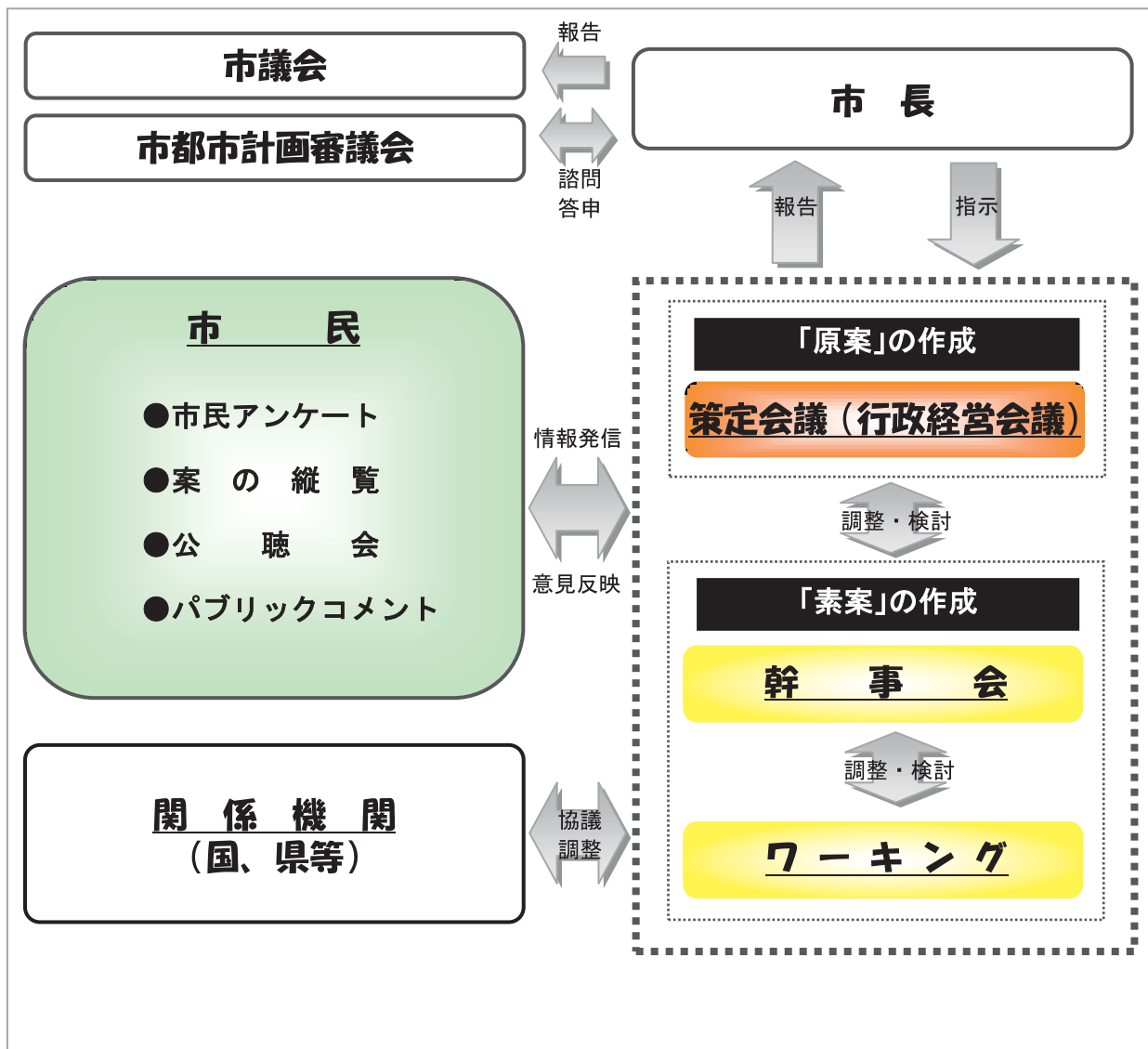
「第4部 実現に向けて」では、構想に基づく都市づくりの実現にむけて、基本的な考え（体制など）について整理する。

なお、延岡都市計画マスタープランの構成図を6頁に示す。

2. 都市計画マスタープランの策定体制

都市計画マスタープランは、「策定会議」・「幹事会」・「ワーキング」の組織を中心に、住民の意向を取り入れながら以下のとおり策定を行った。

- ① 庁内関係部局のメンバーにより構成された『幹事会』及び『ワーキング』において、庁内調整及び市民の意向調査結果を踏まえた具体的な内容の検討を行い、素案の作成を行った。
- ② 『策定会議』において、幹事会から提出された素案を総合的な観点から検討し、原案の作成を行った。
- ③ 原案について市長へ報告を行ない、公聴会等やパブリックコメントの結果を踏まえ、市議会への報告を行うとともに、都市計画審議会へ諮問し、答申を得たうえで計画の策定を行った。



図：延岡市都市計画マスタープラン策定体制

【延岡市都市計画マスタープランの構成】

第1部 はじめに

第1章

都市計画マスタープランとは

- 1 都市計画マスタープランとは
- 2 都市計画マスタープランの目的と役割

p - 2

第2章

都市計画マスタープランの概要

- 1 都市計画マスタープランの構成
- 2 都市計画マスタープランの策定体制

p - 4

第3部 全体構想

第1章まちづくりのテーマ

水とみどりの豊かな自然を守り
潤いと賑わいに満ちた東九州拠点都市

まちづくりの方向性

- (1) 安全安心なまちづくり
- (2) 東九州の拠点都市としてのまちづくり
- (3) 自然と共生したまちづくり
- (4) 都市機能を集約したまちづくり
- (5) 市民との協働によるまちづくり

p - 82

第2章まちづくりの課題

- (1) 安全安心なまちづくりの課題
- (2) 東九州の拠点都市としてのまちづくりの課題
- (3) 自然と共生したまちづくりの課題
- (4) 都市機能を集約したまちづくりの課題
- (5) 市民との協働によるまちづくりの課題

p - 86

第3章将来の都市構造

- (1) 面的基本構造（土地利用構想）
 - ①都市的土地利用区域
 - ②自然的土地利用区域
- (2) 線的基本構造（交通軸構想）
 - ①広域交通体系
 - ②域内交通体系
- (3) 点的基本構造（都市機能拠点構想）
 - 1) 交通拠点
 - 2) 行政拠点
 - 3) 観光レクリエーション拠点
 - 4) 文化交流拠点
 - 5) 学術拠点
 - 6) 健康文化拠点
 - 7) スポーツ交流拠点
 - 8) 地域生活拠点

p - 94

第2部 現況と意向調査

第1章 延岡市の現況

- | | |
|---------|--------|
| 1 自然的条件 | 5 土地利用 |
| 2 歴史 | 6 建物 |
| 3 人口 | 7 都市施設 |
| 4 産業 | 8 その他 |
- p - 10

第2章 上位計画

延岡市長期総合計画
第2次国土利用計画・延岡市計画
都市計画区域マスタープラン

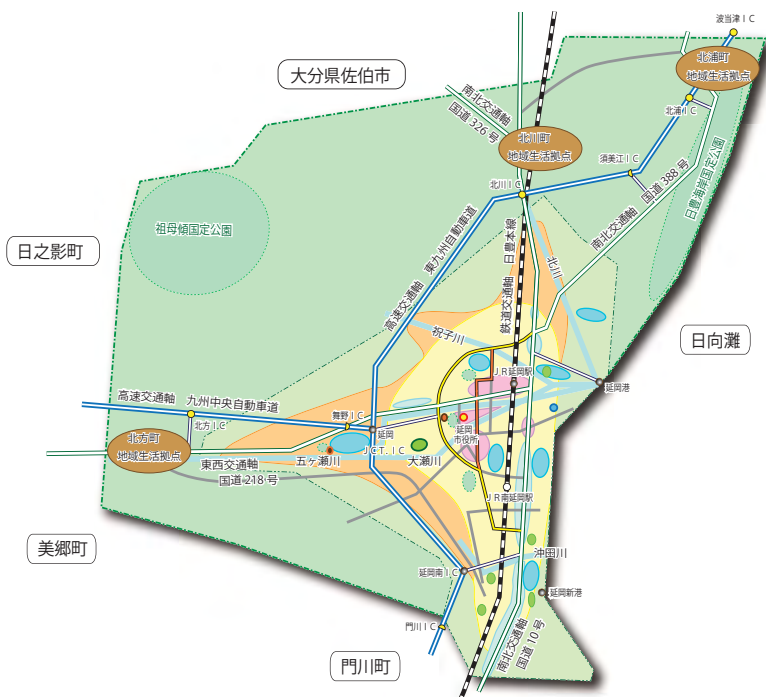
p - 64

第3章 意向調査

- 1 調査概要
- 2 アンケート調査結果

p - 68

将来都市イメージ図



p - 99

第4章 分野別方針

1. 土地利用の方針
2. 市街地整備の方針
3. 交通施設の整備の方針
4. 公園・緑地の整備の方針
5. 河川・下水道の整備の方針
6. 住宅の整備の方針
7. 上水道の整備の方針
8. 公共公益施設の配置の方針
9. 自然環境保全の方針
10. 都市環境形成の方針
11. 景観形成の方針
12. 都市防災対策の方針

p - 102

第4部 実現に向けて

都市計画マスタープランの実現に向けて

p - 130

第2部 現況と意向調査

第1章 延岡市の現況

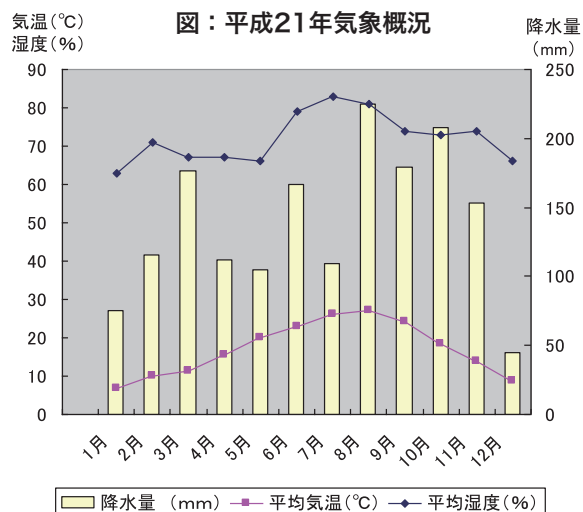
1. 自然的条件

(1) 気象・地形・地質

①気象

気候は温暖多雨の南海型に属し、黒潮の影響により冬は暖かく、年間の平均気温は17℃前後（平成21年平均気温）である。また、平地部では年間を通して、ほとんど降雪はみられない。

平成21年の月の降水量を見ると、45mm～225mmであり、年間降水量は1,600mmを超える。平均湿度も72%前後（平成21年平均湿度）と多雨多湿である。



②地形

市の北から西にかけては、祖母傾国定公園に指定されている九州山地の山並を望み、東には日豊海岸国定公園のリアス式海岸を形成している。

市域を貫流する主要な河川としては、九州山地に源を発して東流する五ヶ瀬川と大瀬川、大崩山を源とする祝子川、大分県から南流する北川とがあり、河口で合流し日向灘へと注いでいる。

河口付近は、三角州低地であるとともに、山地が海に没するところの沈降性平野である延岡平野を形成している。

③地質

延岡市の市街地の地質は、新生第四紀の「沖積層」が分布する地帯であり、礫・砂・粘土により構成されている。

沖積層以深には新生第三紀の上部四万十層群（頁岩砂岩互層）が出現する。基盤の四万十層群を深く刻み込んだ旧谷底を更新世の砂礫層（厚さ20～30m）が埋積し、その上を砂礫層やシルト層からなる沖積堆積物が覆っている。この沖積層の厚さは、最も厚いところで40mに達する。また、海岸平野には、砂質堆積物を主とする三角州状堆積物があり、内陸に向って海成堆積物と河成堆積物とが交じっている。

2. 歴史

(1) 沿革

本市の各地域は、藩政時代には延岡藩に属し、城下の武家屋敷地や町地と、領知目録などに記される臼杵郡内の26ヵ村からなる地域にあたり、江戸時代を通じて城付地として栄えた地域である。

明治4年(1871)の廃藩置県により、延岡県に属することになったが、その後の府県の再編成に伴い美々津県となり、同6年には宮崎県、同9年には鹿児島県の所属となり、同16年には再び宮崎県となった。

明治17年に宮崎県東臼杵郡の所属となったが、明治22年の町村制施行により、延岡町、岡富村、恒富村、伊形村、東海村、南方村、南浦村、北方村、北川村、北浦村の1町9村が成立した。こうして成立した町や村は、それぞれの地域の特徴を活かし、独自の発展を遂げていくことになった。

大正12年(1923)に日豊本線が全線開通し、恒富村に日本窒素肥料株式会社延岡工場(現旭化成)が建設されると、延岡町は岡富村・恒富村と昭和5年(1930)に合併し、同8年に市制を施行した。さらに、同11年に東海村・伊形村と、同30年には南浦村・南方村との合併を行った。

その後、延岡市は平成の合併により、平成18年(2006)に北方町・北浦町と、平成19年(2007)に北川町と合併し、新たな市の歴史をスタートさせたところである。



図：新延岡市の誕生

3. 人口

(1) 人口・世帯数の推移

- 行政区域内人口は減少傾向
- 市街化区域に人口の約8割が集中、都市計画区域に人口の約9割が集中
- 市街化調整区域と都市計画区域外の人口は、平成12年から17年の間は増加傾向、平成17年から22年の間は減少傾向
- 世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向
- 人口動態は自然動態、社会動態ともに減少傾向

①人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成22年現在で131,182人であり、宮崎市、都城市について県下3番目の都市である。

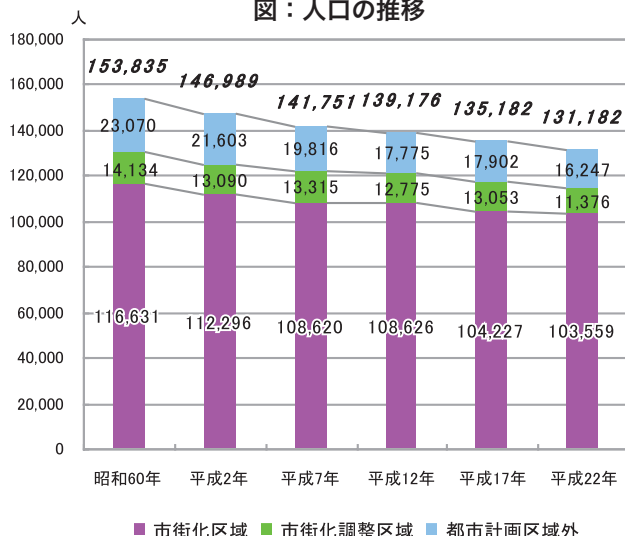
近年の人口の推移は、経年的に減少傾向を示しており、約2～5%/5年間の減少率を示している。

区域別に平成22年度の人口割合をみると、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外でそれぞれ、78.9%、8.7%、12.4%となり、市街化区域に人口が集中した市街地構成となっている。

市街化区域は、ほぼ減少傾向を示しているが、市街化調整区域と都市計画区域外は、平成12年まで減少傾向であったが、平成12年～平成17年の5年間は増加傾向を示し、平成17年～平成22年の5年間は、再び減少傾向を示している。

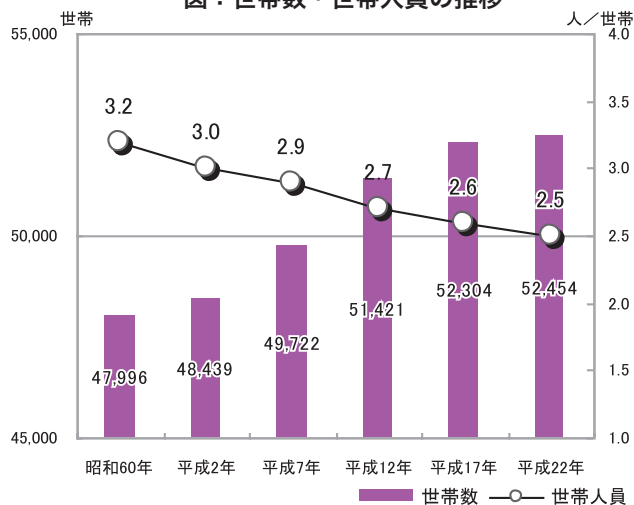
本市の世帯数は増加傾向を示し、平成22年現在52,454世帯となっている。一方、世帯人員は、昭和60年の3.2人/世帯から平成22年の2.5人/世帯と減少傾向にあり、核家族化が進んでいる。

図：人口の推移



出典：国勢調査

図：世帯数・世帯人員の推移



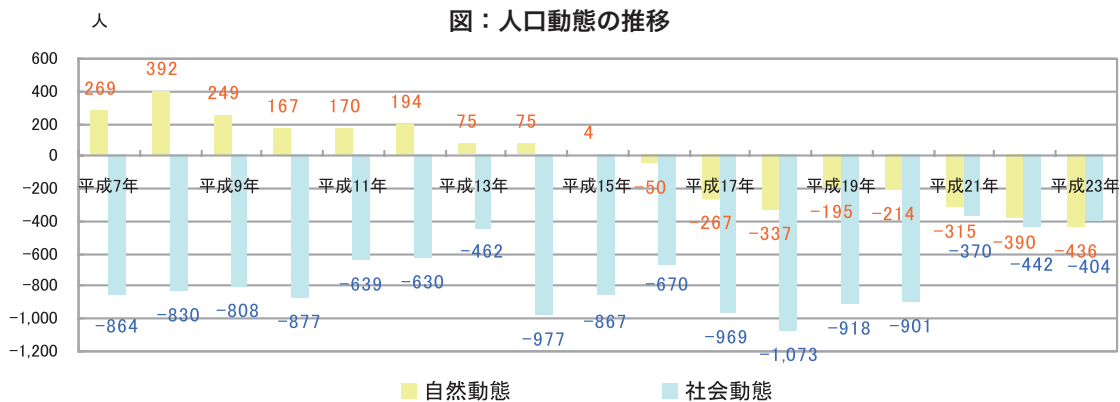
出典：国勢調査

②人口動態

人口動態をみると、平成16年以降、自然動態と社会動態ともに減少傾向を示しており、平成23年は、自然減436人、社会減404人となっている。

自然動態は、平成15年まで増加傾向を示していたが、平成16年以降は減少傾向となり、平成19年以降、減少数が年々大きくなっている。

社会動態は減少傾向を示しており、平成20年までは年間約900人前後の減少、平成21年以降は年間約400人前後の減少を示している。



出典：延岡市の統計

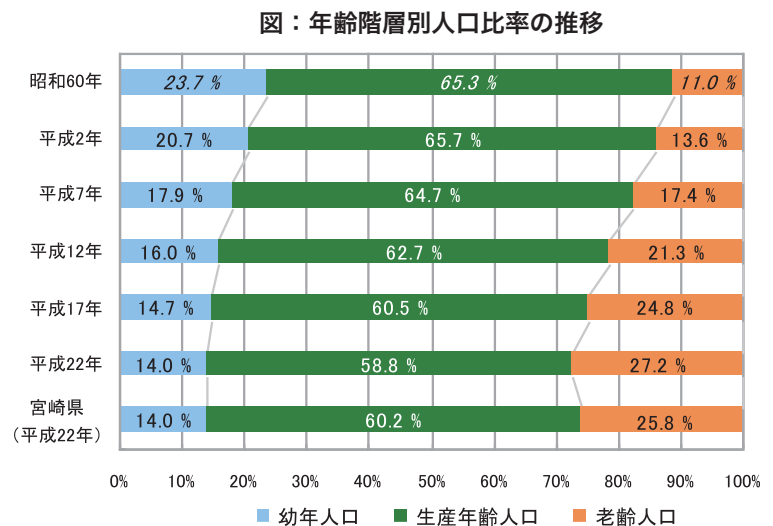
(2) 年齢階層別人口比率の推移

- 幼年人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）ともに減少傾向
- 高齢人口（65歳以上）は増加傾向

本市の年齢階層別の人口割合は、平成22年（国勢調査）現在で幼年人口（0歳～14歳）14.0%、生産年齢人口（15歳～64歳）58.8%、高齢人口（65歳以上）27.2%であり、これらの割合は宮崎県の年齢階層別の人口割合と、ほぼ同じ値を示している。

各区分の推移は、全国的な流れと同様に、幼年人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢人口は増加傾向にある。

四人のうち一人は高齢者となる高齢化社会を迎えている。



出典：国勢調査

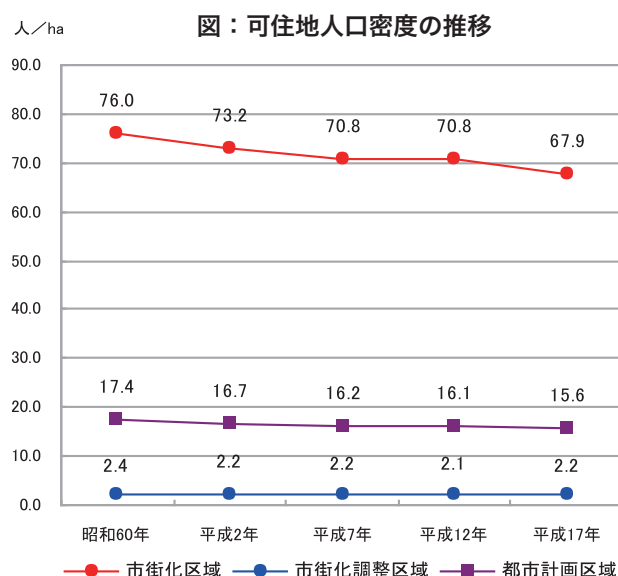
(3) 可住地人口密度

- 市街化区域の可住地人口密度は67.9人/haで、減少傾向
- 市街化調整区域の可住地人口密度は2.2人/haで、横ばい状態
- 都市計画区域の可住地人口密度は15.6人/haで、減少傾向

市街化区域の人口密度は、昭和60年は76.0人/haであったが、平成7年は70.8人/ha、平成17年現在は67.9人/haであり、減少を続けている。

市街化調整区域の人口密度は、平成17年現在は2.2人/haであり、ほぼ横ばい状態である。

市街化区域と市街化調整区域を合わせた都市計画区域の人口密度は、平成17年現在は15.6人/haであり、減少を続けている。



表：可住地人口密度の推移

(単位：人, ha, 人/ha)

区域	人口密度	地区面積	可住地	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
				市街化区域	2,510.0	1,534.6	116,631	112,296
市街化調整区域	人口密度	7,866.0	5,984.7	14,134	13,090	13,315	12,775	13,053
				2.4	2.2	2.2	2.1	2.2
都市計画区域	人口密度	10,376.0	7,519.3	130,765	125,386	121,935	121,401	117,280
				17.4	16.7	16.2	16.1	15.6

出典：都市計画基礎調査

(4) DID区域の変遷

- DIDの区域面積は、平成7年をピークに減少傾向、平成17年から22年の間は微増
- 人口密度は、平成2年以降、横ばい状態

DID区域の面積は、平成7年をピークに減少傾向であったが、平成17年～平成22年の5年間は、微増ではあるが増加傾向を示している。

DID区域の人口密度は、昭和60年の48.7人/haから平成2年に44.5人/haに減少し、その後、横ばい状態を示し、平成22年のDID区域内の人口密度は42.5人/haである。

表：DID区域の変遷

(単位：人, ha, 人/ha)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口		153,835	146,989	141,751	139,176	135,182	131,182
DID区域	人口	95,429	93,061	93,004	91,473	89,556	87,861
	面積	1,960	2,090	2,150	2,080	2,060	2,066
	人口密度	48.7	44.5	43.3	44.0	43.5	42.5

出典：国勢調査

(5) 1日あたりの移動人口

- 市外への移動人口、市外からの移動人口ともに増加傾向
- 日向延岡新産業都市計画区域内である日向市、門川町からの人口移動が多い

本市の1日あたりの市外への移動人口は、平成22年10月1日における調査では、4,687人であり、平成7年から一貫して増加を続けている。主な移動先としては、日向市1,631人、門川町1,271人、宮崎市491人、高千穂町132人、日之影町104人となっており、宮崎県北地域や宮崎市へ多く移動している。

また、市外から市内への移動人口は、平成22年10月1日における調査では、5,775人であり、市外への移動人口と同様に平成7年から一貫して増加を続けている。主に、日向市2,415人、門川町1,951人、宮崎市540人、高千穂町149人、日之影町145人から移動してきており、市外への移動先と同じ市町となっている。

表：流出・流入人口 (単位：人，%)

	常住地による就業・通学者数	流出		従業地・通学地による就業・通学者数	流入		就業・通学者比率(従/常)
		就業・通学者数	流出率		就業・通学者数	流入率	
平成7年	74,978	3,239	4.3	78,985	4,303	5.4	105.3
平成12年	70,840	3,562	5.0	75,255	4,925	6.5	106.2
平成17年	67,558	4,290	6.4	71,901	5,516	7.7	106.4
平成22年	63,270	4,687	7.4	64,894	5,775	8.9	102.6

出典：国勢調査

表：流出状況

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数
平成7年	日向市	1,172	門川町	976	宮崎市	377	高千穂町	108	日之影町	78
平成12年	日向市	1,355	門川町	999	宮崎市	400	高千穂町	159	日之影町	98
平成17年	日向市	1,534	門川町	1,247	宮崎市	526	高千穂町	148	日之影町	132
平成22年	日向市	1,631	門川町	1,271	宮崎市	491	高千穂町	132	日之影町	104

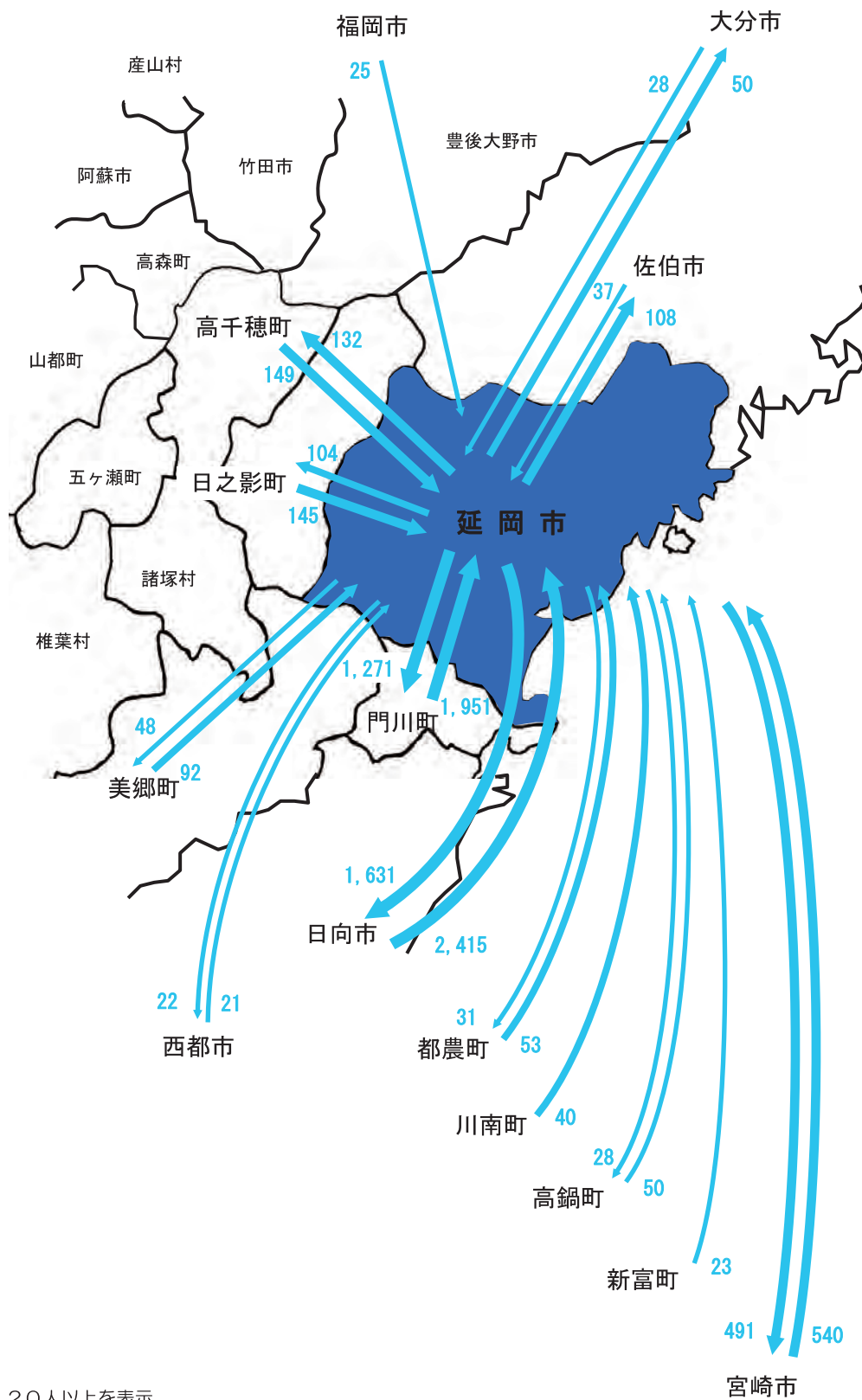
出典：国勢調査

表：流入状況

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数
平成7年	門川町	1,627	日向市	1,620	宮崎市	293	日之影町	206	高千穂町	72
平成12年	日向市	1,880	門川町	1,789	宮崎市	434	日之影町	198	高千穂町	93
平成17年	日向市	2,198	門川町	1,837	宮崎市	544	日之影町	171	高千穂町	112
平成22年	日向市	2,415	門川町	1,951	宮崎市	540	高千穂町	149	日之影町	145

出典：国勢調査

※ 表中の数値は、国勢調査年の10月1日の状況



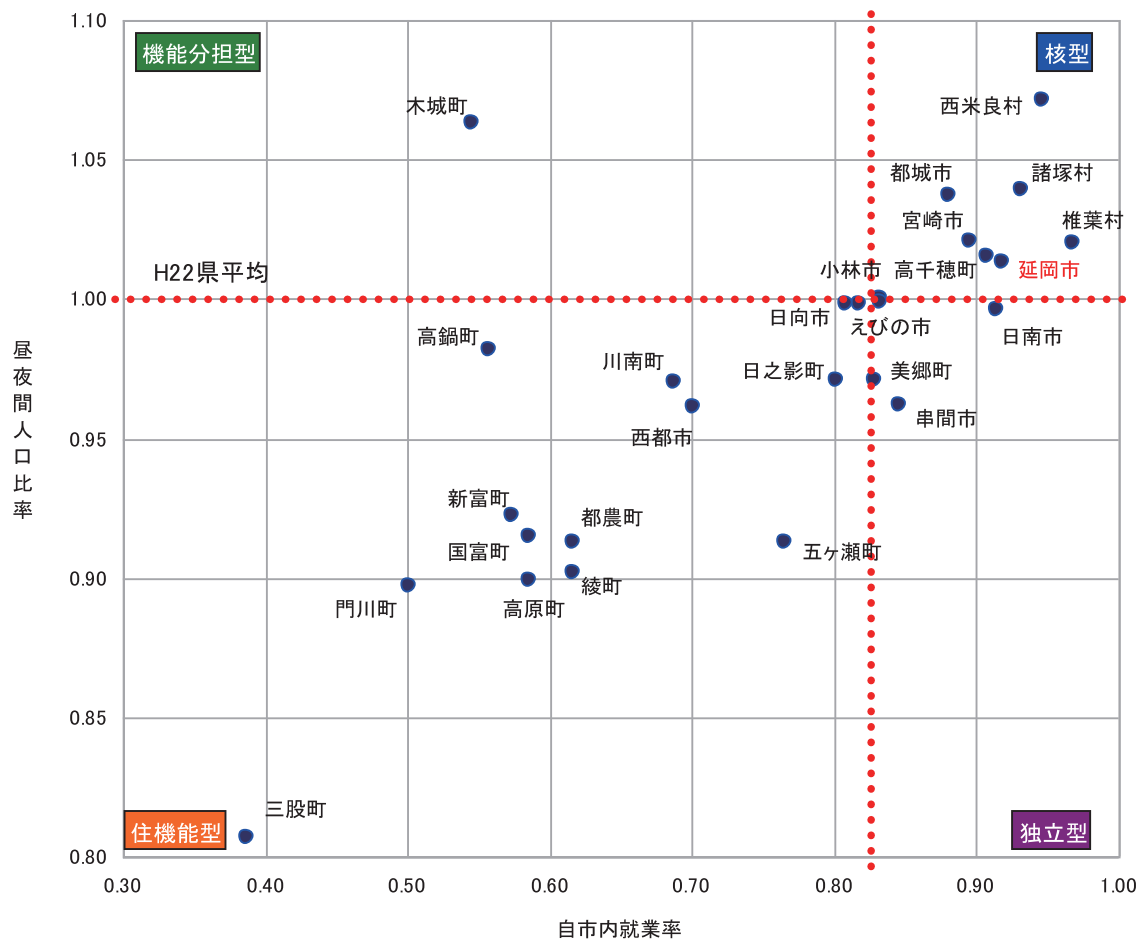
図：流出・流入状況図（平成22年国勢調査10月1日の状況）

(6) 都市性格分類

○ 延岡市は核型に分類

本市は、平成22年現在、県平均と比較して昼夜間人口・自市内就業率ともに高い状況にあり、都市の性格としては、「核型」に分類される。

県北地域の他の市町村を見ると高千穂町、諸塚村、椎葉村が「核型」に分類され、門川町が「住機能型」に、日向市、日之影町、五ヶ瀬町、美郷町が「住機能型」＋「独立型」に分類される。このように周辺市町村の分類からも、本市は県北地域の中心都市としての役割を担っている。



※都市性格概要

核型：自市内で働く人が多く、就業・就学者を含めた昼間の人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能
 独立型：自市内で働く人は多いが、昼間の人口は多くない都市であり、1都市である程度独立した生活圏を形成
 住機能型：自市内で働く人が少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市等のベッドタウンとして機能
 機能分担型：自市内で働く人は少ないが、昼間の人口が多い都市であり、職等の機能に特化

4. 産業

(1) 産業別就業者数の推移

- 就業者総数は減少傾向。平成2年に対し平成22年の総数は約85%
- 産業別の構成比は工業都市としての特徴。(第一次産業の割合が低く、第二次産業の割合が高い)
- 第一次と第二次産業は減少傾向。第三次は平成7年をピークに減少傾向。

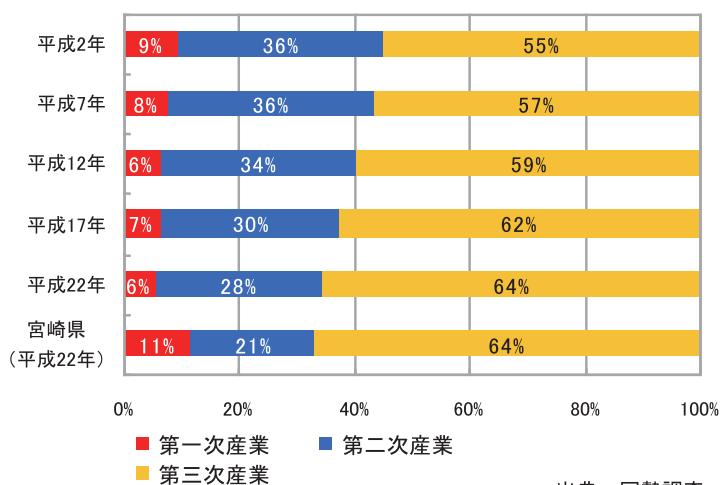
本市の15歳以上の就業者数は減少し続けており、平成2年総数の67,269人が、平成22年には56,959人と、平成2年に対し平成22年における総数は約85%となっている。

平成22年の産業別の就業者数は、第一次産業が3,113人、第二次産業が16,091人、第三次産業が36,203人で、構成比は5.5%、28.2%、63.6%となっている。

県の構成比と比較すると第一次産業就業者数の割合が低く、第二次産業就業者数の割合が高くなっており、工業都市としての特徴が現れている。

産業別の就業者の推移は、第一次産業と第二次産業は減少傾向を示しており、特に、第一次産業就業者数の減少が大きい。また、第三次産業就業者数の推移も、平成7年をピークに減少傾向を示している。

図：産業別従業者比率の推移



表：産業別就業者数の推移 (単位：人、%)

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	宮崎県 平成22年
第一次産業	就業者数	6,281	5,191	4,061	3,977	3,113	60,300
	構成比	9.3	7.7	6.4	6.6	5.5	11.4
第二次産業	就業者数	24,018	24,044	21,718	18,414	16,091	110,638
	構成比	35.7	35.6	34.1	30.4	28.2	20.8
第三次産業	就業者数	36,877	38,158	37,770	37,670	36,203	341,523
	構成比	54.8	56.6	59.2	62.2	63.6	64.3
分類不能の産業	就業者数	93	62	188	501	1,552	18,752
	構成比	0.2	0.1	0.3	0.8	2.7	3.5
総数		67,269	67,455	63,737	60,562	56,959	531,213

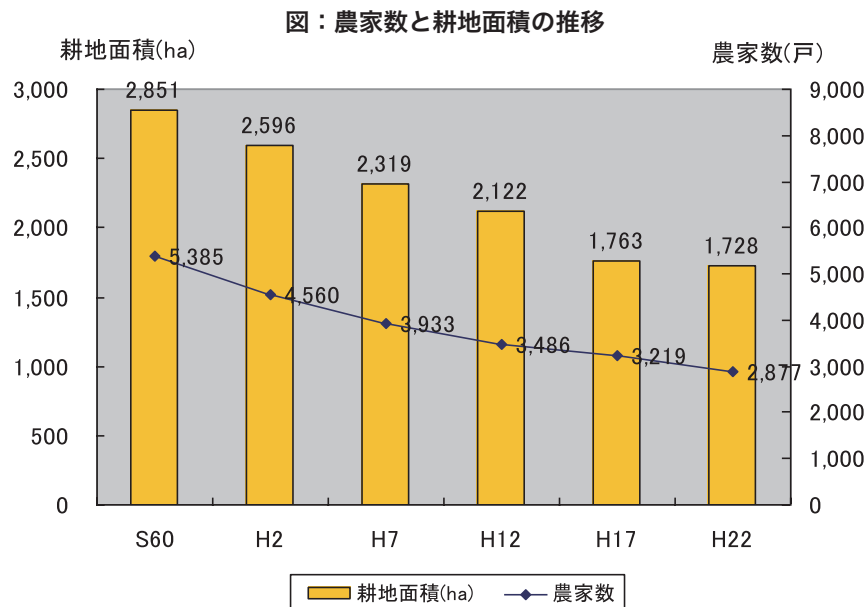
出典：国勢調査

(2) 農業（耕地面積の推移）

- 農家数及び耕地面積の推移は減少傾向
- 平成22年の農家数2,877戸、耕地面積1,728ha
- 昭和60年に対し平成22年の農家数は約5割、耕地面積は約6割
- 1戸当たりの耕地面積0.5ha

本市の農家数は減少傾向にあり、昭和60年の農家数5,385戸に対し、平成22年は2,877戸と約5割になっている。また、耕地面積においても、昭和60年の耕地面積2,851haに対し耕地面積1,728haと約6割に減少している。

また、1戸当たりの耕地面積は0.5ha程度となっている。



出典：延岡市統計書

(3) 商業（商業販売額の推移）

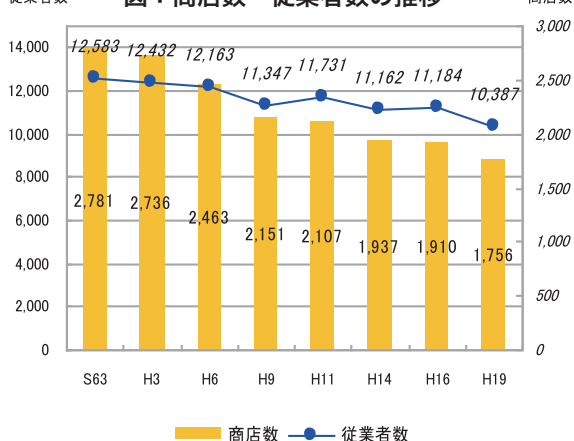
- 商業販売額は平成3年をピークに減少傾向
- 平成19年現在の商業販売額は228,289百万円
- 商店数は減少傾向、昭和63年に対し平成19年の店舗数は約6割
- 従業者数も減少傾向、昭和63年に対し平成19年の従業者数は8割

本市の商業販売額は、平成3年をピークに減少傾向を示している。平成19年度現在の販売額は228,289百万円で、ピーク時の約7割である。

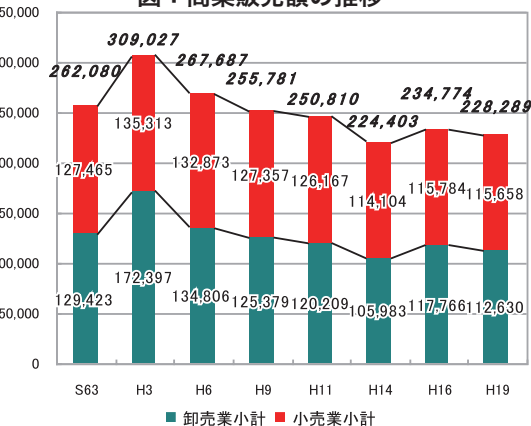
卸売業の商業販売額が112,630百万円、小売業が115,658百万円で、その割合は経年的にも同じである。

平成19年現在の商店数及び従業者数は1,756店舗、10,387人であり、商店数及び従業者数の推移は概ね減少傾向にある。特に、店舗数の減少は著しく、昭和63年に対し平成19年の店舗数は約6割となっている。

図：商店数・従業者数の推移



図：商業販売額の推移



表：商品販売額・商店数・従業者数の推移

(単位：商店数、人、百万円)

		S63	H3	H6	H9	H11	H14	H16	H19
商店数	合計	2,781	2,736	2,463	2,151	2,107	1,937	1,910	1,756
	卸売業小計	482	541	439	367	407	367	393	337
	小売業小計	2,299	2,195	2,024	1,784	1,697	1,570	1,517	1,419
従業者数	合計	12,583	12,432	12,163	11,347	11,731	11,162	11,184	10,387
	卸売業小計	3,427	3,656	3,423	2,857	3,020	2,659	2,804	2,537
	小売業小計	8,646	8,649	8,737	8,188	8,356	8,503	8,380	7,850
商品販売額	合計	262,080	309,027	267,687	255,781	250,810	224,403	234,774	228,289
	卸売業小計	129,423	172,397	134,806	125,379	120,209	105,983	117,766	112,630
	小売業小計	127,465	135,313	132,873	127,357	126,167	114,104	115,784	115,658

(注) 商品販売額はH17を100.0としたデフレータ補正值による算出結果

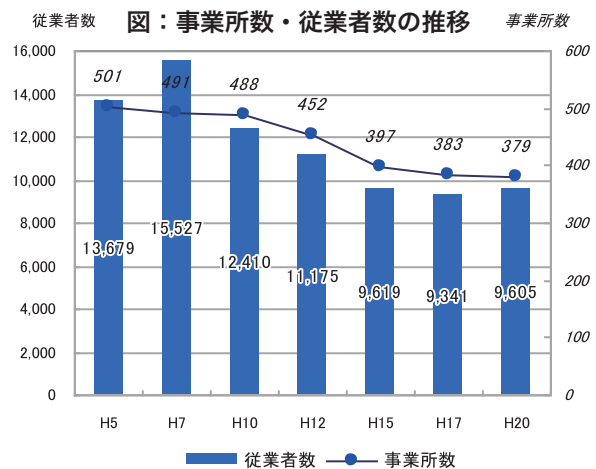
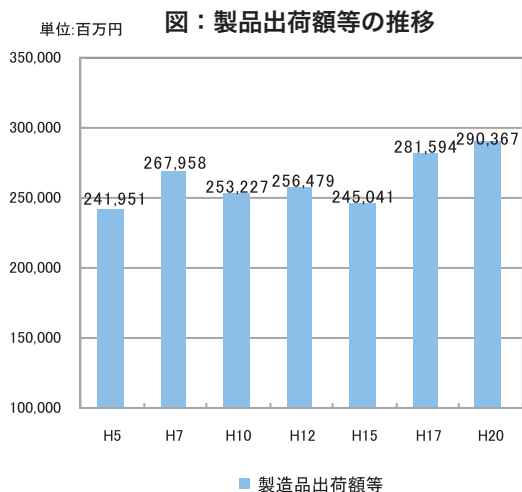
出典：商業統計調査

(4) 工業（事業所数・製造品出荷額等の推移）

- 製造品出荷額等は平成15年までは減少傾向、それ以降は大幅な増加傾向
- 平成20年の製造品出荷額等は平成5年の約1.2倍
- 事業所数及び従業員数は平成15年までは減少傾向、それ以降は概ね横ばい状態

本市の製造品出荷額等の推移は、平成7年から平成15年は、概ね減少傾向にあったが、平成15年以降は大幅な増加傾向を示している。平成20年現在の製造品出荷額は290,367百万円であり、これは平成5年の製造品出荷額の約1.2倍である。

事業所数及び従業員数の推移は、製造品出荷額等と同様に、平成7年から平成15年は概ね減少傾向にあったが、平成15年以降は、概ね横ばい状態になった。平成20年現在の事業所数は379事業所、従業員数は9,605人である。



表：事業所数・従業員数・製品出荷額等の推移 (単位:事業所数, 人, 百万円)

	H5	H7	H10	H12	H15	H17	H20
事業所数	501	491	488	452	397	383	379
従業員数	13,679	15,527	12,410	11,175	9,619	9,341	9,605
製造品出荷額等	241,951	267,958	253,227	256,479	245,041	281,594	290,367

出典：工業統計調査

(注) 製造品出荷額等はH17を100.0としたデフレータ補正値による算出結果

5. 土地利用

(1) 土地利用規制の状況

①都市計画法（地域地区等）

- 都市計画区域は10,376ha、行政区域の約12%
- 市街化区域は2,510haで、都市計画区域の約24%
- 住宅系用途地域が7割、商業系用途地域が1割、工業系用途地域が2割
- 商業系用途地域は、川北、川中、川南地区一帯に指定
- 工業系用途地域は、国道10号沿道、延岡港、延岡新港周辺を指定
- 準防火地域は商業地域を中心に指定
- 風致地区は城山公園周辺を指定

本市の都市計画区域の面積は10,376haであり、行政区域面積86,800haの約12%にあたる。市街化区域の面積は2,510haであり、都市計画区域面積の約24%にあたる。

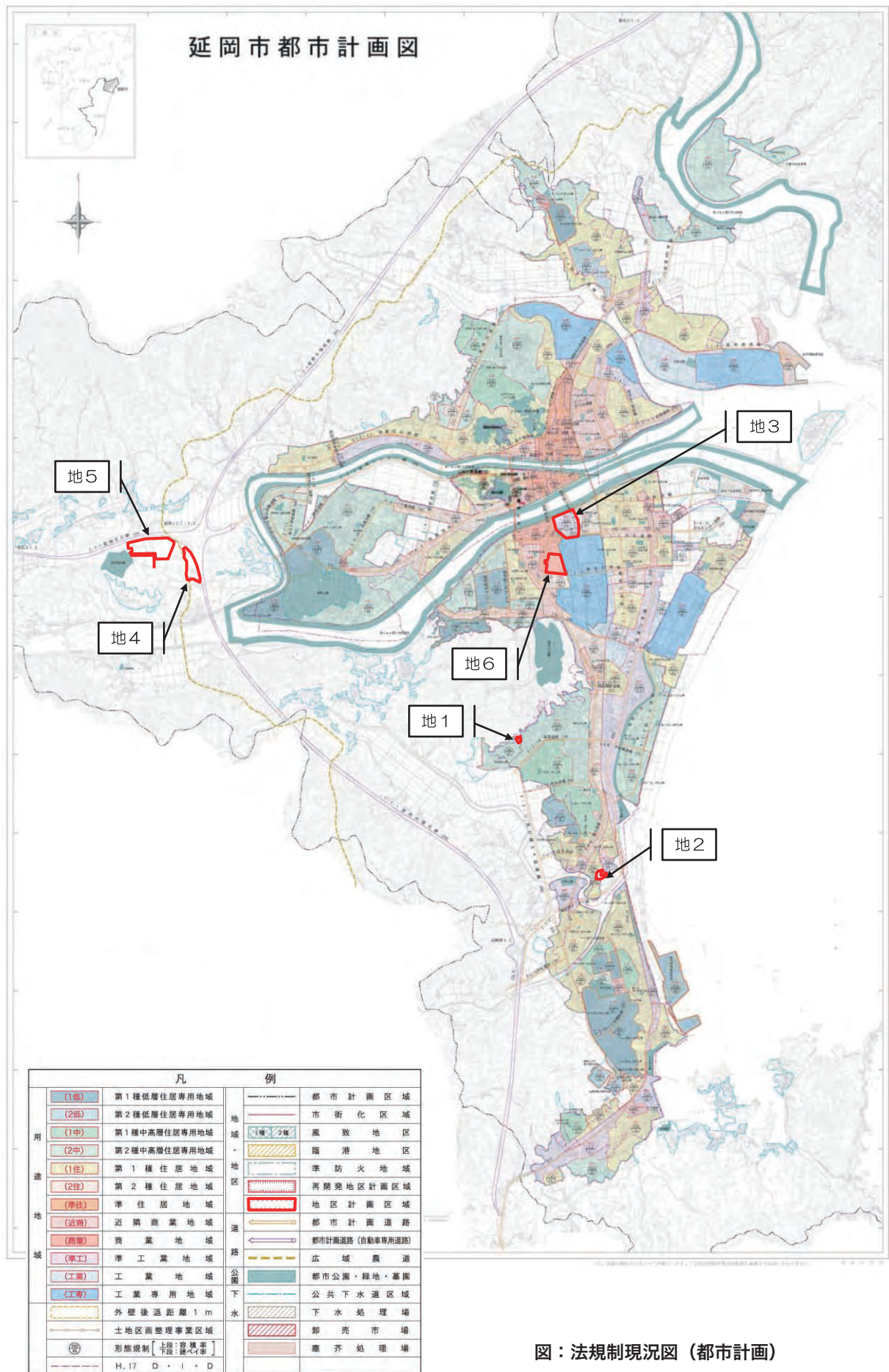
市街化区域内の用途地域の内訳をみると、住宅系用途地域が1,759ha（70.1%）、商業系用途が220ha（8.8%）、工業系用途が531ha（21.1%）となっている。

商業系用途地域は、既存の商業地がある川北、川中、川南地区一帯を指定している。工業系用途地域は、市街地を南北にはしる国道10号沿道、並びに、延岡港及び延岡新港周辺を指定している。

その他の地域地区として、準防火地域が商業地域を中心とした地区に指定されており、風致地区が城山公園周辺に指定されている。

表：法規制（地域地区等）

区	分	規	模	最終指定年月日
都市計画区域			10,376 ha	昭和56年7月3日
用途地域	市街化区域		2,510 ha	平成19年4月20日
	第一種低層住居専用地域	176 ha	7.0 %	平成19年4月20日
	第二種低層住居専用地域	29 ha	1.2 %	
	第一種中高層住居専用地域	119 ha	4.7 %	
	第二種中高層住居専用地域	569 ha	22.7 %	
	第一種住居地域	696 ha	27.7 %	
	第二種住居地域	170 ha	6.8 %	
	準住居地域	-		
	近隣商業地域	137 ha	5.5 %	
	商業地域	83 ha	3.3 %	
	準工業地域	234 ha	9.3 %	
	工業地域	71 ha	2.8 %	
	工業専用地域	226 ha	9.0 %	
準防火地域		148.76 ha	昭和32年3月29日	
臨港地区	延岡港	10.7 ha	昭和56年7月3日	
	延岡新港	20.8 ha	昭和61年4月8日	
風致地区	城山風致地区	8.8 ha	昭和10年9月3日	
市街化調整区域			7,866 ha	平成19年4月20日



図：法規制現況図（都市計画）

②都市計画法（その他）

- 良好な居住環境を形成する住宅地を目的とした地区計画を2箇所指定
- 居住環境と生産環境が調和したまちづくりを目的とした地区計画を1箇所指定
- 周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目的とした地区計画を2箇所指定
- 隣接する住環境に配慮した商業施設の整備を目的とした再開発地区計画を1箇所指定

本市は地区計画5地区、再開発地区計画1地区を決定している。

地区計画の指定内容は、若葉地区及び塩浜地区において、良好な居住環境の形成と保全を目的に指定し、中島地区では住宅地と工業地の共存による良好な環境の保全を目的に指定している。また、クリアパーク延岡工業団地では、快適で潤いのある工業団地の形成を目的に指定を行っている。

旭町再開発地区計画は、遊休地の土地利用転換を契機に、新たなライフスタイルに対応した都市機能の実現を図ることを目標にしている。

表：地区計画の決定状況

地区名	面積	告示年月日	地区計画の目標	土地利用の方針	番号
若葉地区	約 0.3 ha	H17.3.31	<p>当地区は、延岡市愛宕山の南裾に位置し、周辺を土地区画整理事業や開発行為で整備された住宅地に囲まれた市街化調整区域で、自然環境にも恵まれた箇所でもある。</p> <p>近年、当地区中央を通過する市道も整備が行われた結果、無秩序な建築等による不良な街区形成がなされるおそれがある。</p> <p>このことから、当地区に地区計画を策定し、戸建住宅地として適正な制限を定め、良好な居住環境の形成と保全を図ることを目標とする。</p>	<p>良好な居住環境を形成するため、低層住宅地としての土地利用とし、建築物及び地区施設を計画的に誘導、配置することにより、居住環境と自然環境が調和する地区とする。</p>	地-1
塩浜地区	約 0.8 ha	H19.2.9	<p>当地区は、延岡市の中心部から南部約5Kmに位置し、周辺を山林と住宅地に囲まれた市街化調整区域であり、自然環境に恵まれた地区である。</p> <p>この地区に隣接して延岡市塩浜工業団地の開発が行われ道路や公共施設の整備が進んでおり、都市的な土地利用が望まれる地区でもある。</p> <p>このことから当地区に地区計画を策定し、周辺の豊かな自然環境を活かし、緑豊かで潤いのある良好な居住環境の形成と保全を図ることを目標とする。</p>	<p>良好な居住環境を形成するため、低層住宅地としての土地利用とし、建築物及び地区施設を計画的に誘導、配置することにより居住環境と自然環境が調和する地区とする。</p>	地-2
中島地区	約 7.5 ha	H8.5.1	<p>本地区は、延岡市のほぼ中央に位置し、IC工場、体育館、病院、住宅及び事業所等が混在する地区である。このため、建築物及び地区施設を計画的に誘導、配置することにより、良好な環境の保全を図り、住宅と工場が共存する地区とする。</p>	<p>工場及び住宅等が混在する建築物の用途に配慮し、居住環境と生産環境が調和したまちづくりを進め、地区全体として良好な環境を保持する。</p>	地-3

地図番号（前頁参照）

地区名	面積	告示年月日	地区計画の目標	土地利用の方針	番号
クレアパーク 延岡工業団地 第1地区	約 5.3 ha	H20.3.28	当地区は、延岡市の中心部から西部約4.5Kmに位置し、周辺は丘陵地で自然環境に恵まれた市街化調整区域にあり、「クレアパーク延岡工業団地」として形成されている。この地区の東側に国道10号延岡道路が隣接し、延岡インターチェンジに近く交通利便性の優れた地区である。これらの立地条件を生かし、工業団地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目的とするため地区計画を定めるものである。	工業団地として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により工場等以外の用途を除外するとともに、その他建築物等に関する事項を定め、周辺の自然や景観に配慮して土地利用を図る。	地-4
クレアパーク 延岡工業団地 第2地区	約 14.1 ha	H22.8.6	当地区は、延岡市の中心部から西方約5Kmに位置し、東側にはクレアパーク延岡工業団地第1地区が配置され、西側は市民憩いの場である延岡植物園に隣接する自然環境に恵まれた市街化調整区域である。また、延岡ジャンクションインターチェンジに近く、交通利便性の優れた地区でもある。 これらの立地条件を生かし、延岡市長期総合計画及び延岡市都市計画マスタープランでは、「クレアパーク延岡」工業団地ゾーンとして位置付けられており、工業団地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目標とするため、地区計画を定めるものである。	当地区は、製造業をはじめとする企業の新たな工業団地として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により工業等以外の用途を除外するとともに、その他建築物等に関する規制を行い、周辺の自然や国道10号延岡道路、国道218号北方延岡道路からの景観に配慮した土地利用を図る。	地-5
旭町再開発 地区	約 5.0 ha	H3.8.9	延岡市の主な商業集積地の一つである川南地区の拠点として、また延岡市全体の地域活性化を誘導する拠点地区として整備する。 このため、遊休地の土地利用転換を契機に、公共施設等の整備を行い、アメニティ機能やカルチャー機能等の新しい機能を備えた商業施設の配置によって、新たなライフスタイルに対応した都市機能の実現を図る。	商業の利便の増進を図り、新たな広域対応型の商業集積地区にふさわしい市街地を形成するため、土地利用の方針を次のように定める。 商業・飲食・アミューズメント・スポーツ・カルチャー・サービス施設等を含む商業系複合施設を配置する。 また、当地区に隣接する学校及び住宅地の住環境に配慮したものとする。	地-6

③その他の土地利用規制（農振法、森林法、自然公園法、その他）

- 農用地区域は、農業振興地域25,579haの12.9%、3,303haを指定
- 農用地区域の内訳は、農用地3,289ha、農業用施設用地14ha
- 国有林9,429ha、民有林63,908ha、保安林15,154ha
- 都市計画区域外に祖母・傾国定公園、日豊海岸国定公園、祖母・傾県立自然公園
- 砂防指定地249件、地すべり防止区域3地区、急傾斜地崩壊危険区域265件

本市の農業振興地域は、行政区域面積86,800haのうち市街化区域と大規模な山林を除く25,579ha（行政区域面積の29.5%）が指定されている。また、農業振興地域の12.9%にあたる3,303haを農用地区域に指定しており、その内訳は、農用地3,289ha、農業用施設用地14haとなっている。

本市の森林面積は73,337haあり、所有区分別にみると国有林が9,429ha（森林面積の約13%）、民有林が63,908ha（森林面積の約87%）となっている。民有林の99.9%にあたる63,880.67haが地域森林計画対象民有林に指定されており、森林地域における開発行為を制御し、森林の土地の適正な利用を確保している。さらに、民有林面積の約24%にあたる15,154haは保安林に指定されており、伐採や開発に制限を行っている。

また、本市には自然公園法の自然公園として、祖母・傾国定公園、日豊海岸国定公園、祖母・傾県立自然公園の3地区が指定されているが、都市計画区域内は該当しない。

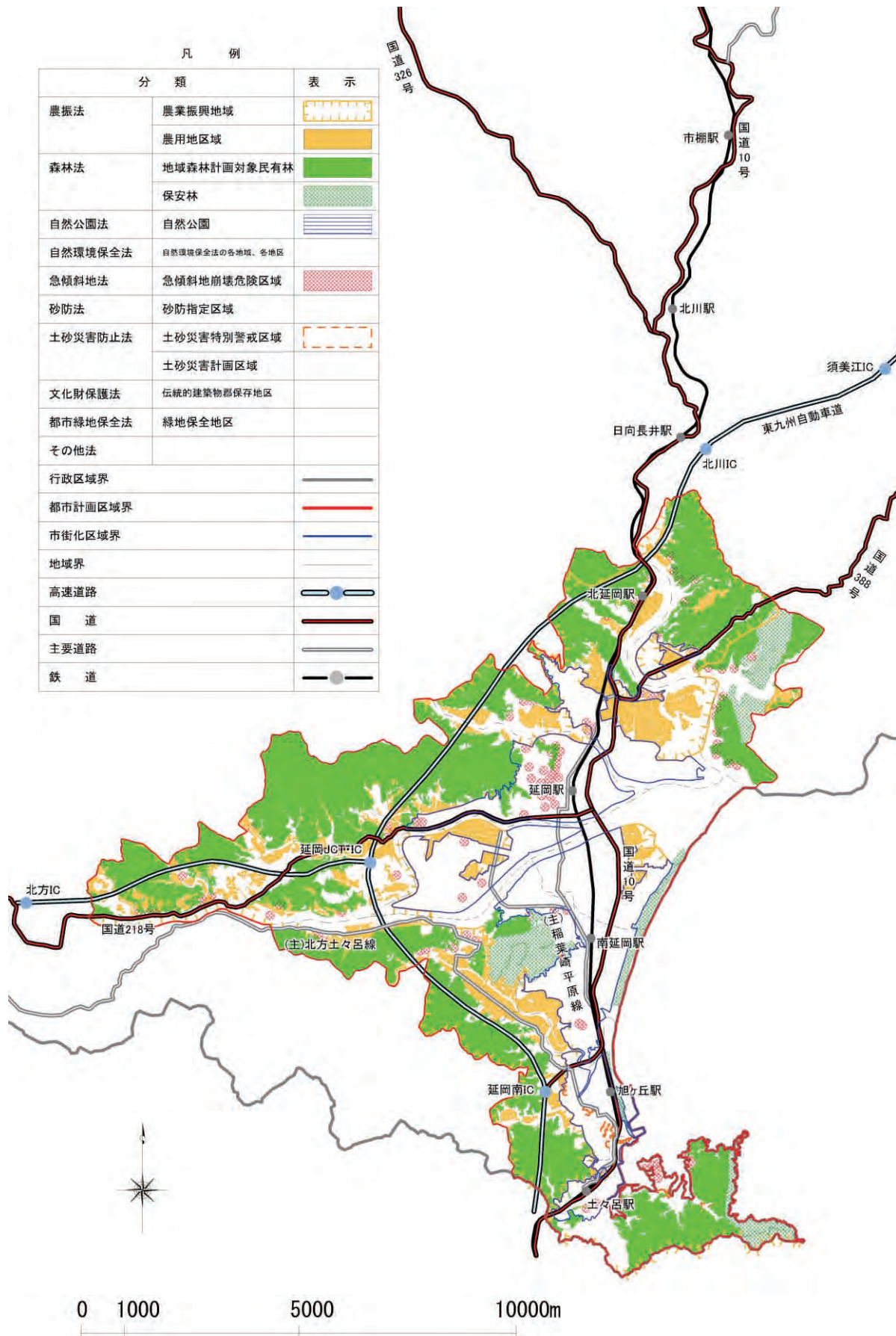
その他の法規制として、本市には砂防指定地249件、地すべり防止区域3地区、急傾斜地崩壊危険区域265件が指定されている。なお、地すべり防止区域3地区は都市計画区域外での指定である。

表：法規制（農振法、森林法、自然公園法、その他）

根拠法	名称	規模	備 考
農振法	農業振興地域	25,579ha	
	農用地区域	3,303ha	農用地3,289ha、農業用施設用地14ha
森林法	地域森林計画対象民有林	63,880.67ha	
	保安林	15,154ha	
自然公園法	自然公園	42,954ha	祖母・傾国定公園11,760ha(延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)
			日豊海岸国定公園4,224ha(延岡市、日向市、門川町)
			祖母・傾県立自然公園26,970ha(延岡市、高千穂町、日之影町)
その他	砂防指定地	249件	
	地すべり防止区域	3地区	荒平・猿渡・下崎:都市計画区域外
	急傾斜地崩壊危険区域	265件	

出典：延岡市の市勢、延岡土木事務所管内図

注）自然公園の面積には、関係市町村の面積を含む。



図：法規制現況図（その他）（平成22年度）

(2) 土地利用現況

- 都市計画区域内の土地利用は自然的土地利用が69.4%、都市的土地利用が30.6%
- 市街化区域内は自然的土地利用が14.9%、都市的土地利用が85.1%
- 市街化調整区域内は、自然的土地利用が86.7%、都市的土地利用が13.3%

本市の都市計画区域内の土地利用は、自然的土地利用が69.4%、都市的土地利用が30.6%であり、土地利用区分別に割合が高い順で見ると、森林42.1%、宅地16.0%、農地13.1%、その他の自然地8.3%、道路6.4%の順になっている。

市街化区域内は、自然的土地利用が14.9%、都市的土地利用が85.1%であり、土地利用区分別に割合が高い順で見ると、宅地53.4%、道路用地14.2%、公益施設用地10.6%、農地6.2%、その他の空地5.8%の順になっている。

一方、市街化調整区域内の土地利用は、自然的土地利用が86.7%、都市的土地利用が13.3%であり、土地利用区分別に割合が高い順で見ると、森林54.0%、農地15.3%、その他の自然地10.0%、水面7.4%、宅地4.1%の順になっている。

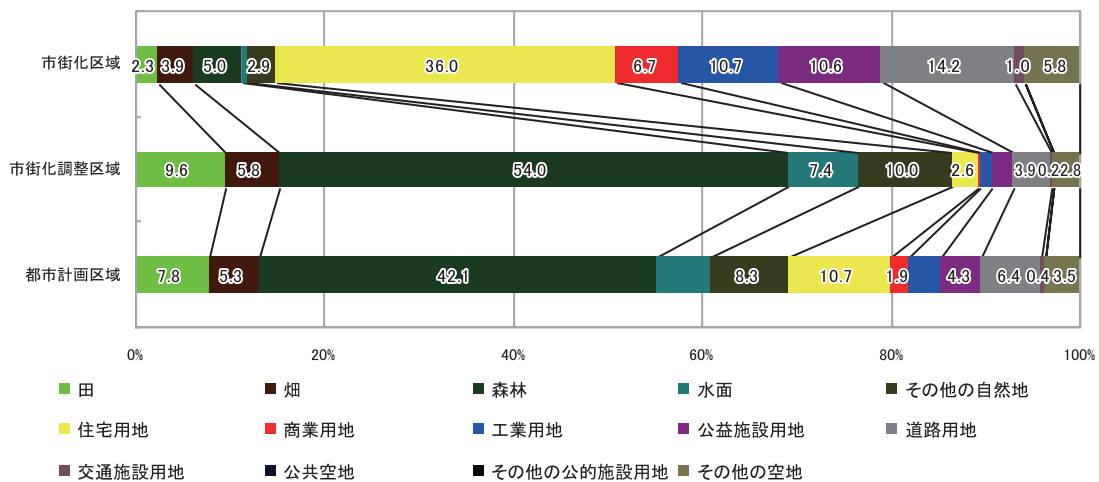
表：土地利用別面積

(平成19年度)

土地利用区分		都市計画区域						
		市街化区域		市街化調整区域		合計		
		面積	比率	面積	比率	面積	比率	
自然的 土地利用	農地	田	58.8 ha	2.3 %	752.2 ha	9.6 %	811.0 ha	7.8 %
		畑	97.9 ha	3.9 %	453.5 ha	5.8 %	551.4 ha	5.3 %
			156.7 ha	6.2 %	1,205.7 ha	15.3 %	1,362.4 ha	13.1 %
	森林	126.1 ha	5.0 %	4,244.5 ha	54.0 %	4,370.6 ha	42.1 %	
	水面	17.5 ha	0.7 %	584.3 ha	7.4 %	601.8 ha	5.8 %	
	その他の自然地	73.8 ha	2.9 %	787.5 ha	10.0 %	861.3 ha	8.3 %	
	小計	374.1 ha	14.9 %	6,822.0 ha	86.7 %	7,196.1 ha	69.4 %	
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	904.2 ha	36.0 %	204.4 ha	2.6 %	1,108.6 ha	10.7 %
		商業用地	167.7 ha	6.7 %	30.0 ha	0.4 %	197.7 ha	1.9 %
		工業用地	268.2 ha	10.7 %	88.3 ha	1.1 %	356.5 ha	3.4 %
			1,340.1 ha	53.4 %	322.7 ha	4.1 %	1,662.8 ha	16.0 %
	公益施設用地	266.8 ha	10.6 %	179.5 ha	2.3 %	446.3 ha	4.3 %	
	道路用地	356.7 ha	14.2 %	303.1 ha	3.9 %	659.8 ha	6.4 %	
	交通施設用地	26.1 ha	1.0 %	18.9 ha	0.2 %	45.0 ha	0.4 %	
	公共空地	0 ha	0.0 %	0 ha	0.0 %	0 ha	0.0 %	
	その他の公的施設用地	0 ha	0.0 %	0 ha	0.0 %	0 ha	0.0 %	
	その他の空地	146.2 ha	5.8 %	219.8 ha	2.8 %	366.0 ha	3.5 %	
	小計	2,135.9 ha	85.1 %	1,044 ha	13.3 %	3,179.9 ha	30.6 %	
合計		2,510 ha	100.0 %	7,866 ha	100.0 %	10,376 ha	100.0 %	

資料：宮崎県都市計画基礎調査

図：土地利用別面積比率





図：土地利用現況図（平成19年度）

(3) 開発動向

①市街地整備の状況

○ 市街地整備済み区域は市街化区域面積の約31%

○ 土地区画整理事業は、市街地整備済み区域の約80%に該当し、27地区663.7ha

本市の市街地整備の状況をみると、昭和初期から市街地の中心部において土地区画整理事業や戦災復興事業、市街地開発事業等が行われている。それらの事業の事業区域の面積は約789.2haであり、現在の市街化区域面積（2,510ha）の約31%にあたる。

市街地整備が行われた地域の内、約80%にあたる地域で土地区画整理事業が行われており、全事業地区数は27地区となり、事業区域面積の合計は663.7haになっている。

表：延岡市の市街地整備の状況

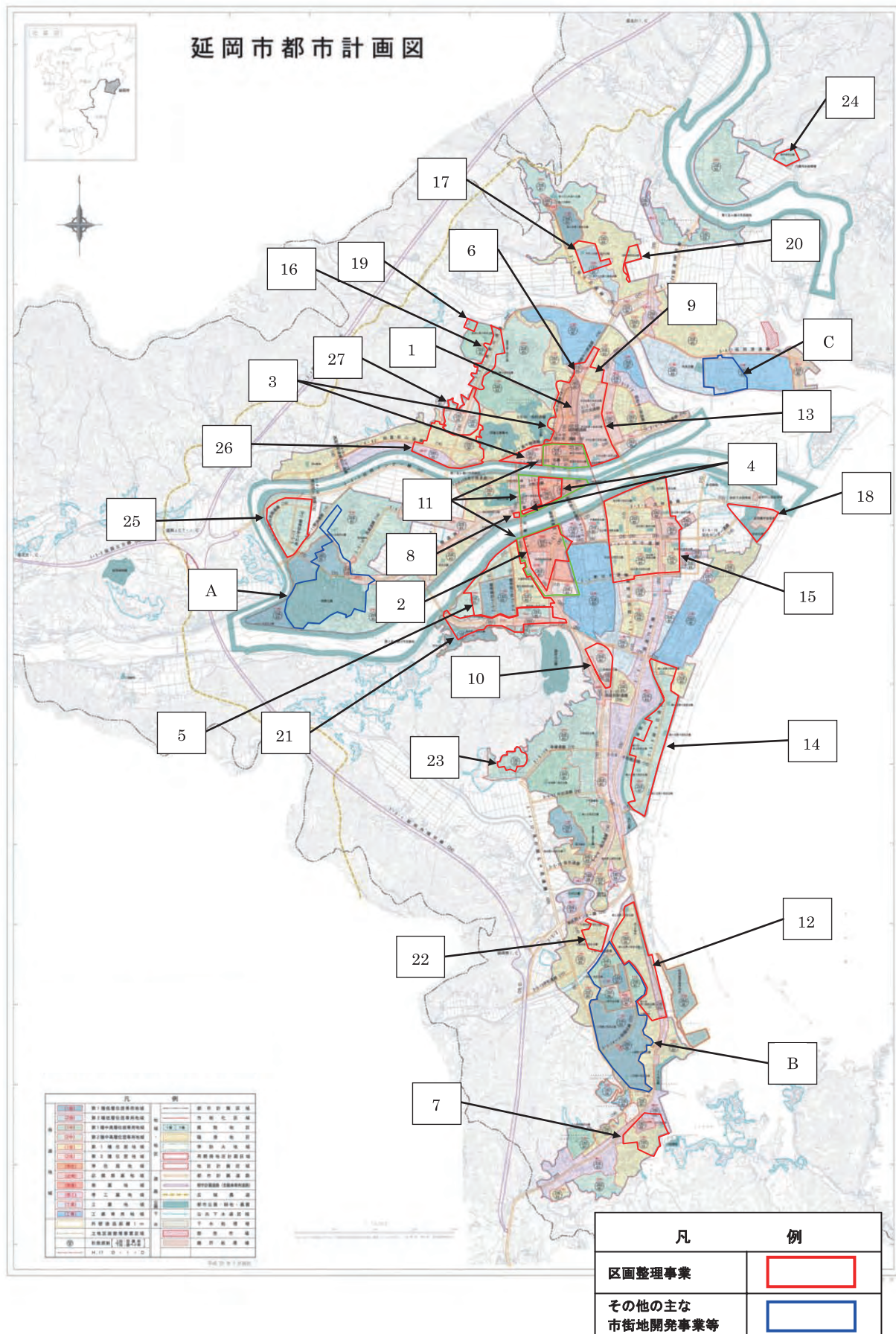
市街地整備事業	面積(ha)	備考
旧都計法に基づく土地区画整理事業	148.6	事業区域が戦災復興事業と重なる第2・第4土地区画整理事業区域を除く
戦災復興事業	93.3	
土地区画整理事業	385.8	
その他の主な市街地開発事業区域面積	161.5	
計	789.2	

表：区画整理事業

番号	地区名	施行者	面積(ha)	施行期間	都市計画決定日	摘要
1	第1土地区画整理事業	組合施行	13.1	S. 9. 2. 8 ~ S.17.10.13	—	旧都計法12条
2	第2	〃	27.9	S. 9. 8. 3 ~ S.15.11. 5	—	〃
3	第3	〃	34.3	S. 9.10. 4 ~ S.35. 4. 5	—	〃
4	第4	〃	8.1	S. 9.10. 4 ~ S.15. 7.30	—	〃
5	第5	〃	53.2	S.10.10.29 ~ S.35. 4. 5	—	〃
6	第6	〃	2.0	S.11. 2.19 ~ S.17. 1.16	—	〃
7	土々呂	〃	21.9	S.11. 9.19 ~ S.35. 4. 5	—	〃
8	柳沢町	〃	2.4	S.12.11. 5 ~ S.16. 9. 2	—	〃
9	松馬場	〃	6.3	S.12.11. 6 ~ S.14. 3. 3	—	〃
10	南延岡	〃	15.4	S.15. 6.12 ~ S.19.10.20	—	〃
11	延岡復興	宮崎県	93.3	S.22. 4.22 ~ S.35. 9.20	S.21. 8.19	戦災復興事業
12	旭ヶ丘	延岡市	36.4	S.34. 3.31 ~ S.42. 4.26	S.33. 4.30	
13	日の出	〃	28.8	S.37.11.17 ~ S.48. 6.18	S.36. 3.16	
14	緑ヶ丘	〃	49.7	S.39. 7. 3 ~ S.47.12.28	S.36. 3.16	
15	出北	〃	94.9	S.45. 5.28 ~ S.63. 5.31	S.45. 1.30	
16	富美山	組合施行	14.2	S.49. 2. 8 ~ S.59. 3. 6	—	
17	千代ヶ丘	個人施行	11.4	S.54. 3.20 ~ S.56.12. 4	—	
18	東浜砂	共同施行	17.2	S.55. 3.18 ~ S.61. 8.22	—	
19	小柚木	組合施行	0.9	S.56. 1.16 ~ S.57. 1.16	—	
20	稲葉崎	〃	4.1	S.58. 7.15 ~ S.62. 2.27	—	
21	愛宕	〃	29.9	S.60. 2.12 ~ H.10. 1. 9	H. 5. 7.26	
22	大福良	〃	8.9	S.60. 7.30 ~ S.62. 7.10	—	
23	片田	〃	6.4	H. 1.10. 6 ~ H. 7. 6. 9	—	
24	荒平	〃	3.8	H. 2.12. 7 ~ H. 5. 9. 2	—	
25	野田	延岡市	30.1	H. 8. 9.25 ~ H.22. 3.19	H.11. 1.11	
26	岡富古川	〃	31.1	H.17. 2. 1 ~ H.31. 3.31	H.16. 3.31	
27	多々良	組合施行	18.0	H.18. 8.21 ~ H.26. 3.31	H.18. 4.20	

○その他の主な市街地開発事業等

記号	事業名	施行者	面積(ha)	摘要
A	西階地区総合開発事業	市	49.5	
B	一ヶ岡新住宅市街地開発事業	市	93.8	
C	延岡鉄工団地集団化事業	市	18.2	
	計		161.5	



図：市街地整備の状況

②宅地開発及び開発許可の状況

- 住宅用地の開発が多く、そのほとんどが土地区画整理事業により実施
- 事業主体は、公的機関と土地区画整理事業組合
- 施行中は2事業（岡富古川地区と多々良地区）

本市の近年における宅地開発の状況は、住宅用地の開発が多く、そのほとんどが土地区画整理事業によって行われている。事業主体は延岡市、延岡市土地開発公社の公的機関が多く、その他は土地区画整理事業組合である。これらのほとんどの事業は、約10年前に完了しており、施行中の事業は岡富古川土地区画整理事業と多々良土地区画整理事業の2事業である。

また、開発許可については、減少傾向を示しており、平成13年以降は、年間5件、25,000㎡程度の開発にとどまるなど、大規模な開発の終息傾向が示されている。

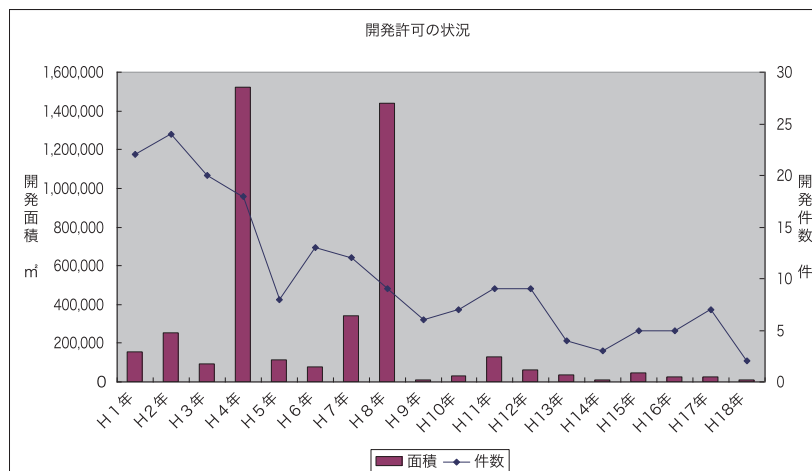
宅地開発の状況

(平成19年度)

事業手法	事業主体	事業面積 (㎡)	事業期間	主な用途
愛宕土地区画整理事業	組合	299,000	S60~H10	住宅用地
片田土地区画整理事業	組合	64,000	H1~H7	住宅用地
野田土地区画整理事業	延岡市	301,000	H8~H21	住宅用地
その他の開発行為	延岡市土地開発公社	11,400	H11~H12	消防施設用地
公的住宅団地の造成	延岡市土地開発公社	5,034	H10~H11	住宅用地
工業団地造成	延岡市	41,692	H10~H11	工業用地
その他の開発行為	延岡市	255,556	H8~H9	大学用地
岡富古川土地区画整理事業	延岡市	311,000	H16~H30	住宅用地
多々良土地区画整理事業	組合	180,000	H18~H25	住宅用地

資料：宮崎県都市計画基礎調査

開発許可の状況



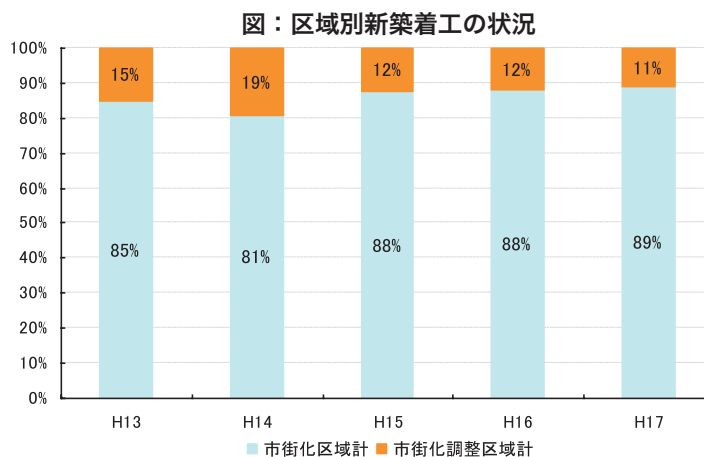
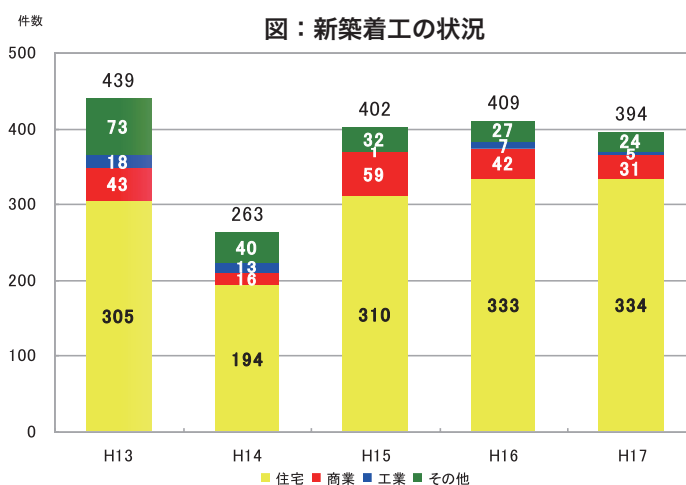
③新築着工状況

- 平成13年から平成17年までの新築着工件数は1,907件、年間平均380件
- 平成14年度の着工件数（263件）を除くと年間400件前後を推移
- 用途別の割合は、住宅77%、その他10%、商業10%、工業3%
- 区域別に見ると市街化区域内約90%程度、市街化調整区域10%程度
- 市街化調整区域は住宅60%程度で、その他（23%）の割合が高い
- 市街化区域は、川島町、富美山町、野田町、大貫町5・6丁目、別府町、浜町、伊形町が多い
- 市街化調整区域では、舞野町、大貫町4丁目、方助町、小野町が多い

本市の都市計画区域内の新築着工の状況は、平成13年から平成17年までの5年間で1,907件、年間平均約380件が建築されている。経年的に見ると、平成14年の着工件数が263件であり、他の年の着工件数と比較すると低くなっているが、その他の年は年間約400件前後を推移している。

新築を用途別に見ると、住宅が77%、その他10%、商業10%、工業3%の割合となっている。

区域別に見ると、市街化区域内が約9割、市街化調整区域が約1割となっている。また、用途別の割合を見ると市街化区域内の住宅の割合が約80%程度であるのに対し、市街化調整区域は60%程度で、その割合が低く、住宅・商業・工

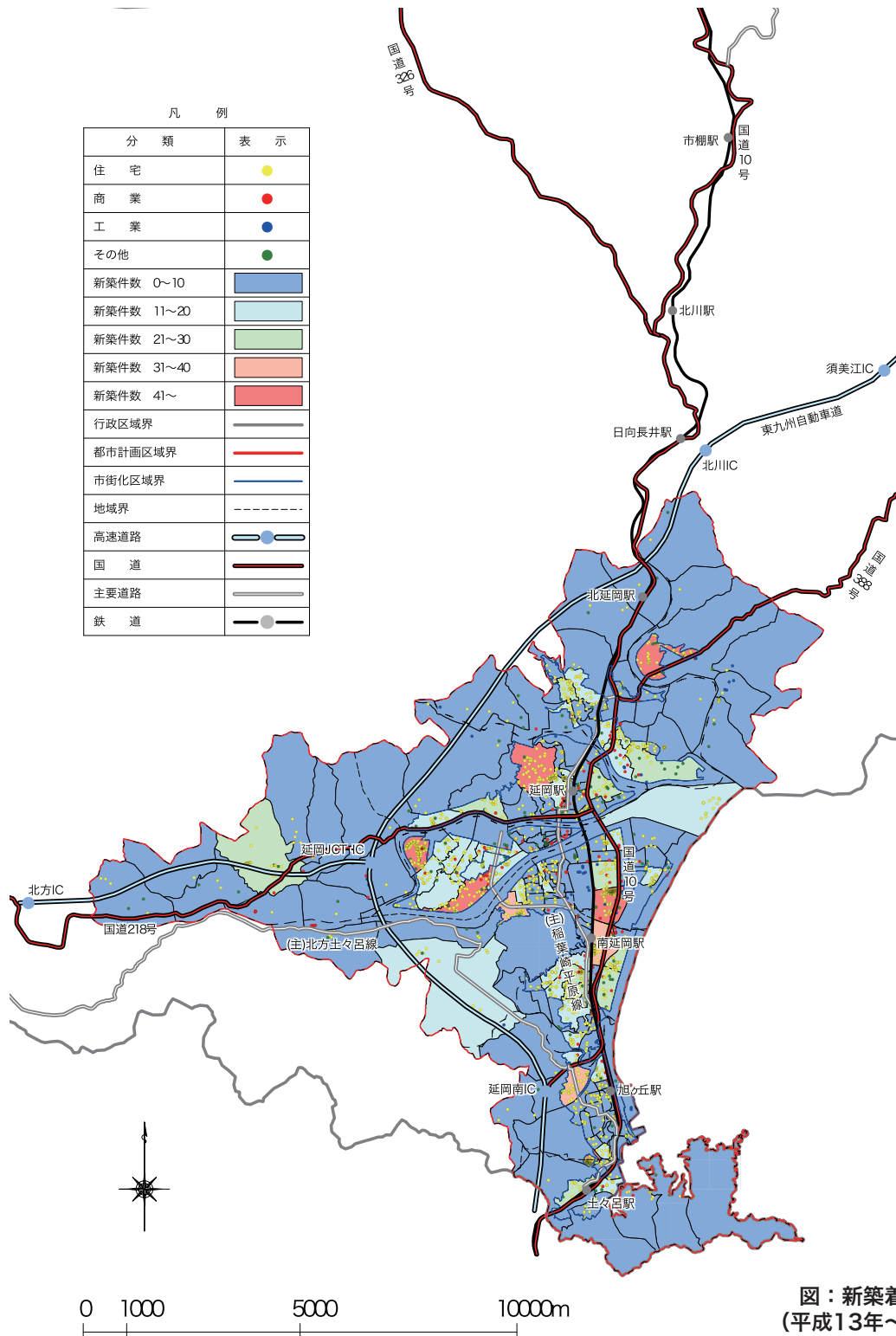


表：新築着工の状況

(単位:件数,%)

年次	市街化区域計					市街化調整区域計					合計	
	住宅	商業	工業	その他	合計	住宅	商業	工業	その他	合計		
H13	件数	273	35	15	50	373	32	8	3	23	66	439
	割合	73.2	9.4	4.0	13.4	100.0	48.5	12.1	4.5	34.8	100.0	
H14	件数	165	13	8	27	213	29	3	5	13	50	263
	割合	77.5	6.1	3.8	12.7	100.0	58.0	6.0	10.0	26.0	100.0	
H15	件数	275	52	1	24	352	35	7	0	8	50	402
	割合	78.1	14.8	0.3	6.8	100.0	70.0	14.0	-	16.0	100.0	
H16	件数	302	36	2	21	361	31	6	5	6	48	409
	割合	83.7	10.0	0.6	5.8	100.0	64.6	12.5	10.4	12.5	100.0	
H17	件数	306	26	4	15	351	28	5	1	9	43	394
	割合	87.2	7.4	1.1	4.3	100.0	65.1	11.6	2.3	20.9	100.0	
合計	件数	1,321	162	30	137	1,650	155	29	14	59	257	1,907
	割合	80.1	9.8	1.8	8.3	100.0	60.3	11.3	5.4	23.0	100.0	

業以外のその他の割合(23%)が高くなっている。新築着工件数を地区別に見ると、市街化区域内は川島町(第2種中高層住居専用地域)、富美山町(第1種及び第2種中高層住居専用地域)、野田町(第2種中高層住居専用地域)、大貫町5・6丁目(第2種中高層住居専用地域)、別府町(第1種住居地域・準工業地域)、浜町(第1種住居地域・準工業地域)、伊形町(第1種住居地域)が多く、これらは、国道10号沿道及び第一種住居地域または第二種中高層住居専用地域内の地区である。また、市街化調整区域では、舞野町、大貫町4丁目、方財町、小野町が多い状況である。



図：新築着工状況図
(平成13年～平成17年)

④農地転用状況

- 平成8年から平成17年までに、2,388件、117.0haにおいて農地転用
- 用途別に見ると住宅用地が1,504件、59.0haと最も多い
- 区域別の割合は、市街化区域約8割、市街化調整区域約2割
- 面積割合の推移は、市街化調整区域の割合が増加、平成17年は4割弱
- 市街化区域の推移は減少傾向、平成8年に対し平成17年の転用件数、面積ともに約4割
- 市街化調整区域の推移は、平成8年から横ばい状態
- 市街化区域内は稲葉崎町3・5・6丁目、大武町、粟名野町、別府町、野田町、伊形町
- 市街化調整区域では、夏田町、天下町、石田町が多い

表：農地転用状況(区域別)H8～H17 (ha)

区域	住宅用地		工業用地		公共施設用地		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
市街化区域	1,301	48.1	142	8.3	40	4.2	508	28	1,991	89.1
市街化調整区域	203	10.9	22	2.4	10	1.4	162	13	397	27.9
合計	1,504	59.0	164	10.7	50	5.6	670	41.7	2,388	117.0

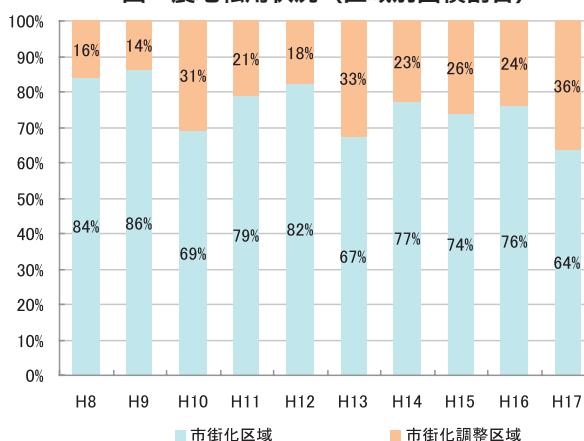
出典：宮崎県都市計画基礎調査

本市の農地転用の状況は、平成8年から平成17年までの10年間で2,388件、117.0haの転用が行われている。用途別に見ると住宅用地が1,504件、59.0haと最も多く、その他が670件、41.7ha、工業用地164件、10.7ha、公共施設用地50件、5.6haの順になっている。また、10年間の区域別の割合を見ると、件数割合と面積割合ともに、市街化区域が約8割程度、市街化調整区域が約2割程度となっている。

また、市街化区域内では平成8年から平成17年の間は概ね減少傾向にあり、平成8年の346件、15.5haに対し、平成17年は136件、5.9haで、約4割となっている。市街化調整区域は、平成8年から平成17年の間は概ね横ばい傾向にある。

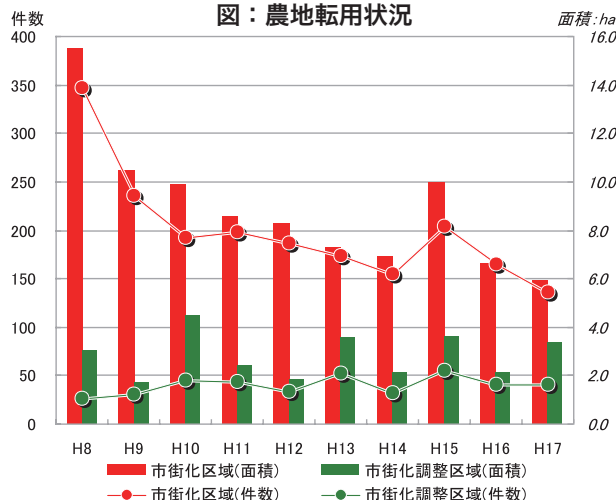
農地転用状況を地区別に見ると、市街化区域内は稲葉崎町3・5・6丁目（第1種住居地域）、大武町（第1種住居地域・工業地域）、粟名野町（第1種住居地域・準工業地域）、別府町（第1種住居地域・準工業地域）、野田町（第2種中高層住居専用地域）、伊形町（第

図：農地転用状況（区域別面積割合）



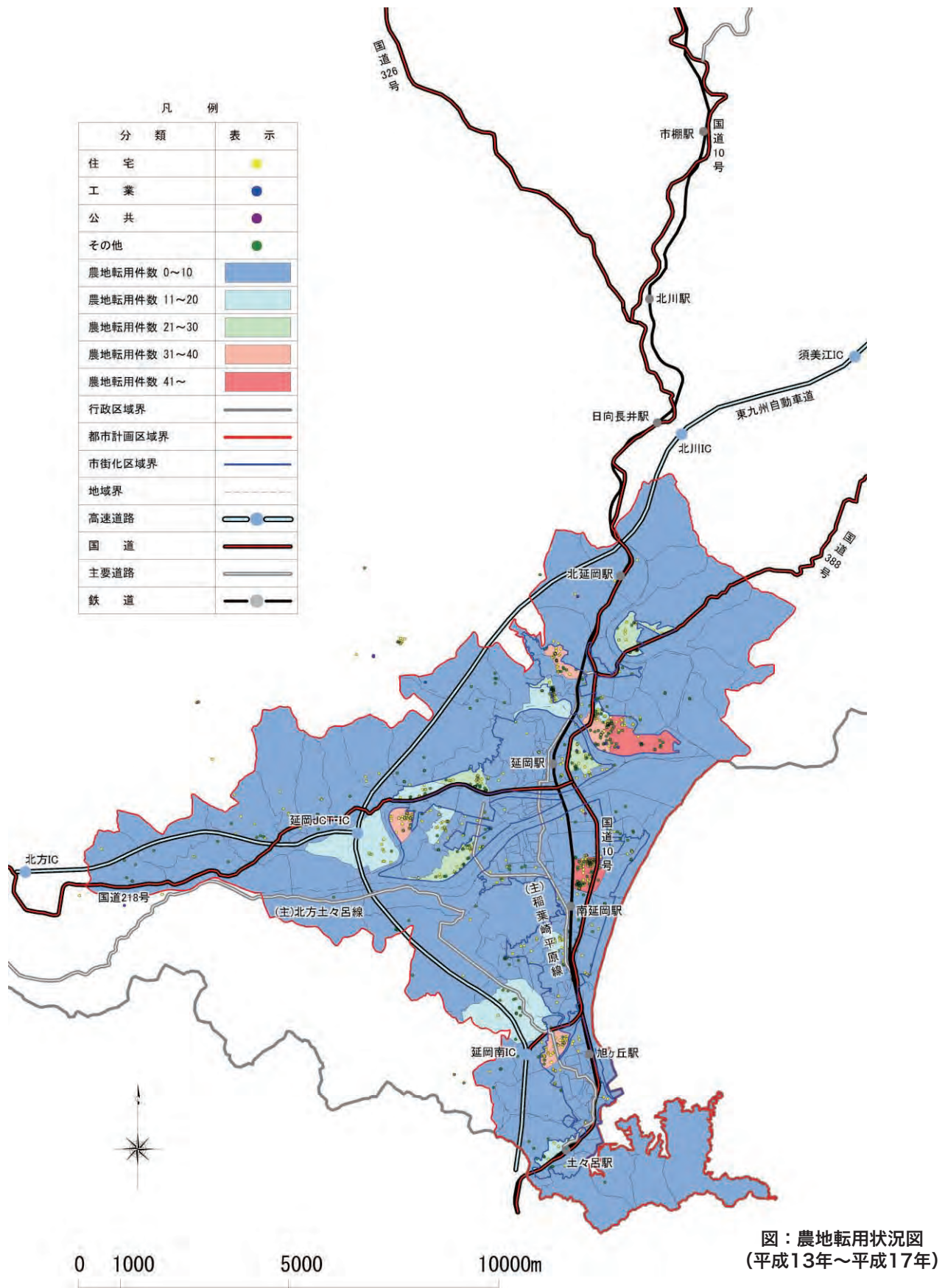
出典：宮崎県都市計画基礎調査

図：農地転用状況



出典：宮崎県都市計画基礎調査

1種住居地域)が多く、これらは国道10号沿道及び市街化区域の西部に位置する地区である。また、市街化調整区域では、夏田町、天下町、石田町が多い状況である。



6. 建物

(1) 建物用途別現況

- 都市計画区域は住宅が72.8%、農林漁業用施設が5.2%、文教厚生施設Bが3.9%、併用住宅が3.9%、運輸倉庫施設3.6%
- 市街化区域では運輸倉庫施設や業務施設の割合が高いが、市街化調整区域では農林漁業用施設の割合が高い
- 建物用途を中分類で見ると住居系用途が78.0%、工業系用途が6.1%、その他が5.4%、商業系用途が5.3%、文教・公共が5.2%
- 市街化区域では、住居系や工業系、商業系の割合が高く、市街化調整区域では、住居系やその他、文教・公共の割合が高い

表 建物用途別現況 (平成19年度)

建物用途	区域	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
		(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
住宅		2,822	73.3	2,581	72.3	5,403	72.8
共同住宅		72	1.9	29	0.8	101	1.4
併用住宅		160	4.2	128	3.6	288	3.9
商業施設		43	1.1	82	2.3	125	1.7
業務施設		157	4.1	67	1.9	224	3.0
宿泊施設		7	0.2	23	0.6	30	0.4
遊戯施設		6	0.2	6	0.2	12	0.2
娯楽施設			0.0	1	0.0	1	0.0
文教厚生施設A		65	1.7	4	0.1	69	0.9
文教厚生施設B		112	2.9	178	5.0	290	3.9
官公庁施設		3	0.1	24	0.7	27	0.4
工業施設		2	0.1	2	0.1	4	0.1
サービス工業施設(A)		41	1.1	25	0.7	66	0.9
サービス工業施設(B)		9	0.2	15	0.4	24	0.3
家内工業施設		54	1.4	17	0.5	71	1.0
運輸倉庫施設		181	4.7	85	2.4	266	3.6
危険物貯蔵・処理施設		10	0.3	11	0.3	21	0.3
農林漁業用施設		99	2.6	288	8.1	387	5.2
供給処理施設		7	0.2	3	0.1	10	0.1
その他			0.0	2	0.1	2	0.0
減失			0.0		0.0	0	0.0
総計		3,850	100.0	3,571	100.0	7,421	100.0
住居系		3,054	79.3	2,738	76.7	5,792	78.0
商業系		213	5.5	179	5.0	392	5.3
文教・公共		180	4.7	206	5.8	386	5.2
工業系		297	7.7	155	4.3	452	6.1
その他		106	2.8	293	8.2	399	5.4
計		3,850	100.0	3,571	100.0	7,421	100.0

出典：宮崎県都市計画基礎調査

注1：文教厚生施設A：床面積が600㎡以下、文教厚生施設B：600㎡を超えるもの

注2：サービス工業施設(A)：床面積が50㎡以下、サービス工業施設(B)：50㎡を超えるもの

本市の都市計画区域内の建物用途別現況をみると、棟数割合が高い建物用途は住宅が72.8%、農林漁業用施設が5.2%、文教厚生施設Bが3.9%、併用住宅が3.9%、運輸倉庫施設3.6%の順になっている。区域別に見ると市街化区域では、住宅が73.3%、運輸倉庫施設4.7%、併用住宅が4.2%、業務施設4.1%、文教厚生施設Bが2.9%の順になっている。

一方、市街化調整区域は、都市計画区域と同じ順位である。市街化区域では、運輸倉庫施設や業務施設の割合が高く、市街化調整区域では農林漁業用施設の割合が高い。

また、建物用途を中分類でみると、住居系用途が78.0%、工業系用途が6.1%、その他が5.4%、商業系用途が5.3%、文教・公共が5.2%になっている。建物用途と同様に、市街化区域では、住居系や工業系、商業系の割合が高く、市街化調整区域では、住居系やその他、文教・公共の割合が高い。

(2) 構造・階数別現況

- 市街化区域内の木造率は棟数比率で74.9%、延べ床面積比率で51.9%
- 木造率90%以上の地区は6地区、極端な木造密集地区はない。
- 準防火地域の木造率は棟数比率で56.2%、延べ床面積比率で25.9%
- 川南地区の木造率（棟数61.8%）が高い

市街化区域内の建物構造の状況をみると、棟数比率で74.9%、延べ床面積の比率で51.9%が木造となっている。棟数比率を地区別でみると、南一ヶ岡七丁目（第2種低層住居専用地域）、野田町北（第2種中高層住居専用地域）、山月町四・五丁目（第1種住居地域）、土々呂町二丁目（第1種住居地域）、桜ヶ丘三丁目（第2種中高層住居専用地域）、山月町二・三丁目（第1種住居地域）などで木造率が90%を越えている。しかし、そのほとんどが住居専用地域内であり、極端な木造密集地区ではない。

また、準防火地域に関する調査区の建物構造の状況をみると、棟数比率で56.2%、延べ床面積の比率で25.9%が木造となっており、建物構造の非木造化が進んでいる。

地区別にみると、川北・川中地区の木造率（棟数）が50%以下であるのに対し、川南地区の木造率は61.8%、南延岡駅前地区は69.4%であり、非木造化が低い状況である。

表 準防火地域内の建物構造 (平成19年度)

地区名	全建物棟数 (棟)	全建物延べ面積 (㎡)	木造建物			
			棟数(棟)	比率(%)	延べ面積(㎡)	比率(%)
川北地区	1,299	241,951	591	45.5	51,121	21.1
川中地区	1,477	239,830	722	48.9	47,766	19.9
川南地区	2,130	317,013	1,316	61.8	89,791	28.3
南延岡駅前地区	974	104,159	676	69.4	44,735	42.9
計	5,880	902,953	3,305	56.2	233,414	25.9

出典：宮崎県都市計画基礎調査

(3) 大規模建築物立地状況

- 1,000㎡以上の規模を有する開発は29件
- 商業系用途地域以外の主要道路沿道で開発が進行

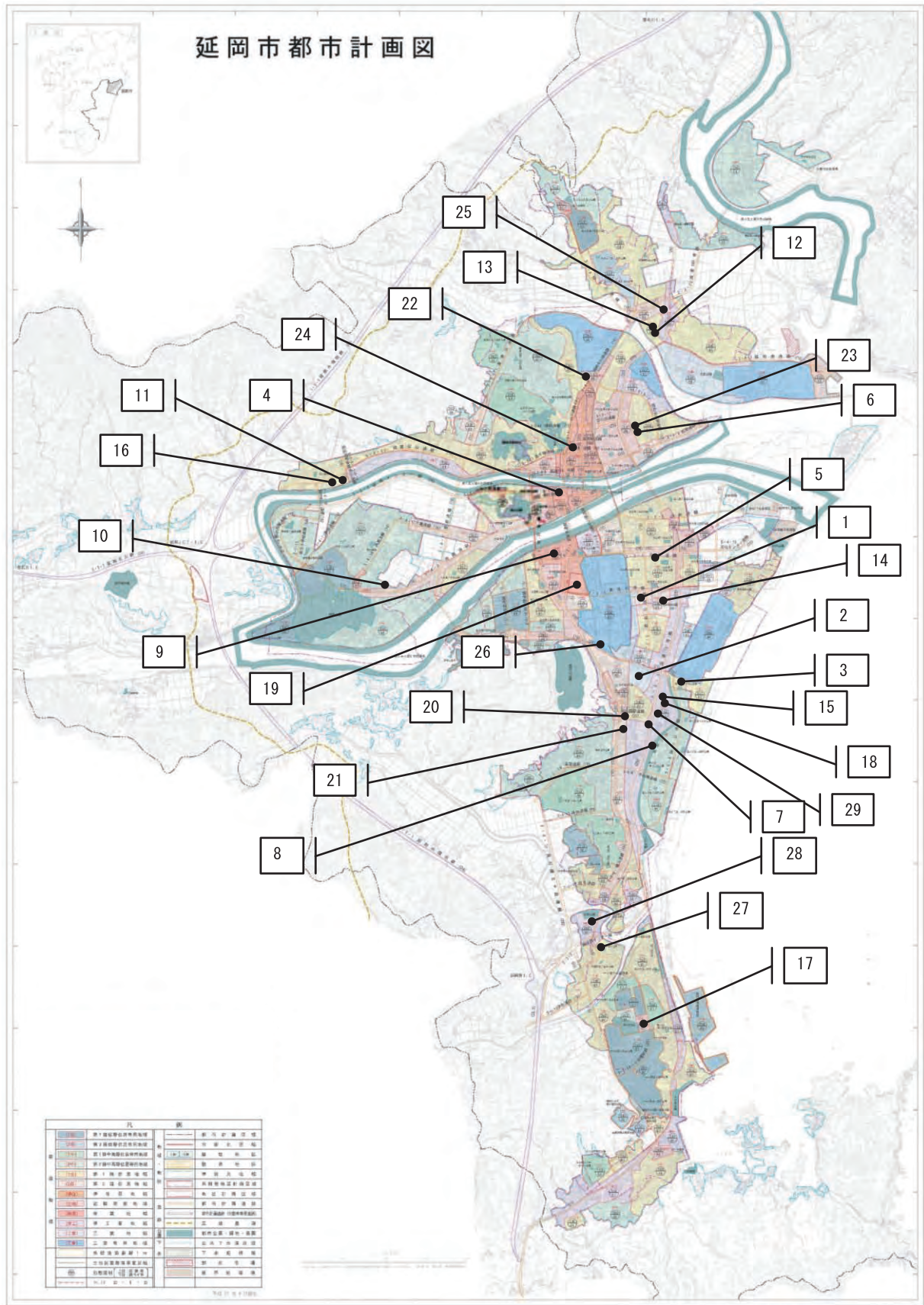
本市の1,000㎡以上の商業系施設の立地状況は29件の開発が行われている。その内、3,000㎡以上10,000㎡未満の開発は5件、10,000㎡以上の開発が2件行われている。

開発地区の用途地域をみると、商業系用途地域で6件、工業系用途地域で8件、住居系用途地域で15件となっており、商業系用途地域以外での開発が行われている。特に国道10号及び国道218号沿道周辺に分布している。

表：大規模建築物一覧 (平成23年3月)

図面番号	店舗名	店舗面積(㎡)	用途地域の地区地域
1	ホームワイド出北店	5,580	第二種住居地域
2	南延岡ショッピングセンター	10,787	工業地域
3	ホームワイド緑ヶ丘店	5,200	第一種住居地域
4	衣料スーパーコメヤ中央店(閉店)	1,175	商業地域
5	さわべ	1,491	第二種住居地域
6	戸川家具店	1,150	第一種住居地域
7	ホームセンター安川	1,196	準工業地域
8	家具プラザウチヤマ	1,414	準工業地域
9	丸の内家具センター	3,000	商業地域
10	マルイチ大貫店	1,150	第二種住居地域
11	マルミヤストア松山店	1,213	第一種住居地域
12	しまむら・スーパーキッド大前店	1,100	第一種住居地域
13	マルイチ大前店	1,982	第一種住居地域
14	マルミヤ(マミーズマーケット)	1,868	第二種住居地域
15	しまむら浜町店	998	準工業地域
16	マルシヨク松山店	2,648	第一種住居地域
17	Aコープヶ岡店	2,440	第二種中高層住居専用地域
18	コープ浜町店	1,818	準工業地域
19	ジャスコ延岡ニューシティ	25,611	商業地域
20	マックスバリュ南延岡店	2,196	近隣商業地域
21	ダイソー南延岡店	1,474	第二種住居地域
22	マックスバリュ岡富店	2,655	近隣商業地域
23	スーパードラッグコスモス川原崎店	2,364	第一種住居地域
24	ビッグマートユーホー	1,403	商業地域
25	スーパードラッグコスモス大前店	2,024	第二種住居地域
26	カンナガーデン(コスモス薬局共栄町店)	1,538	工業専用地域
27	マルミヤストアヶ岡店	1,312	第一種住居地域
28	ホームセンターナフコ南延岡店	9,061	準工業地域
29	ニトリ延岡店	5,178	準工業地域

出典：延岡市作成資料



図：大規模商業施設立地状況図

(4) 主要施設配置状況

- 主要公共施設や大型商業施設、医療・福祉施設、学校などは市街化区域内に立地
- 北方町・北浦町・北川町総合支所周辺に、医療施設、JA、Aコープなどの商業施設が立地

本市の主要公共施設や大型商業施設、医療・福祉施設、学校などは、市街化区域内に集中している。また、3つの総合支所を中心に、医療施設やJA延岡各支店、Aコープなどの商業施設が立地している。



図：公共公益施設分布図

7. 都市施設

(1) 都市計画施設の整備状況

① 都市計画道路の整備状況

- 約42%の都市計画道路が改良済み、約73%の都市計画道路が整備済み（概成含む）
- 整備率が50%に満たない路線8路線、未着手路線5路線、昭和45年以前の決定が多い
- 市街化区域の外周部に未整備区間が多い
- 延岡外環状線73%、延岡北方線72%、南延岡インター線・延岡インター線100%整備済み

本市の都市計画道路は、市街化区域を中心に51路線、総延長122,670mが計画決定されている。整備の状況は、改良済み区間延長51,600mで改良率42%、概成済延長37,392mを足した整備率は73%である。

また、全51路線の内、改良済に概成済を加えた整備済み路線（整備率100%）は25路線が該当し、整備率が50%に満たない路線は8路線あり、その内5路線は工事未着手路線である。さらに、市街地の中心部ほど整備済み区間が多く、市街化区域の外周部に未整備区間が多く残っている。

高速道路網の整備率は、延岡外環状線73%、延岡北方線72%、南延岡インター線及び延岡インター線は100%である。

表：都市計画道路の整備状況

(単位:m, %)

路線名	計画決定		整備中		改良率	整備率	当初計画決定 年月日
	幅員	延長	改良済	概成済			
1.3.1 延岡外環状線	24	22,680	0	16,490	0	73	S.60.5.17
1.3.2 延岡北方線	24	13,210	0	9,510	0	72	H.6.10.6
3.2.1 安賀多通り線	30	4,310	2,140	1,290	50	80	S.21.8.19
3.2.63 延岡駅通り線	36	40	40	0	100	100	S.21.8.19
3.3.1 国道10号線	25	13,300	8,060	430	61	64	S.38.8.2
3.3.2 南延岡インター線	25	2,450	700	1,750	29	100	S52.6.17
3.3.3 延岡インター線	28	2,820	0	2,820	0	100	H.6.10.6
3.3.11 中町通り線	25	750	750	0	100	100	S.21.8.19
3.3.12 日の出通り線	25	270	270	0	100	100	S.21.8.19
3.3.13 南延岡駅通り線	25	50	0	50	0	100	S.21.8.19
3.3.14 一ヶ岡環状線	22	2,240	2,240	0	100	100	S.41.12.24
3.4.1 延岡港通り線	18	1,930	1,930	0	100	100	S.34.7.16
3.4.2 出北通り線	20	3,370	2,680	280	80	88	S.21.8.19
3.4.3 亀井通り線	20	1,690	1,510	180	89	100	S.21.8.19
3.4.4 須崎中川原通り線	16	3,480	2,539	600	73	90	S.21.8.19
3.4.5 昭和通り線	16	1,020	0	0	0	0	S.21.8.19
3.4.6 塩浜通り線	16	1,710	1,010	700	59	100	S.21.8.19
3.4.7 愛宕通り線	16	4,550	3,540	0	78	78	S.21.8.19
3.4.8 西階通り線	16	3,000	2,810	190	94	100	S.21.8.19
3.4.9 国道218号線	20	2,010	1,528	100	76	81	S.21.8.19
3.4.10 西小路通り線	16	890	890	0	100	100	S.32.4.9
3.4.11 野田通り線	16	1,330	1,330	0	100	100	S.52.12.6
3.4.12 貝の畑土々呂通り線	16	5,080	240	650	5	18	S.41.4.13
3.4.13 沖田通り線	16	850	0	0	0	0	S.53.12.19
3.4.14 松山通り線	16	180	0	0	0	0	S.41.12.24
3.4.15 文化センター通り線	16	560	560	0	100	100	H.3.8.13

(単位:m, %)

路線名	計画決定		整備中		改良率	整備率	当初計画決定 年月日
	幅員	延長	改良済	概成済			
3.4.16 野田西階通り線	16	1,090	1,090	0	100	100	H.8.2.8
3.4.17 大貫通り線	16	650	0	0	0	0	H.8.10.17
3.4.18 野田松山通り線	16	450	80	260	18	76	H.8.10.17
3.4.19 本小路通り線	16	880	880	0	100	100	H.8.10.17
3.4.20 国道388号線	16	1,190	1,190	0	100	100	H.10.12.14
3.4.60 岡富松山通り線	16	2,680	479	0	18	18	S.21.8.19
3.4.61 西延岡駅通り線	16	130	0	0	0	0	S.41.12.24
3.4.62 恵比須通り線	16	200	200	0	100	100	S.21.8.19
3.5.1 高千穂通り線	12	610	610	0	100	100	S.21.8.19
3.5.3 昭和中川原通り線	12	1,230	0	280	0	23	S.21.8.19
3.5.4 桜ヶ丘通り線	12	1,630	1,410	0	87	87	S.41.12.24
3.5.5 浜砂通り線	12	1,800	1,080	0	60	60	S.21.8.19
3.5.6 西出北通り線	12	1,680	820	30	49	51	S.38.8.2
3.5.7 東出北通り線	12	3,100	970	790	31	57	S.41.12.24
3.5.8 緑ヶ丘通り線	12	2,220	2,220	0	100	100	S.32.4.9
3.5.9 平和橋通り線	12	630	630	0	100	100	S.34.7.16
3.5.10 若葉通り線	12	1,160	1,120	0	97	97	S.44.5.20
3.5.11 富美山通り線	12	3,300	1,824	22	55	56	S.48.9.13
3.5.12 笹目通り線	12	550	390	0	71	71	S.53.12.21
3.5.13 伊形通り線	12	810	0	510	0	63	S.53.12.21
3.5.14 恒富通り線	12	660	660	0	100	100	S.59.3.15
3.5.15 南方小学校通り線	14	470	470	0	100	100	H.8.2.29
3.5.16 西高通り線	14	970	0	360	0	37	H.8.10.25
3.5.64 幸町通り線	12	100	0	100	0	100	S.21.8.19
3.6.1 山下通り線	8	710	710	0	100	100	S.34.7.16
合計		122,670	51,600	37,392	42	73	

(注)改良率は計画延長に対する改良済区間の延長

出典:延岡市の市勢(平成24年度)

整備率は計画延長に対する改良済区間と概成済区間の延長



図：都市計画道路の整備状況図（平成23年度）

②都市計画公園等の整備状況

- 約86%の都市計画公園が供用開始
- 各種公園の内、近隣公園と地区公園、特殊公園の整備率が低い
(各公園の内訳については次頁参照)
- 石田近隣公園、船倉街区公園、野田第二街区公園の整備率が低い
- 緑地の供用開始率は7% 五ヶ瀬川市民緑地の整備状況が要因
- 人口(平成22年) 1人当たりの公園面積は、供用ベースで12.3㎡/人

本市の都市計画公園は、街区公園77箇所、近隣公園5箇所、地区公園1箇所、運動公園1箇所、特殊公園5箇所の合計89箇所、145.59haが都市計画決定されている。平成23年現在の整備状況は87箇所、125.50haが整備され、計画面積の86%が供用開始されている。各種公園の整備率は、街区公園95%、近隣公園83%、地区公園83%、運動公園100%、特殊公園75%であり、近隣公園と地区公園、特殊公園の整備率が低い状況である。特に、街区公園の野田第二街区公園および近隣公園の石田公園は整備中、街区公園である船倉街区公園は49%の整備率になっている。

緑地は20箇所、529.81haが都市計画決定されているが、整備状況は20箇所、36.19haであり、供用開始されているのは計画面積の7%にしかすぎない。これは、五ヶ瀬川市民緑地の低い整備状況(計画面積518.40haに対し併用面積26.38ha)が要因となっている。

上記、都市計画公園等の整備状況は、都市計画決定109箇所、675.40haに対し、供用開始されているのは107箇所、161.69haの24%である。なお、行政区域内人口(平成22年国勢調査人口) 1人当たりの公園面積は、供用ベースで12.3㎡/人(計画ベース51.5㎡/人)となっている。

表：都市計画公園等の整備状況

(単位：ha, %)

種別	名称	計画面積	供用面積	進捗率	種別	名称	計画面積	供用面積	進捗率	
街区公園	2.2.101 桜ヶ丘第1街区公園	0.14	0.14	100	街区公園	2.2.160 希望が丘街区公園	0.10	0.10	100	
街区公園	2.2.102 富美山第1街区公園	0.20	0.20	100	街区公園	2.2.161 うぐいす街区公園	0.11	0.11	100	
街区公園	2.2.103 富美山第2街区公園	0.15	0.15	100	街区公園	2.2.162 鶴が丘街区公園	0.10	0.10	100	
街区公園	2.2.104 日の出第4街区公園	0.24	0.24	100	街区公園	2.2.163 荒平街区公園	0.11	0.11	100	
街区公園	2.2.105 日の出第3街区公園	0.29	0.29	100	街区公園	2.2.164 無鹿第1街区公園	0.09	0.09	100	
街区公園	2.2.106 日の出第2街区公園	0.17	0.17	100	街区公園	2.2.165 無鹿第2街区公園	0.05	0.05	100	
街区公園	2.2.107 瀬の口街区公園	0.07	0.07	100	街区公園	2.2.166 あさひ台街区公園	0.23	0.23	100	
街区公園	2.2.108 日の出第1街区公園	0.16	0.16	100	街区公園	2.2.167 山下グリーンハイツ公園	0.08	0.08	100	
街区公園	2.2.109 紺屋町街区公園	0.38	0.38	100	街区公園	2.2.168 別府街区公園	0.05	0.05	100	
街区公園	2.2.110 船倉街区公園	0.67	0.33	49	街区公園	2.2.169 片田街区公園	0.19	0.19	100	
街区公園	2.2.111 北城山街区公園	0.12	0.12	100	街区公園	2.2.170 海咲ヒルズ第1街区公園	0.27	0.27	100	
街区公園	2.2.112 出北第1街区公園	0.36	0.36	100	街区公園	2.2.171 海咲ヒルズ第2街区公園	0.22	0.22	100	
街区公園	2.2.113 本小路街区公園	0.18	0.18	100	街区公園	2.2.172 霧島台第1街区公園	0.08	0.08	100	
街区公園	2.2.114 出北第3街区公園	0.30	0.30	100	街区公園	2.2.173 霧島台第2街区公園	0.10	0.10	100	
街区公園	2.2.115 桜小路街区公園	0.06	0.06	100	街区公園	2.2.174 土々呂ニュータウン公園	0.06	0.06	100	
街区公園	2.2.116 出北第4街区公園	0.36	0.36	100	街区公園	2.2.175 長浜街区公園	0.40	0.40	100	
街区公園	2.2.117 方平街区公園	0.56	0.56	100	街区公園	2.2.176 野田第1街区公園	0.62	0.62	100	
街区公園	2.2.118 出北第6街区公園	0.38	0.38	100	街区公園	2.2.177 野田第2街区公園	0.30	0.00	0	
街区公園	2.2.119 大真第1街区公園	0.16	0.16	100	小計		77	16.31	15.52	95
街区公園	2.2.120 永池町街区公園	0.13	0.13	100	近隣公園	3.4.31 一ヶ岡中央公園	4.10	4.10	100	
街区公園	2.2.121 大瀬町街区公園	0.40	0.40	100	近隣公園	3.3.31 土ヶ呂公園	3.30	3.30	100	
街区公園	2.2.122 新小路街区公園	0.16	0.16	100	近隣公園	3.3.32 浜川公園	2.50	2.10	84	
街区公園	2.2.123 伊達街区公園	0.10	0.10	100	近隣公園	3.3.33 石田公園	1.80	0.00	0	
街区公園	2.2.124 緑ヶ丘第6街区公園	0.19	0.19	100	近隣公園	3.2.31 大武公園	0.98	0.98	100	
街区公園	2.2.125 緑ヶ丘第5街区公園	0.11	0.11	100	小計		5	12.68	10.48	83
街区公園	2.2.126 緑ヶ丘第4街区公園	0.28	0.28	100	地区公園	4.4.24 妙田公園	5.80	4.80	83	
街区公園	2.2.127 平原街区公園	0.22	0.22	100	小計		1	5.80	4.80	83
街区公園	2.2.128 緑ヶ丘第3街区公園	0.22	0.22	100	運動公園	6.6.21 西階公園	46.80	46.80	100	
街区公園	2.2.129 緑ヶ丘第2街区公園	0.20	0.15	75	小計		1	46.80	46.80	100
街区公園	2.2.130 緑ヶ丘第1街区公園	0.20	0.20	100	特殊公園	7.5.21 愛宕山公園	20.00	20.00	100	
街区公園	2.2.131 塩浜第1街区公園	0.27	0.27	100	特殊公園	8.5.21 今山公園	10.30	8.90	86	
街区公園	2.2.132 塩浜第2街区公園	0.04	0.04	100	特殊公園	8.4.22 城山公園	6.80	5.50	81	
街区公園	2.2.133 旭ヶ丘第3街区公園	0.40	0.40	100	特殊公園	8.4.23 延岡植物園	8.70	8.70	100	
街区公園	2.2.134 旭ヶ丘第2街区公園	0.20	0.17	85	特殊公園	21 岡富公園墓地	18.20	4.80	26	
街区公園	2.2.135 一ヶ岡第1街区公園	0.21	0.21	100	小計		5	64.00	47.90	75
街区公園	2.2.136 旭ヶ丘第1街区公園	0.17	0.10	59	公園合計(89箇所)		145.59	125.50	86	
街区公園	2.2.137 一ヶ岡第2街区公園	0.19	0.19	100	緑地	1・0・1 第1五ヶ瀬川市民緑地	345.40	12.71	4	
街区公園	2.2.138 一ヶ岡第3街区公園	0.21	0.21	100	緑地	1・0・2 第2五ヶ瀬川市民緑地	173.00	13.67	8	
街区公園	2.2.139 一ヶ岡第4街区公園	0.10	0.10	100	緑地	1・0・3 旭ヶ丘緑地	1.60	1.60	100	
街区公園	2.2.140 出北第2街区公園	0.28	0.28	100	緑地	1・0・5 一ヶ岡緑地	0.20	0.20	100	
街区公園	2.2.141 中島街区公園	0.10	0.10	100	緑地	1・0・6 桜ヶ丘緑地	0.06	0.06	100	
街区公園	2.2.142 出北第5街区公園	0.33	0.33	100	緑地	1・0・7 松山緑地	0.12	0.12	100	
街区公園	2.2.143 出北第7街区公園	0.32	0.32	100	緑地	1・0・8 昭和町緑地	0.04	0.04	100	
街区公園	2.2.144 出北第8街区公園	0.34	0.34	100	緑地	1・0・9 妙田緑地	0.90	0.90	100	
街区公園	2.2.145 沖田第1街区公園	0.19	0.19	100	緑地	1・1・0 野地緑地	0.39	0.39	100	
街区公園	2.2.146 富美山第3街区公園	0.13	0.13	100	緑地	1・1・1 上野ヶ丘緑地	0.80	0.80	100	
街区公園	2.2.147 千代ヶ丘第1街区公園	0.15	0.15	100	緑地	1・1・2 新小路緑地	0.14	0.14	100	
街区公園	2.2.148 千代ヶ丘第2街区公園	0.07	0.07	100	緑地	1・1・3 天守山緑地	0.30	0.30	100	
街区公園	2.2.149 出北第9街区公園	0.10	0.10	100	緑地	1・1・4 下三輪緑地	0.22	0.22	100	
街区公園	2.2.150 塩浜第3街区公園	0.10	0.10	100	緑地	1・1・5 下平原緑地	0.13	0.13	100	
街区公園	2.2.151 土ヶ呂町街区公園	0.11	0.11	100	緑地	1・1・6 土々呂緑地	0.23	0.23	100	
街区公園	2.2.152 桜ヶ丘ふれあい公園	0.60	0.60	100	緑地	1・1・7 三松緑地	0.60	0.60	100	
街区公園	2.2.153 稲葉崎街区公園	0.12	0.12	100	緑地	1・1・8 上三輪緑地	0.16	0.16	100	
街区公園	2.2.154 塩浜第4街区公園	0.09	0.09	100	緑地	1・1・9 塩浜緑地	0.40	0.40	100	
街区公園	2.2.155 大福良第1街区公園	0.11	0.11	100	緑地	1・2・0 大貫緑地	0.12	0.12	100	
街区公園	2.2.156 大福良第2街区公園	0.16	0.16	100	緑地	1・0・4 浜川緑道	5.00	3.40	68	
街区公園	2.2.157 愛宕第1街区公園	0.36	0.36	100	緑地合計(20箇所)		529.81	36.19	7	
街区公園	2.2.158 愛宕第2街区公園	0.20	0.20	100	公園・緑地・緑道・墓地合計(109箇所)		675.40	161.69	24	
街区公園	2.2.159 愛宕第3街区公園	0.34	0.34	100						

出典：延岡市作成資料(平成23年度)



図：都市計画公園の整備状況図（平成23年度）



図：都市計画緑地の整備状況図（平成23年度）

③下水道の整備状況

- 本市の下水処理は、公共下水道事業（公共下水道と特定環境保全公共下水道）、農業集落排水事業、漁業集落排水事業により実施
- 3事業による人口普及率は、平成23年度末で79.2%
- 公共下水道事業の人口普及率は72.6%
- 市街化区域内で行われている公共下水道の整備面積率は75%
- 市街化調整区域で行われている特定環境保全公共下水道の整備面積率は53%
- 農業集落排水事業の計画人口に対する現在の処理人口は56%、人口普及率は5.3%
- 漁業集落排水事業の計画人口に対する現在の処理人口は58%、人口普及率は1.3%

(H24. 3.31)

本市の下水処理は、主に市街化区域内を公共下水道事業、市街化調整区域を公共下水道事業及び農業集落排水事業、都市計画区域外を農業集落排水事業及び漁業集落排水事業により処理を実施している。これらの3事業による行政区域人口に対する下水道の人口普及率は79.2%である。

公共下水道事業は、平成23年度末で全体計画区域2,643.9ha、事業認可区域2,130.1ha、処理区域1,939.5haであり、整備面積率は、全体計画区域に対して73.4%と事業認可区域に対して91.1%である。また、公共下水道事業の計画人口120,480人、処理人口95,695人であり、人口普及率は72.6%である。

公共下水道事業は、主に市街化区域内で行われる公共下水道事業と市街化調整区域で行われる特定環境保全公共下水道事業の2つに分かれる。

市街化区域（2,510ha）内の工業専用地域及び主要な工業地域を除く地域が、公共下水道事業の全体計画区域（2,401.9ha）に計画されており、その内の82%である1,975.5haが認可区域に指定されている。平成23年度末で全体計画区域の75%、1,812.4haが整備を完了しており、残る認可区域内（岡富古川地区、大武地区、無鹿地区等）の整備を進めている。

また、市街化調整区域内では、特定環境保全公共下水道事業として整備が進められており、全体計画区域242.0ha、認可区域154.6ha、処理区域127.1haであり、計画区域に対して53%の整備が完了している。

市街化調整区域の集落地や都市計画区域外の

表：下水道の整備状況

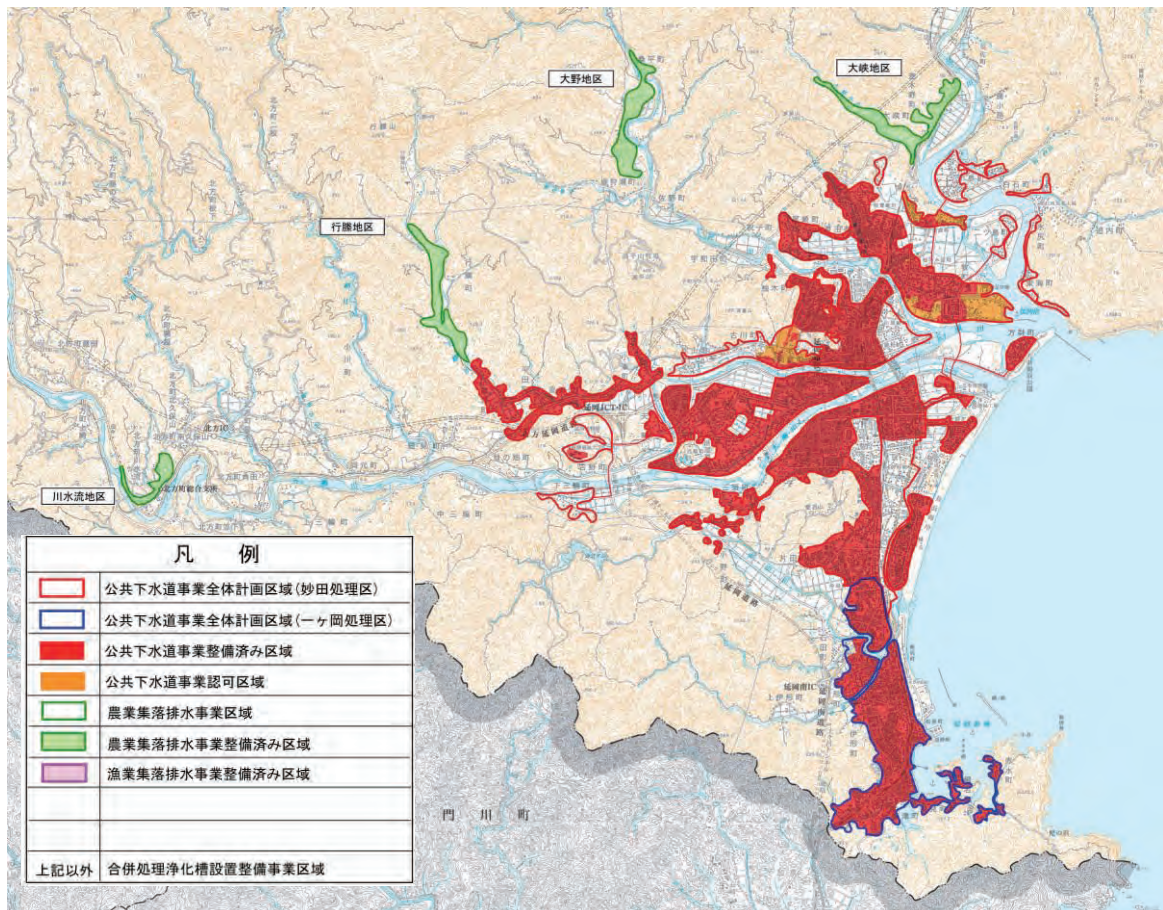
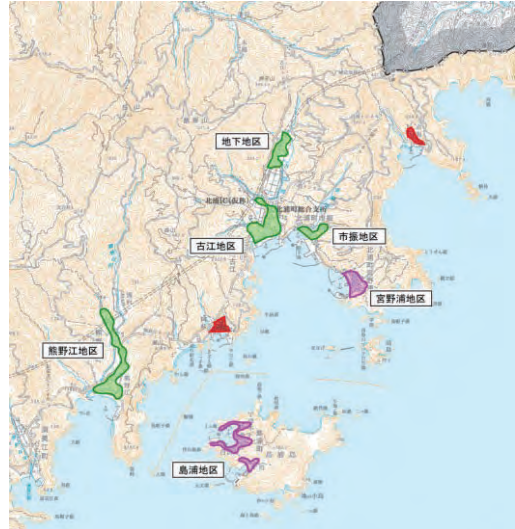
区分	地区名等	行政人口 (人)	計画人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
公共下水道	妙田	131,868	119,700	73,943	72.6%
	一ヶ岡			21,145	
	阿蘇			365	
	直海			242	
	計			95,695	
農集	祝子	1,100	716	5.3%	
	大野	700	491		
	行藤	470	470		
	大峽	1,410	616		
	熊野江	750	371		
	小峰舞野	2,110	1,381		
	川水流	1,280	815		
	古江	1,920	369		
	市振	1,210	816		
	地下	1,500	892		
	計	12,450	6,937		
漁集	島浦	1,950	1,092	1.3%	
	宮野浦	1,065	654		
	計	3,015	1,746		
総 計				104,378	79.2%

出典：延岡市の市勢(H24年3月31日現在)

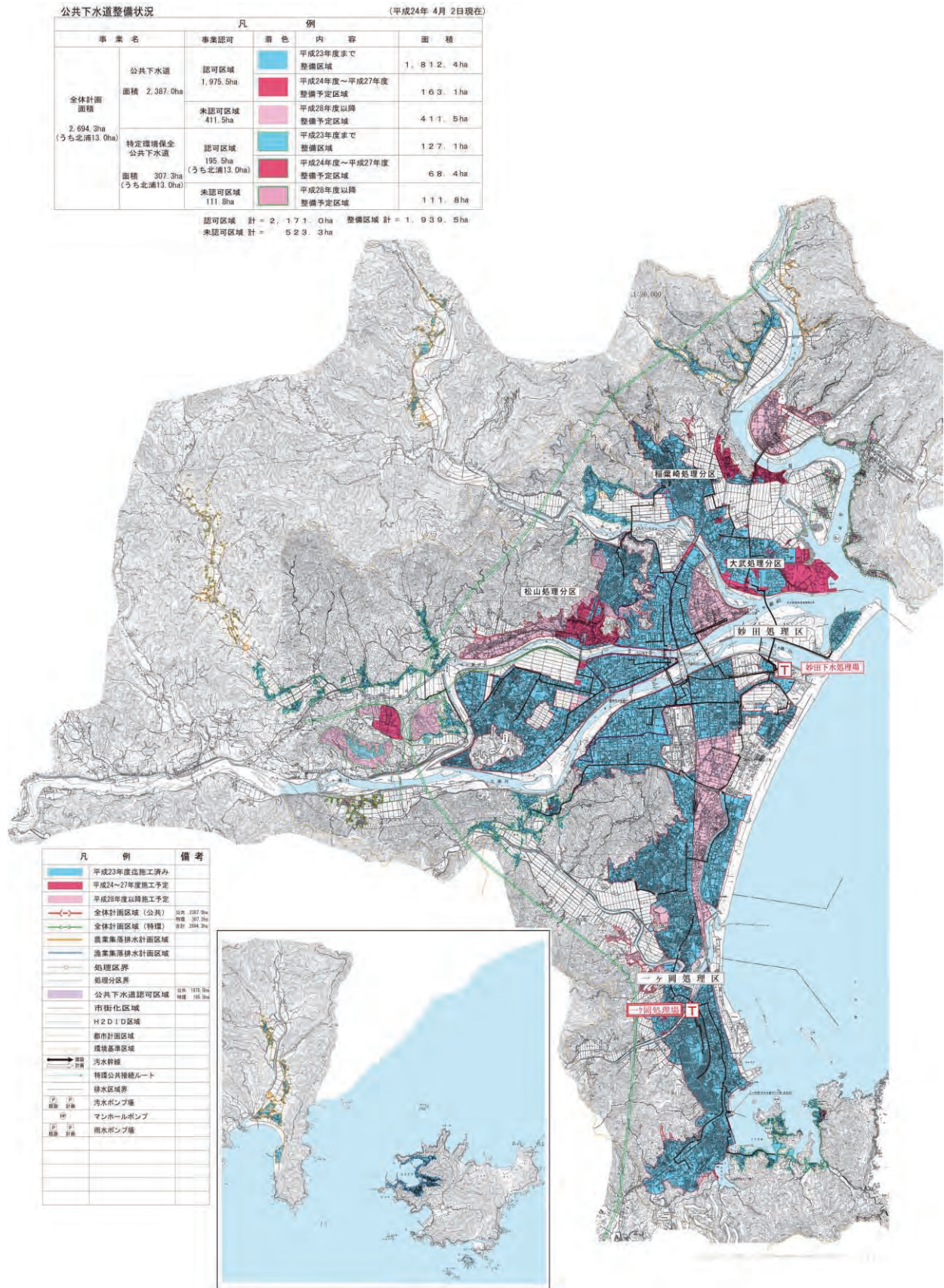
注)普及率は、行政区域内人口(平成24年)131,868人に対する処理人口の割合

集落地で進められている農業集落排水事業では、10処理区で計画人口12,450人が計画されており、平成23年度末現在の処理人口は6,937人である。この処理人口は、計画人口の56%にあたり、行政区域人口に対する人口普及率は5.3%である。

都市計画区域外の漁村で進められている漁業集落排水事業は、2処理区で計画人口3,015人が計画されており、現在の処理人口は計画人口の58%にあたる1,746人である。また、行政区域人口に対する人口普及率は1.3%である。



図：本市の下水処理の状況図



図：公共下水道等整備状況図

④その他の都市施設

○ その他の都市施設は、延岡総合地方卸売市場（4.0ha）と延岡塵芥処理場（6.0ha）整備済み

本市のその他の都市施設としては、延岡総合地方卸売市場（4.0ha）と延岡塵芥処理場（6.0ha）を都市計画決定している。

なお、延岡塵芥処理場では平成21年4月から供用開始した新清掃工場の安全で安定的な運転管理に努めながら適正な廃棄物処理を行っている。さらに、発生する有害物質について法令基準値より厳しい施設基準値以下で運転し、環境に配慮したゴミ処理を行っている。

また、現在使用している最終処分場の川島埋立場は、昭和55年5月の供用開始後30年以上が経過し、残容量が少なくなっているために、現在、北方町笠下に、新たな最終処分場の整備を進めている。

⑤上水道

○ 上水道1施設、簡易水道15施設の計16施設

○ 普及率は、平成23年度で98.3%

本市の水道は、上水道が1施設、簡易水道が15施設の計16施設である。これらの水道普及率は、平成23年度で98.3%となっている。

上水道事業には、古城、祝子、西階、三輪、細見の5つの水源地があり、いずれも清廉な地下水、もしくは伏流水である。また、簡易水道の水源地としては、地下水が13箇所、表流水が9箇所ある。水質に応じて塩素消毒、緩速ろ過、急速ろ過により浄水処理を行っているが、平成20年度から、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策として、膜ろ過や紫外線照射による高度浄水施設整備に着手し、より一層の安心で安全な水道水の供給を図っている。

本市の水道は、昭和31年に都市化とともに進む井戸水の汚染解消として供用開始し、50年以上経過している。創設当時からの施設は老朽化し、地震等の自然災害に対応できない状況であり、施設の多くが更新時期を迎えている。

表 上水道の整備状況

区 分		年 度			普及率 構成比	
		21年度	22年度	23年度		
行政区域人口（人）	推計人口（A）	129,914	130,450	129,425	—	
水道給水人口（人）	上水道	112,790	113,445	113,551	87.73	
	簡易水道	公営	13,014	12,954	12,494	9.65
		民営	82	81	76	0.06
		小計	13,096	13,035	12,570	9.71
	飲料水供給施設	1,193	1,156	1,125	0.87	
	計（B）	127,079	127,636	127,246	98.32	
未給水人口（人）	A-B	2,835	2,814	2,179	1.68	
水道普及率	(B÷A)×100	97.82	97.84	98.32	—	

⑥市営住宅

- 市営住宅の管理戸数は72団地、2,585戸
- 公営住宅が2,510戸（97.1％）（特別公共賃貸住宅を含む）、単独が28戸（1.1％）、その他住宅が47戸（1.8％）
- 延岡地域2,307戸、北方地域86戸、北浦地域121戸、北川地域71戸

平成24年4月1日現在の市営住宅管理戸数は2,585戸で、団地数は72団地である。種別にみると、公営住宅が2,510戸（97.1％）（特別公共賃貸住宅を含む）、単独が28戸（1.1％）、その他住宅が47戸（1.8％）である。地域別にみると、延岡地域が2,307戸で最も多く、次いで北浦地域で121戸、北方地域で86戸、北川地域で71戸である。

◇団地別概況

団地番号	団地名	建築年度 (年度～年度)	棟数	戸数	構造
【延岡地域】					
1	島浦第1	S41	1	8	簡二
2	島浦第2	S57	1	30	中耐
3	桜ヶ丘第1	S55～59	6	112	中耐
4	桜ヶ丘第2	S55	2	32	中耐
5	桜ヶ丘第3	S56～57	3	72	中耐
6	桜ヶ丘第4	S60	1	16	中耐
7	大門	S54	1	30	中耐
8	松馬場	S63～H3	3	56	中耐
9	昭和町第1	S27～54	4	55	中耐
10	昭和町第2	H元～3	6	120	中耐
11	昭和町第3	S55～60	2	40	中耐
12	岡富	S53	1	16	中耐
13	天神小路	H5	2	16	準耐
14	野地	S30	1	2	簡平
15		S54	1	24	中耐
16	西階はぎ	H3～4	7	124	中耐
17	西階つつじ	H5～7	12	246	中耐
18	西階かえで	S39～40	15	64	簡平・簡二
19	西階すみれ	H8・9	5	124	中耐
20		H8		6	中耐
21	浜の山	S31	1	6	簡平
22		S53	2	40	中耐
23	塩浜1	S52	1	18	中耐
24	塩浜2	S53	1	20	中耐
25	旭ヶ丘北	H1～2	4	50	中耐
26	旭ヶ丘南	S61～63	7	112	中耐
27	一ヶ岡A	S42～S48	14	84	簡二
28		S51～H22	16	344	中耐
29	一ヶ岡B	S45	5	34	簡平・簡二
30	一ヶ岡C	S46～47	14	90	簡二
31	一ヶ岡D	S47～49	33	204	簡二
32	一ヶ岡E	S49～50	12	70	簡二
33	土々呂	S56	1	20	中耐
34	大武	H10	1	16	中耐
	計		186	2,301	
【北方地域】					
35	川水流	S38	2	8	簡平
36	東原	S38	3	6	簡平
37	久保山	S52	1	12	中耐
38	あけぼの	H3	1	16	中耐
	計		7	42	
【北川地域】					
39	永代	H8	2	2	木造
40	曾立	H5	1	16	中耐
41	白石中央	H5～8	13	13	木造
42	野峰	H13	1	15	木造
43	曾立北	H11	1	15	中耐
	計		18	61	
【北浦地域】					
44	宮野浦	S53～57	2	18	中耐
45	古江	S54	2	24	中耐
46	阿蘇	S54	1	6	中耐
47	市振	S54	2	18	中耐
48	梅木	S55	1	6	中耐
49	宇和路	S56～62	2	30	中耐
50	直海(低耐)	S60	1	4	中耐
	計		11	106	
公営住宅合計			222	2,510	
【単独】					
【延岡地域】					
51	愛宕荘	S39	2	6	木造
【北方地域】					
52	曾木	S56	1	1	木造
53	槇峰	S42	2	4	木造
54	上鹿川	H5	2	4	木造
55	下鹿川	S52～56	2	3	簡平
56		H4	3	3	木造
	計		10	15	
【北川地域】					
57	市棚	S39	4	7	簡二
単独合計			16	28	
【その他】					
【北方地域】					
58	若者定住	H5	3	3	木造
59	(ユートピア)	H6	3	3	木造
60	ニュータウン	H15	1	20	中耐
61	北方			0	
	計		7	26	
【山村定住】					
	旧北方町	H6	3	3	木造
	旧北浦町	H10	15	15	木造
	旧北川町	H11	3	3	木造
	計		21	21	
その他合計			28	47	
公営住宅・単独・その他合計			266	2,585	

平成24年4月1日現在

※ 構造：
 木造：木造の住宅
 簡平：簡易耐火構造（補強コンクリートブロック造）平屋建ての住宅
 簡二：簡易耐火構造2階建ての住宅
 準耐：準耐火構造の住宅
 ※ 中耐：耐火構造3～5階建ての住宅
 青字は特公賃

(2) 道路網・交通の状況

① 国道・県道・市道の整備状況

- 国道4路線、主要地方道4路線、県道21路線及び市道で道路網を構成
- 国道10号、国道326号、国道388号、国道218号を骨格に、市中心部から放射線状に道路を配置
- 改良率は、国道約96%、主要地方道約80%、一般県道約24%、市道約67%
- 主要地方道では（主）北方土々呂線の改良率が低く、一般県道では、早日渡停車場線、日向長井停車場線、土々呂日向線、須美江インター線、上祝子綱の瀬線、大保下曾木停車場線が改良率10%以下
- 舗装率も改良率と同様の結果

本市の道路網は、国道4路線、主要地方道4路線、県道21路線及び市道で構成されている。南北方向は国道10号、国道326号及び国道388号が骨格となり、東西方向は国道218号が骨格になっており、国道10号と国道218号の交差部周辺地域を中心に、放射状に道路が配置されている。

改良率は、一般国道が95.7%、主要地方道79.9%、一般県道23.5%、市道が67.4%となっている。路線別にみると、主要地方道では(主)北方土々呂線の改良率が低く、一般県道では、早日渡停車場線、日向長井停車場線、土々呂日向線、須美江インター線、上祝子綱の瀬線、大保下曾木停車場線が10%以下の改良率となっている。舗装率についても、改良率と同様の結果となっている。

表:道路網状況

(単位:m, %)

路線名	実延長	規格改良済		舗装済		
		5.5m未満を除く		簡易舗装を除く		
		延長	率	延長	率	
一般国道	国道10号	45,410.0	45,410.0	100.0	45,410.0	100.0
	有料	2,317.0	2,317.0	100.0	2,317.0	100.0
	計	47,727.0	47,727.0	100.0	47,727.0	100.0
	国道218号	29,467.2	29,433.3	99.9	29,327.9	99.5
	国道326号	14,398.8	14,345.3	99.6	14,345.3	99.6
	国道388号	36,394.7	32,995.2	90.7	33,207.4	91.2
	計	80,260.7	76,773.8	95.7	76,880.6	95.8
一般国道計	127,987.7	124,500.8	97.3	124,607.6	97.4	
主要地方道	稲葉崎平原線	11,371.0	10,044.1	88.3	11,371.0	100.0
	北方北郷線	2,792.9	2,392.0	85.6	2,572.9	92.1
	北川北浦線	13,911.3	11,579.5	83.2	12,151.5	87.3
	北方土々呂線	22,263.6	16,224.3	72.9	17,726.4	79.6
	計	50,338.8	40,239.9	79.9	43,821.8	87.1

路線名	実延長	規格改良済		舗装済		
		5.5m未満を除く		簡易舗装を除く		
		延長	率	延長	率	
一般県道	古江丸市尾線	9,992.0	1,996.2	20.0	2,226.0	22.3
	岩戸延岡線	25,307.0	4,836.2	19.1	5,028.8	19.9
	浦城東海線	18,636.8	2,967.3	15.9	3,057.5	16.4
	上祝子綱の瀬線	16,803.4	246.3	1.5	584.3	3.5
	大保下曾木停車場線	16,186.5	1,278.3	7.9	1,459.7	9.0
	早日渡停車場線	149.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	曾木停車場線	1,243.1	952.8	76.6	960.8	77.3
	日向長井停車場線	581.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	延岡停車場線	65.6	65.6	100.0	65.6	100.0
	西延岡停車場線	961.0	159.0	16.5	0.0	0.0
	南延岡停車場線	63.1	63.1	100.0	63.1	100.0
	延岡港線	1,951.0	1,951.0	100.0	1,951.0	100.0
	遠見半島線	1,268.2	649.0	51.2	649.0	51.2
	八重原延岡線	2,390.6	1,755.1	73.4	1,819.8	76.1
	土々呂日向線	1,398.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	椋原細見線	8,653.3	4,207.2	48.6	4,099.7	47.4
	北方高千穂線	9,156.3	2,277.9	24.9	2,426.1	26.5
	日豊海岸北川線	10,401.4	3,218.9	30.9	2,301.8	22.1
	延岡インター線	2,905.3	2,905.3	100.0	2,905.3	100.0
	北方インター線	752.3	752.3	100.0	752.3	100.0
	須美江インター線	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	128,866.1	30,281.5	23.5	30,350.8	23.6
県道計	179,204.9	70,521.4	39.4	74,172.6	41.4	

(注)※現道、旧道及び新道を含む。※有料道路及び自動車道を含む。

出典：平成23年 道路施設現況調査

表：市道現況

(単位：m, %)

路線名	実延長	規格改良済		舗装済		
		延長	率	延長	率	
市道	車道 5.5m以上	244,368.6	243,474.5	99.6	1,231,733.6	86.8
	車道 5.5m未満	1,174,088.7	713,092.0	60.7		
	計	1,418,457.3	956,566.5	67.4	1,231,733.6	86.8

出典：延岡市の市勢

(平成24年度)

②高速道路網

- 東九州自動車道と九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）が計画
- 東九州自動車道の延岡～門川間は平成17年4月に、延岡～須美江間は平成24年12月に、北浦～蒲江間は平成25年2月に供用開始し、九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）の北方～延岡間は平成20年4月に供用開始
- 高速道路網が完成すると延岡市から1時間半圏内に宮崎市、大分市、熊本市が入り、福岡市は約2時間40分、鹿児島市が約3時間10分
- 宮崎市方面については、平成24年12月に都農～高鍋間が供用開始し、平成25年度に日向～都農間が開通予定

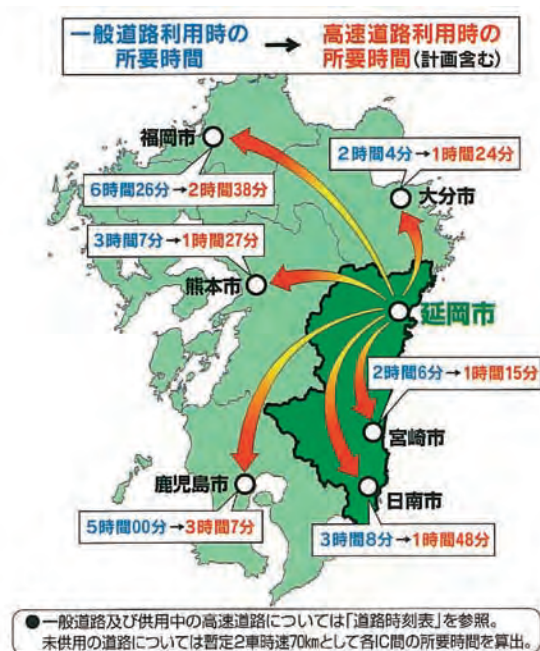
高速道路網は、東九州自動車道と九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）が計画されており、東九州自動車道の一部となる延岡道路2工区は平成17年4月に、延岡～須美江間は平成24年12月に、北浦～蒲江間は平成25年2月に供用開始し、九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）の北方～延岡間は平成20年4月に供用開始に至った。

九州中央自動車道の蔵田～北方間については、一般国道の自動車専用道路として整備が進められ、また、東九州自動車道の須美江～北浦間については、国と地方の負担で高速道路を整備する手法である新直轄方式により整備を進めている。



図：九州の高規格幹線道路網図 (出展：2012高速道路 宮崎県)

高速道路網が完成すると、延岡市から1時間半圏内に宮崎市、大分市、熊本市が入り、福岡市は約2時間40分、鹿児島市が約3時間10分であり、現在の所用時間を大幅に短縮することになる。なお、宮崎市方面については、平成24年度に都農～高鍋間、平成25年度に都農～日向間が開通することにより、延岡市・宮崎市・鹿児島市が高速道路により繋がることになる。



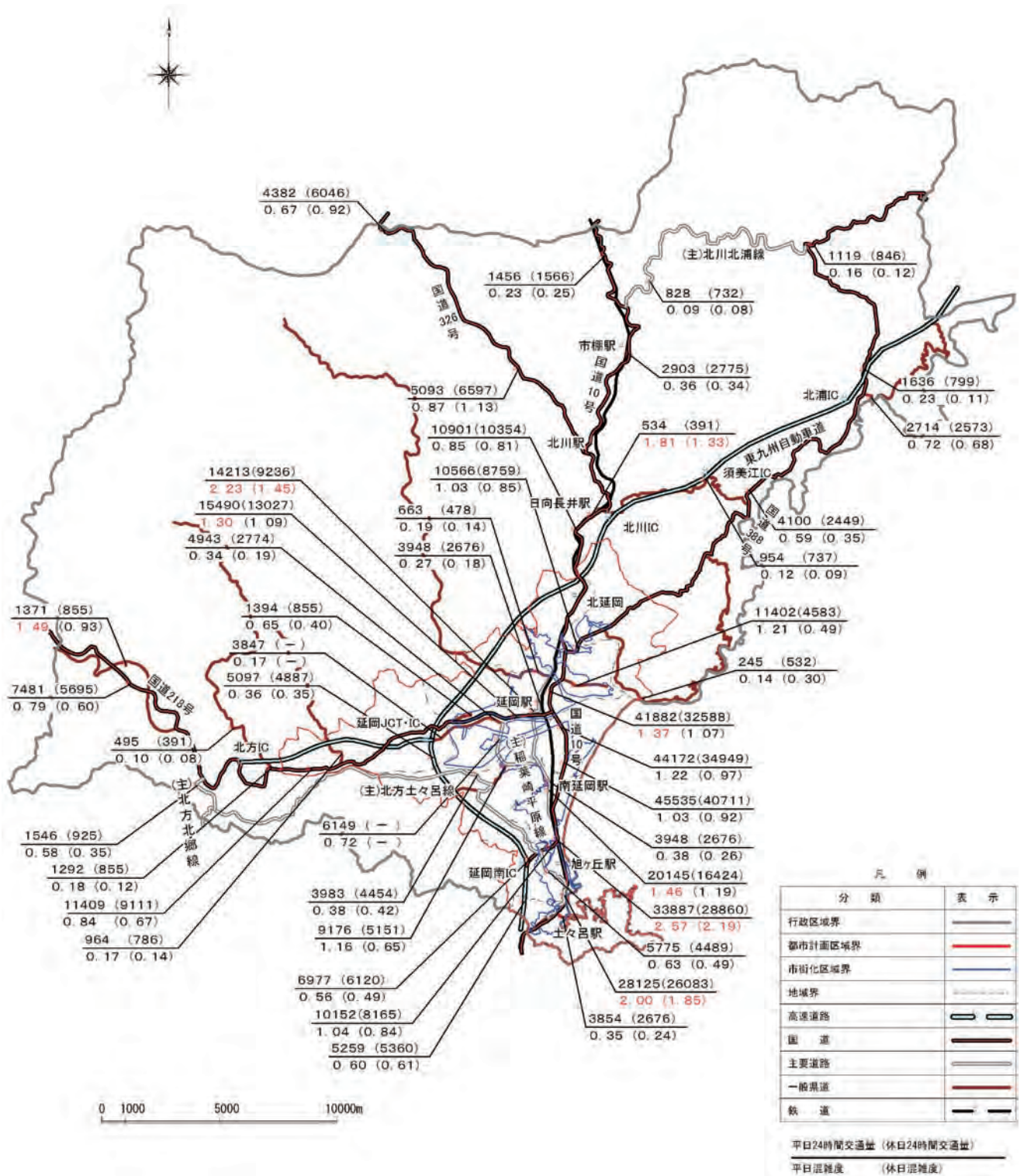
図：延岡市から各都市への所要時間
(出展：2011高速道路 宮崎県)

③交通量

- 一般国道10号の塩浜町などについては、慢性的な混雑状態となっている
- 稲葉崎平原線の愛宕町などについては、ピーク時の混雑に加え、その前後の時間帯においても慢性的ではないが、混雑状態となっている

平成17年道路交通センサスによると、慢性的混雑状態を示す混雑度1.75を超えるのは、一般国道10号の塩浜町(2.57)、土々呂町(2.00)、稲葉崎平原線の萩町(2.23)などとなっている。

また、連続的混雑状態を示す混雑度1.25を超えるのは、稲葉崎平原線の愛宕町(1.46)、一般国道10号中の瀬町(1.37)、一般国道218号の古川町(1.30)などとなっている。



図：主要道路断面交通量図（平成17年道路交通センサス）

④バス路線の状況

- バス路線45路線運行（国道および旧延岡市を中心）
- 北方町、北浦町、北川町では各種コミュニティバス、乗合タクシー 15路線運行
- 北方町、北浦町、北川町ではスクールバスも運行

延岡市では、バス路線として補助路線9本、廃止代替路線3本、自主運行路線33本の合計45路線が運行されている。これらのバス路線は、国道および旧延岡市を中心に運行されていることから、北方町周辺では乗合タクシー 8路線、北浦町周辺では乗合タクシー 3路線、北川町周辺ではコミュニティバス4路線が運行されている。その他、各地域ともにスクールバスが運行されている。



図：バス路線網図

8. その他

(1) 文化財の分布状況

- 都市計画区域内には南方古墳群や延岡古墳群、沖田貝塚の史跡、那智の滝の名勝、アカウミガメ及びその産卵地である天然記念物等
- 市街化区域内には、市指定の史跡延岡城跡や内藤家旧蔵の能狂言面などの有形文化財（内藤記念館所蔵）

本市には、国・県・市指定の史跡・名勝・天然記念物、県・市指定の有形文化財・無形民俗文化財が、数多く存在する。この内、都市計画区域内には南方古墳群や延岡古墳群、沖田貝塚の史跡、那智の滝の名勝、アカウミガメ及びその産卵地である天然記念物等がある。

また、市街化区域内には、市指定の史跡延岡城跡や有形文化財があり、内藤記念館には延岡藩主であった内藤家から寄贈された数多くの有形文化財が所蔵されている。

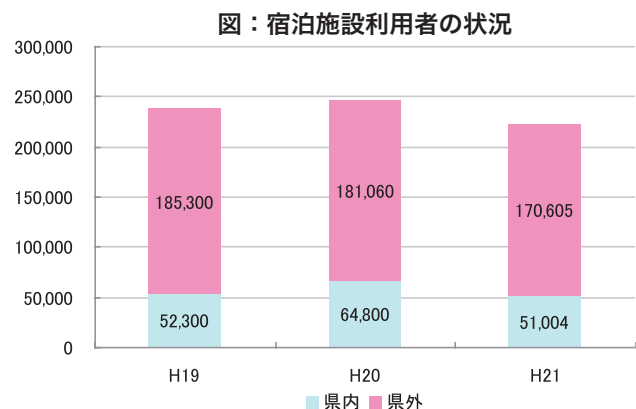
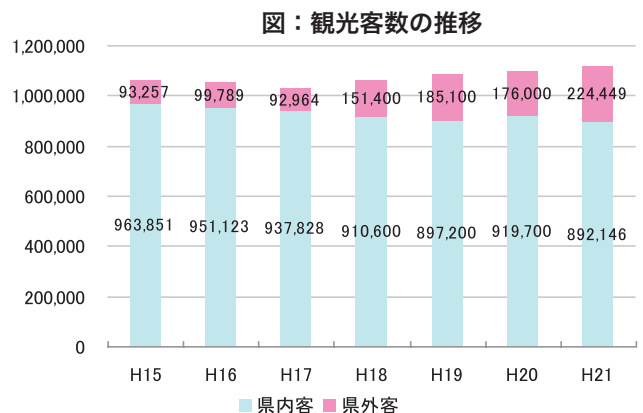
(2) 観光資源

- 観光入込客数は年平均107万人で推移、平成17年以降は微増傾向
- 平成15年から平成21年間は、県内客が減少傾向、県外客が増加傾向
- 自然、歴史特性を有する観光地が分布

本市の過去7年間の観光入込客数は年平均107万人で推移しており、平成17年以降は微増傾向にある。

平成15年から平成21年間は、県内客が減少傾向にあるのに対し、県外客が増加傾向にあることが、要因となっている。

宿泊施設利用者数は、平成19年から平成21年間は年平均23万人で推移している。また、宿泊施設利用者を地域別に見ると宿泊者の約8割程度が県外客となっている。



(3) 都市景観整備の状況

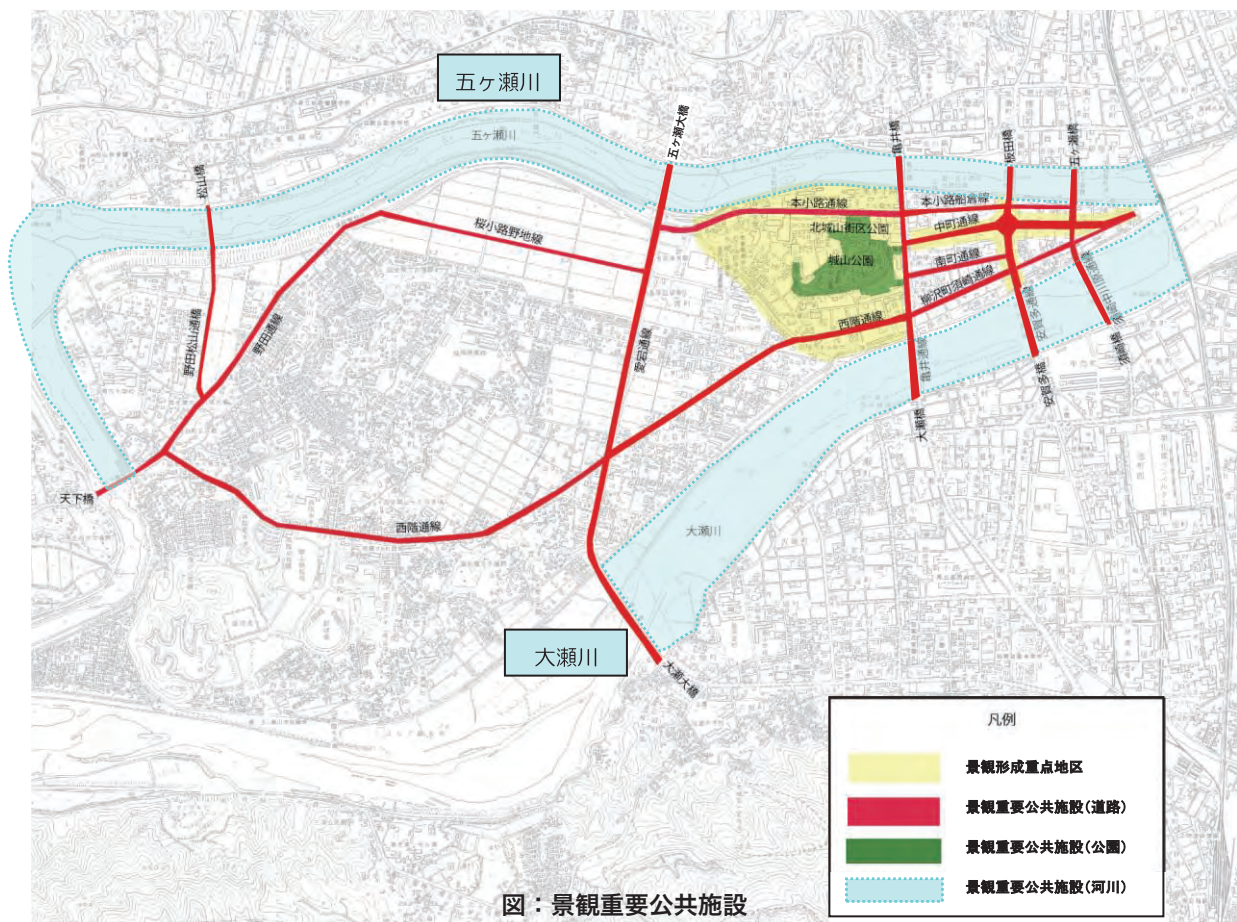
- 平成20年4月景観行政団体に移行
- 平成22年7月延岡市景観計画策定
- 平成23年10月延岡市景観条例施行

本市では、平成20年4月に景観行政団体に移行したことにより、「清流が育んだ歴史・産業が織り成す“水郷のおおかの景観”づくり」を基本目標とした、延岡市景観計画を平成22年7月に策定した。

延岡市景観計画においては、自然景観や市街地景観、歴史・文化的景観などの多彩な景観との連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、市全域を景観計画の区域として定めた。

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区である「城山周辺地区」と「シンボルロード周辺地区」を、景観形成重点地区に定め、重点的・先導的に景観形成を推進することとし、景観形成重点地区及びその周辺の主要な公共施設や河川についても景観重要公共施設に指定することにより、魅力ある公共空間の創出を図るものとしている。

また、平成23年10月には、市民、事業者及び行政が協働し、自然と歴史、産業が織り成す本市らしい景観を守り、はぐぐみ、つくり、次世代に引き継ぎ、もって快適で心豊かに過ごすことができるまちづくりに資することを目的とした延岡市景観条例の施行を行った。

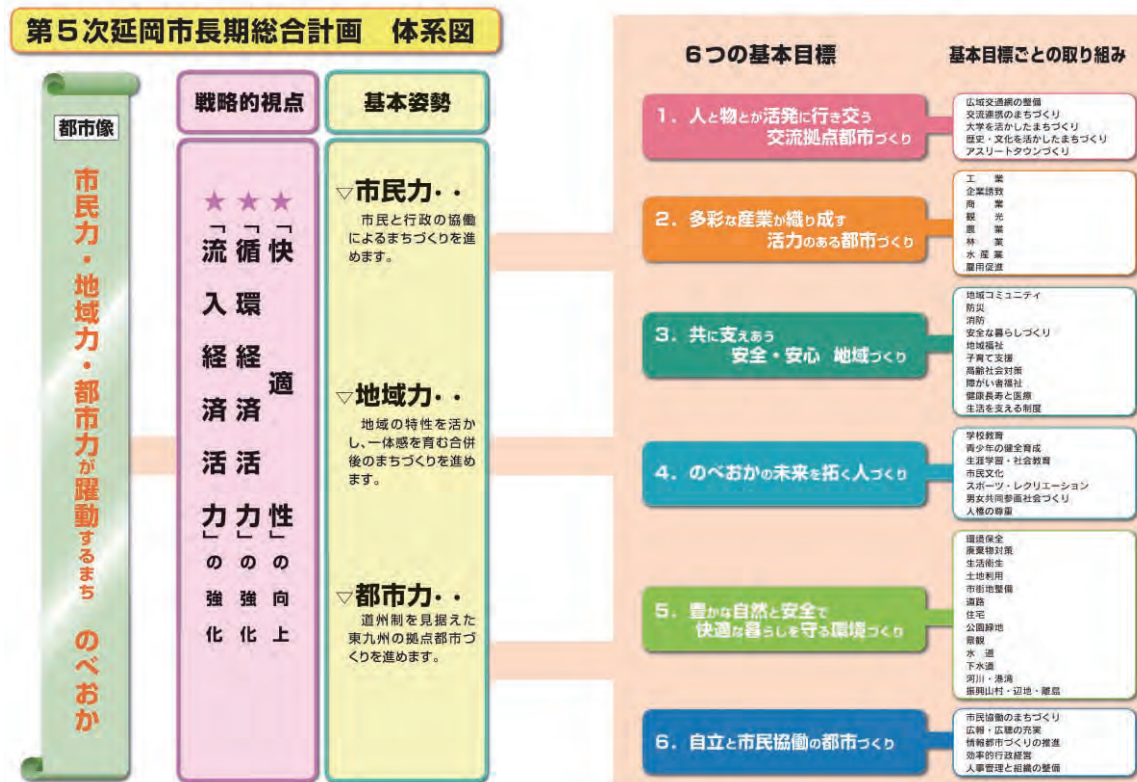


第2章 上位計画

1. 上位計画

(1) 延岡市長期総合計画（平成18年度～平成27年度）

将来の都市像	「市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」
まちづくりの戦略的視点	<p>①流入経済活力の強化</p> <p>②循環経済活力の強化</p> <p>③快適性の向上</p> <p>これからのまちづくりの基本姿勢を定め、市民力や地域力、都市力を最大限に発揮しながら、3つの戦略的な視点を持ってまちづくりを進める。</p>
まちづくりの基本姿勢	<p>①市民力 市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働のまちづくり ・情報公開 ・地域コミュニティの活性化 <p>②地域力 地域の特性を活かし、一体感を育む合併後のまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の有効活用 ・新市としての一体感の醸成 <p>③都市力 道州制を見据えた東九州の拠点都市づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堅実・果敢な都市経営 ・発展する東九州の拠点都市づくり ・道州制を見据えたまちづくり



図：第5次延岡市長期総合計画体系図

(2) 第二次国土利用計画・延岡市計画（平成12年3月）

市土利用の基本方針	<p>① 交流ネットワーク都市の形成 ○総合交通網の整備はもとより、交流拠点となりうる施設の整備を図る。</p> <p>② 産業拠点都市の形成 ○高速道路網の整備に併せた広域拠点性の高い産業の形成や、それらを担う若者の定住促進など、産業拠点都市の形成を進める。 ○農林漁業については、生産基盤、流通・販売体制の基盤整備等を推進する。</p> <p>③ 社会基盤の整備 ○森林・河川・海岸等、地域の自然的特性を活かした快適な居住環境の整備を図る。 ○魅力ある都市機能の集積など、人と自然と産業が調和した社会基盤の整備を図る。</p> <p>④ 市土の保全 ○森林のもつ公益的機能や、市街地のみどりの都市防災機能に配慮した市土の保全を図る。</p> <p>⑤ 地域文化と福祉社会の創造 ○文化・教育施設の整備・充実等、地域文化の創造に配慮した土地利用を進める。 ○高齢化、少子化社会に対応した、生きがいと安らぎのある福祉社会づくりを推進するため、保健・医療・福祉の密接な連携と拠点づくりに努める。</p>
県土利用の基本方向 (都市)	<p>○住宅地の郊外部への移行により、無秩序な市街化の進行がみられるため、土地区画整理事業等による計画的な都市基盤整備を図る。</p> <p>○市街地内の低未利用地については、周辺の土地利用や環境に配慮し、適正な指導・誘導等により、土地の有効利用を図る。</p> <p>○市街地進展部については、自然的土地利用との調和を図りつつ、生活環境の整備を推進するとともに、無秩序な市街地の拡散を防止する。</p>

(3) 都市計画区域マスタープラン（平成24年3月）
（日向延岡新産業都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

<p>都市づくりの 基本方向</p>	<p>①延岡市を中心とした東九州の中核を担う、県北の広域都市圏の形成</p> <p>②自然や田園と共生した秩序ある集約的市街地の形成</p> <p>③自然・歴史・文化・地域産業などの地域資源を活かした、五ヶ瀬川、耳川の河川流域単位での広域連携の形成</p>
<p>市街地像</p>	<p>①中心市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○川北地区は、市街地の再整備の促進と、多様な都市機能を備えた広域商業業務拠点を形成する。 ○川中地区は、歴史的・文化的な地域の特性を活かした、教養文化施設や交流施設の計画的整備とうるおいのある都市空間を形成する。 ○川南地区は、商業業務機能の充実と川北・川中と連携による商業軸の一体化を図る。 <p>②その他の既存市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅・商業施設・工場などの秩序ある土地利用配置を実現する。 ○居住環境の改善や防災性の向上、少子高齢社会への対応を図る。 ○安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に向けたまちづくりを目指す。 <p>③市街化進行地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地内農地などの低・未利用地、住宅、工場などの混在解消や生活道路・下水道などの整備促進と集約的な市街地の形成に向けて、効率的な土地利用と都市施設整備を一体的に行うとともに、計画的な緑地空間などを配置し、安全・安心・快適なうるおいのある居住環境の形成を目指す。 <p>④新市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後は既存市街地内の低・未利用地の有効利用や既存都市施設の再整備を図るものとして、新市街地整備を基本的に抑制する。 ○住宅や産業立地のニーズなどへの対応のために、新たな市街地の形成が必要であると判断される場合についてのみ、周辺の歴史的、自然的環境などとの調和を図り、計画的な土地利用と都市施設整備を一体的に行い、良好な居住環境の確保された特色ある市街地の形成を目指す。 <p>⑤郊外部の既存集落地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用途地域外に点在する既存集落においては、地域の活力を維持していくために、歴史的、自然的環境などと調和した秩序ある土地利用の実現、良好な居住環境の形成及びコミュニティの維持を目指す。

第3章 意向調査（アンケート調査結果）

1. 調査概要

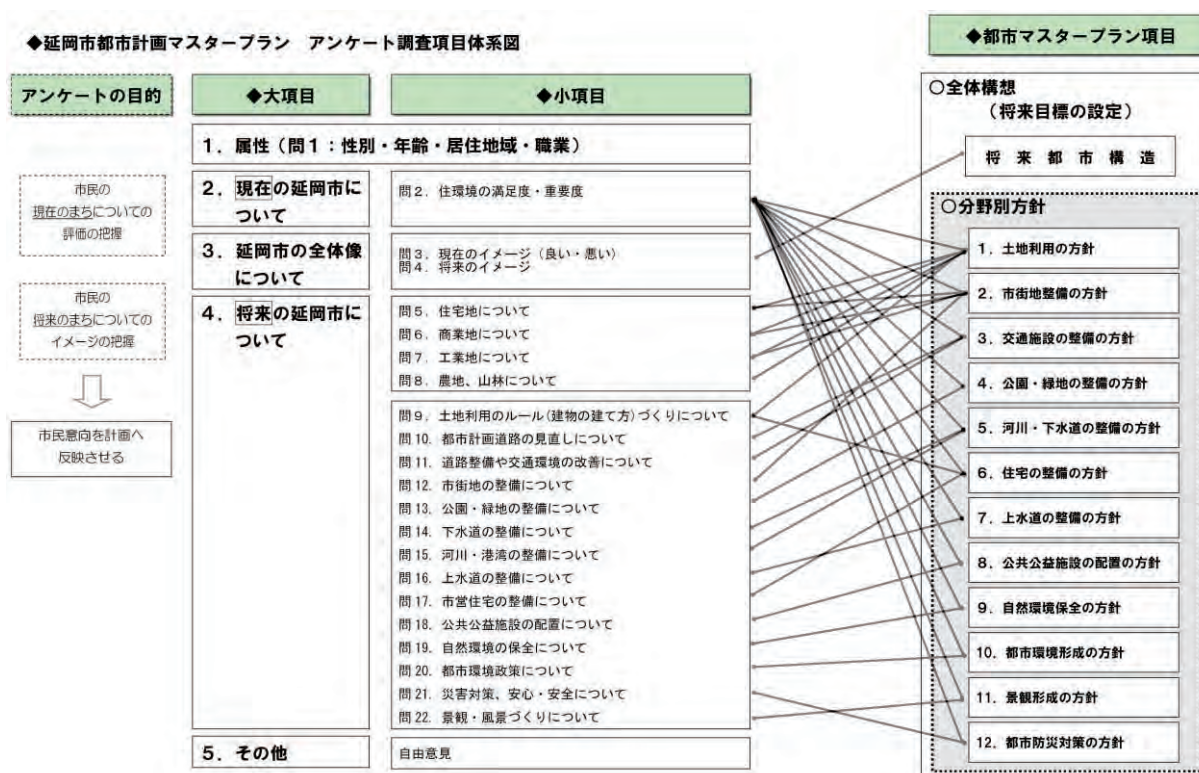
(1) 概要

居住する地域の現状や問題点、今後の方向性などについて住民の意向を把握するため、都市計画区域内に在住の18歳以上の方から2,000人を無作為に抽出しアンケート調査を実施した。

- 【実施期間】 平成23年11月21日（月）～平成23年12月2日（金）
- 【調査範囲】 都市計画区域内（以下の居住範囲）
- 【性別】 男・女
- 【年齢】 18歳以上
- 【抽出人数】 2,000人（無作為抽出）
- 【回答率】 39%（776人）

(2) アンケート

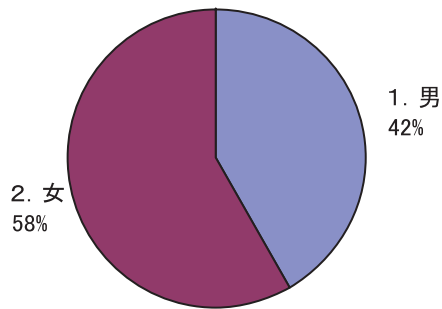
以下にアンケートの骨子を示す。



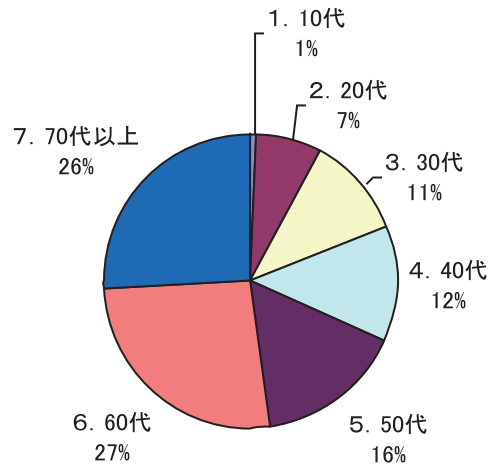
2. アンケート調査結果

アンケート調査結果の概要を示す。

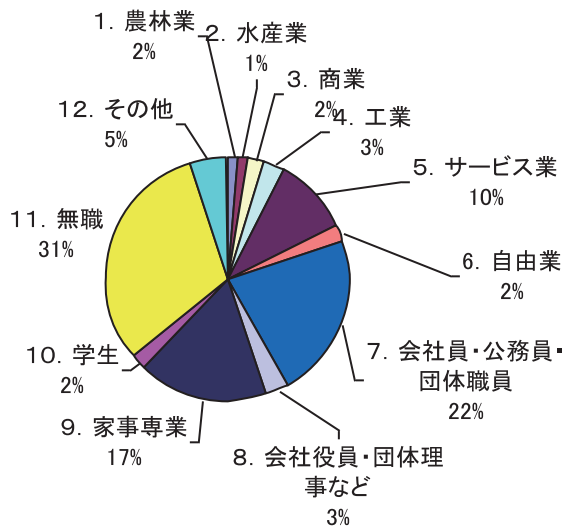
【性別】



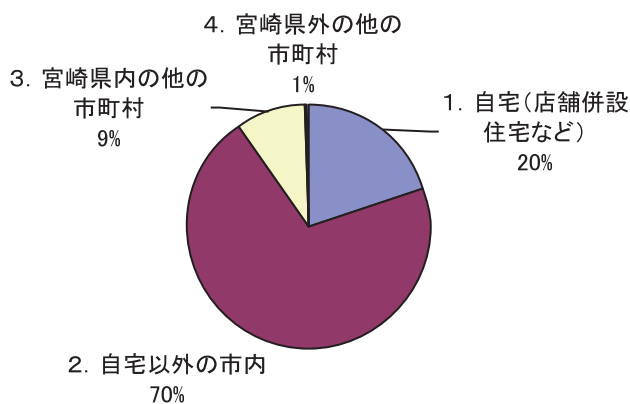
【年齢別】



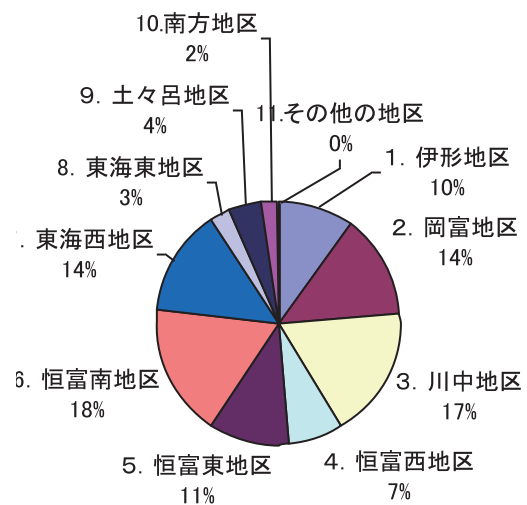
【職業】



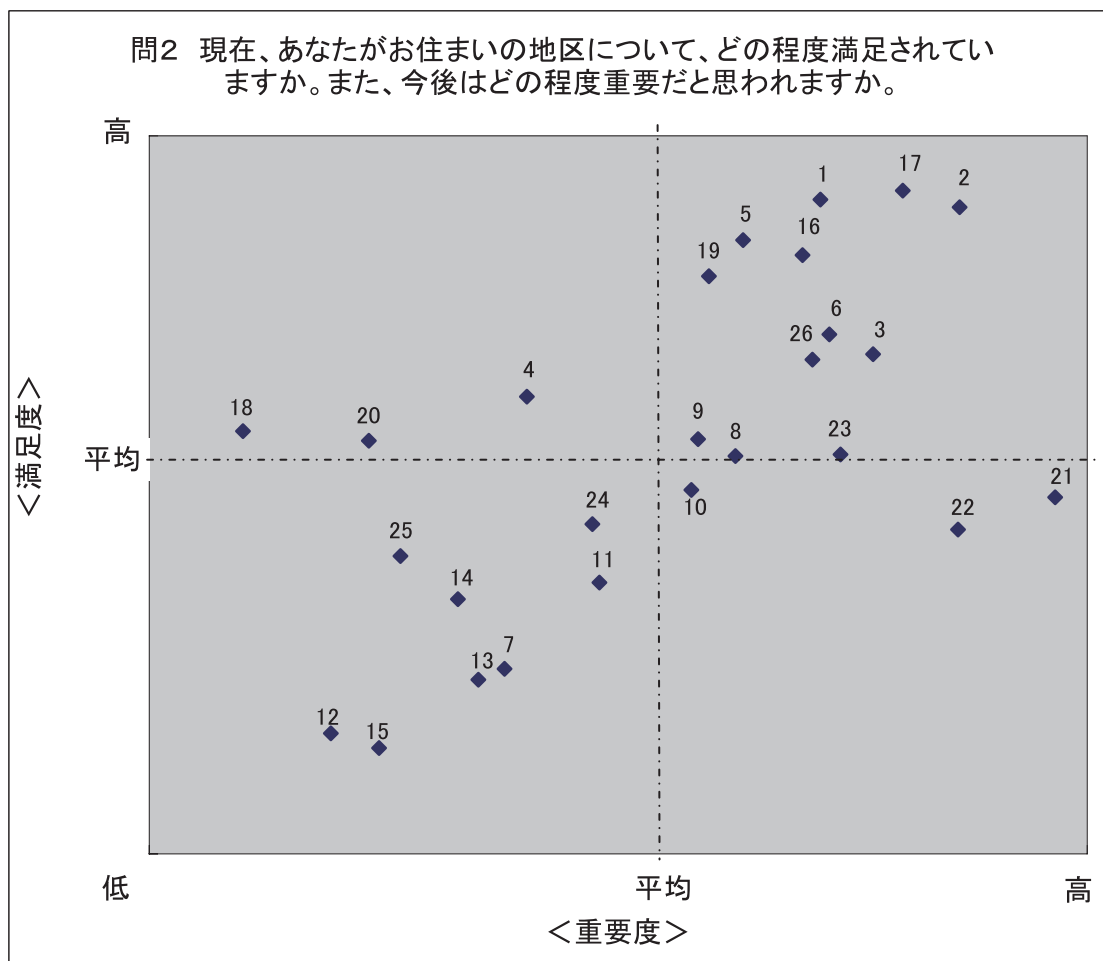
【勤務地・学校所在地】



【居住地】



問2 現在、あなたがお住まいの地区について、満足度と重要度。



■満足度が高く重要度の高い項目

1. 日当たりや見晴らしのよさ
2. 工場などの混在による悪臭や騒音のない快適性
3. 密集した住宅などの火災に対する安全性
5. 自然・緑・水辺の豊かさ、美しさ
6. 日常の買い物の利便性
9. 身近な生活道路の走りやすさ
16. 生活排水対策（公共下水道、浄化槽等）
17. 上水道の水質や水の出具合など
19. ごみ処理の方法
23. 消防、防災設備や地区防災体制の充実度
26. 総合的な暮らしやすさ

今後とも、継続した施策を展開する必要がある項目

■満足度が低く重要度の高い項目

8. 周辺市町・各地区を結ぶ道路の走りやすさ
10. 歩道の歩きやすさ
21. 河川の氾濫や洪水など、水害に対する安全性
22. 避難場所や避難路のわかりやすさや充実度

さらなる施策の展開が必要な項目

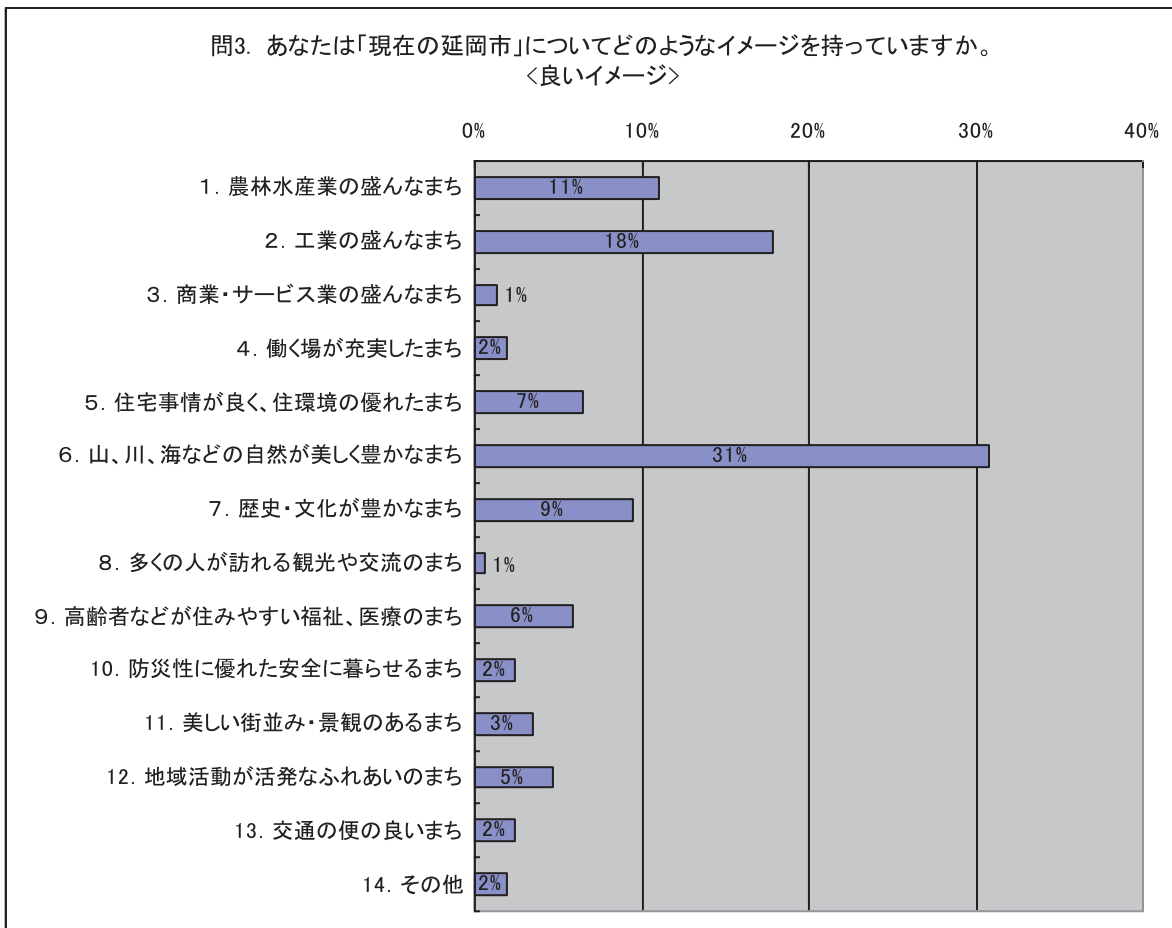
■満足度が高く重要度の低い項目

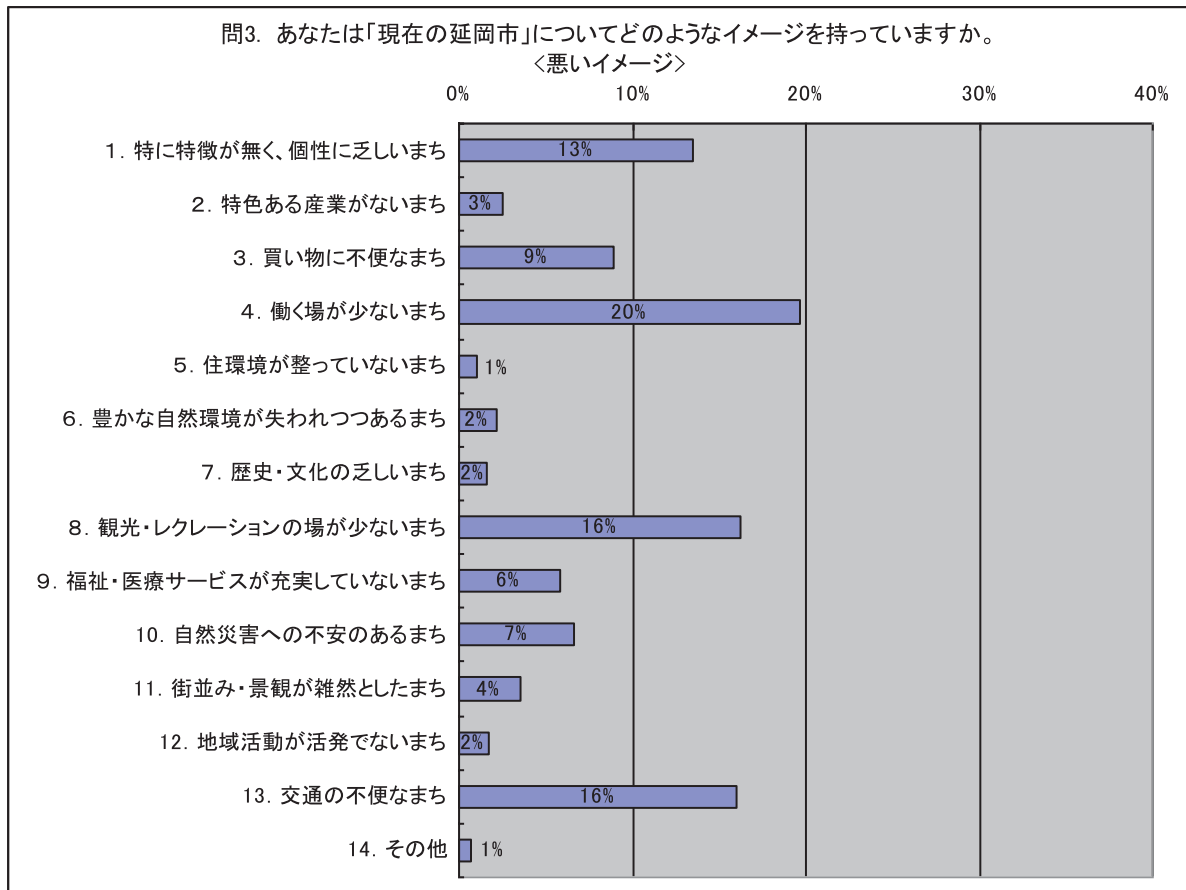
- 4. 街並みの美しさ
- 18. 公営住宅の配置や充実度
- 20. 港湾や河川など、水との親しみやすさ

■満足度が低く重要度の低い項目

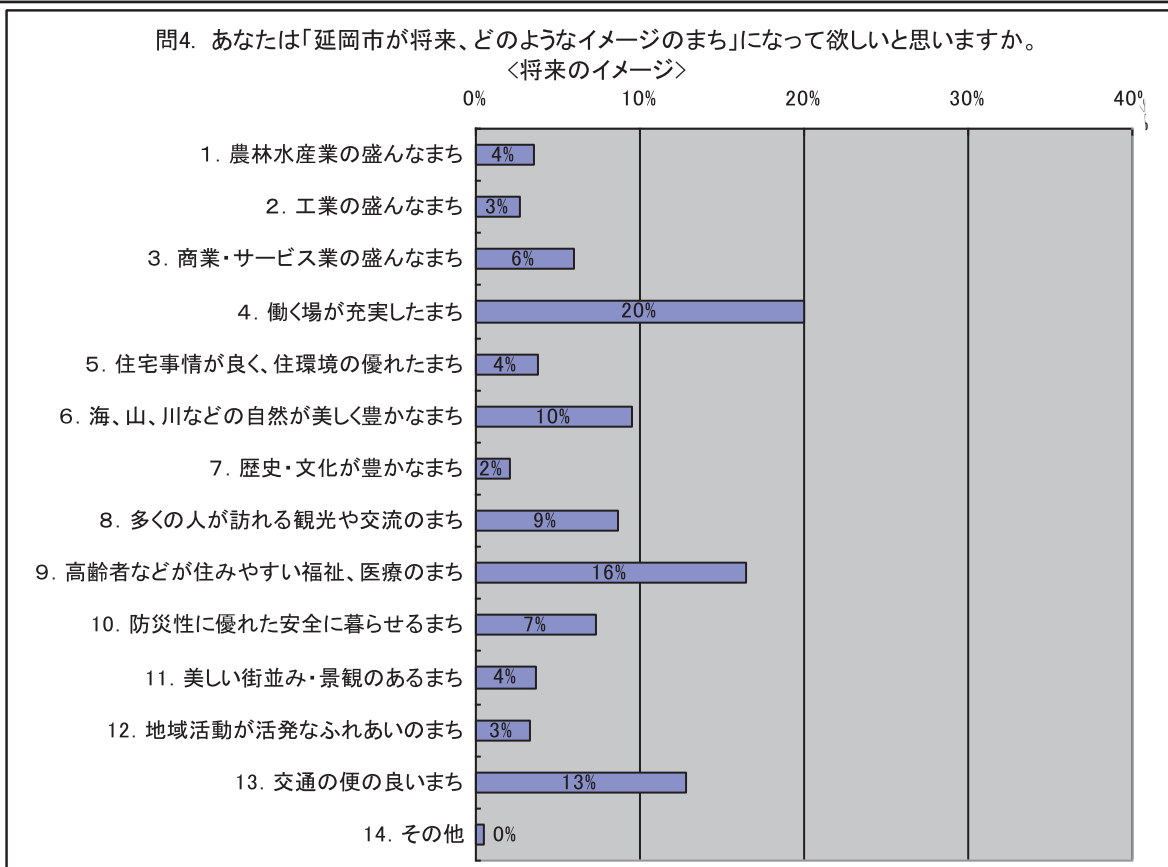
- 7. 働く場所の充実度
- 11. 自転車の走りやすさ
- 12. 鉄道の利便性
- 13. バスの利便性
- 14. 身近に利用できる公園の充実度
- 15. 休日に家族で過ごせる大きな公園の充実度
- 24. 人にやさしいまちづくり環境の充実度
- 25. 市民がまちづくりへ参加できる環境の充実度

問3 あなたは「現在の延岡市」についてどのようなイメージを持っていますか。

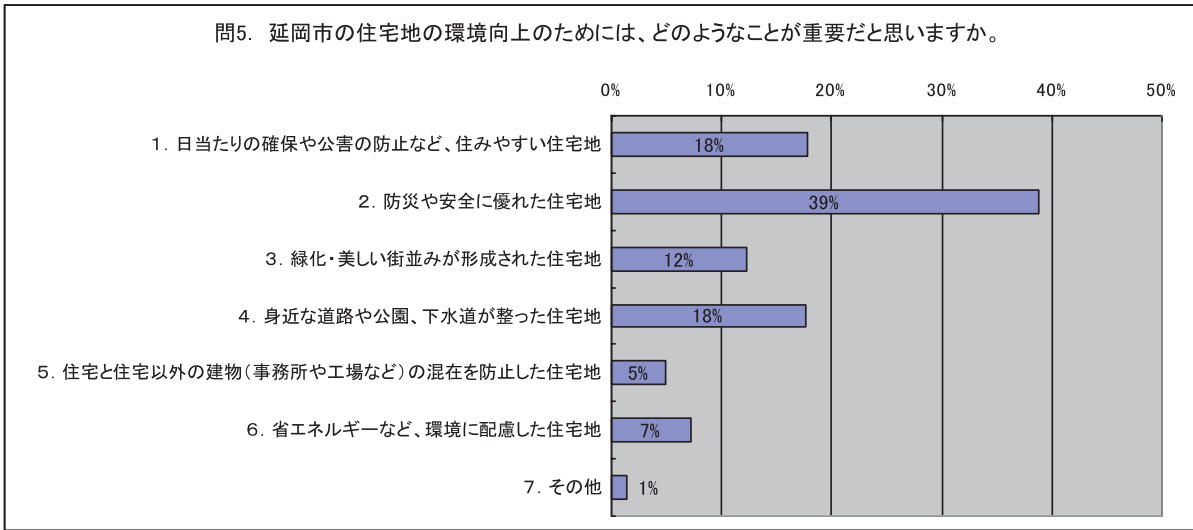




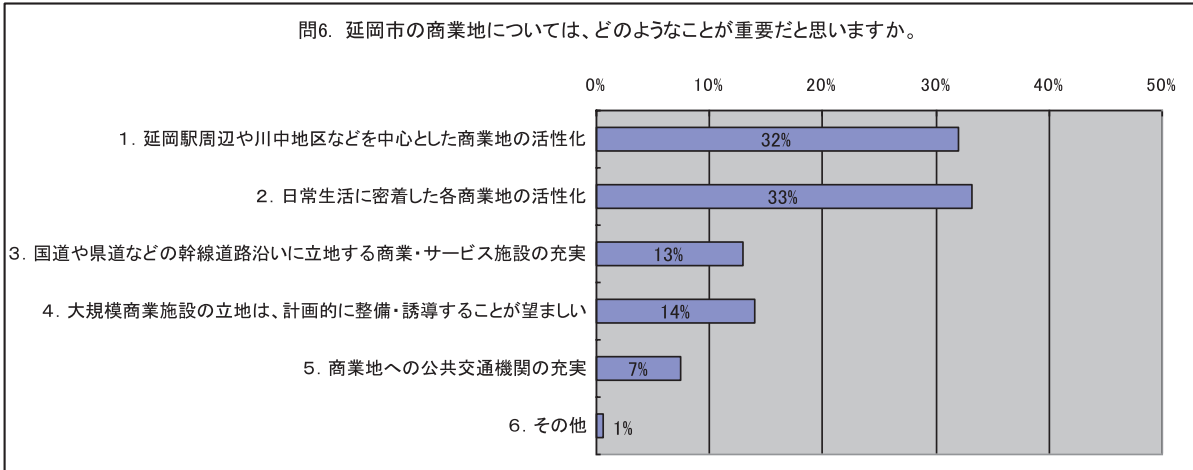
問4 あなたは「延岡市が将来、どのようなイメージのまち」になって欲しいと思いますか。



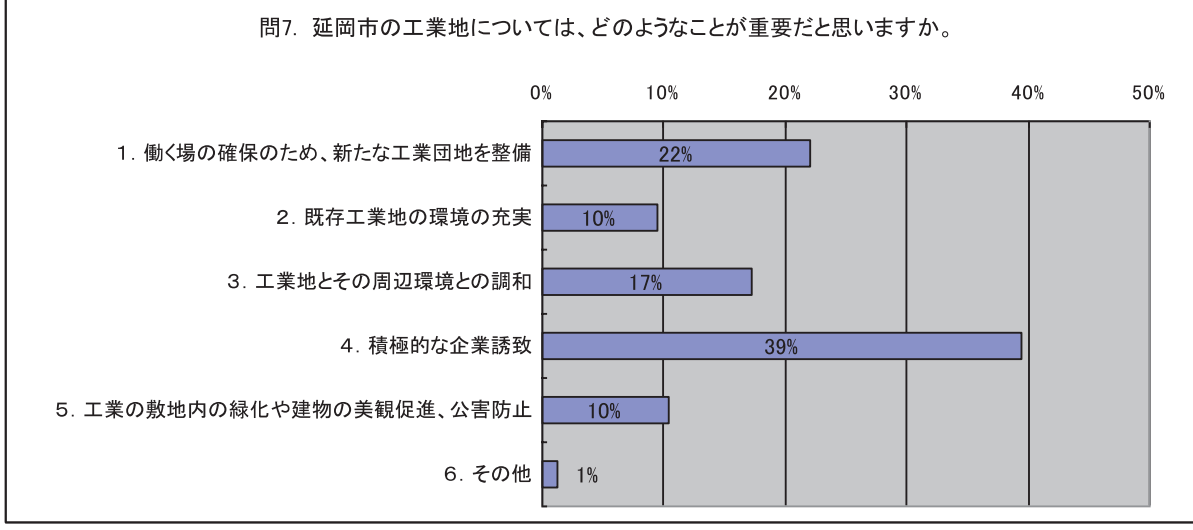
問5 延岡市の住宅地の環境向上のために、重要と思うもの。



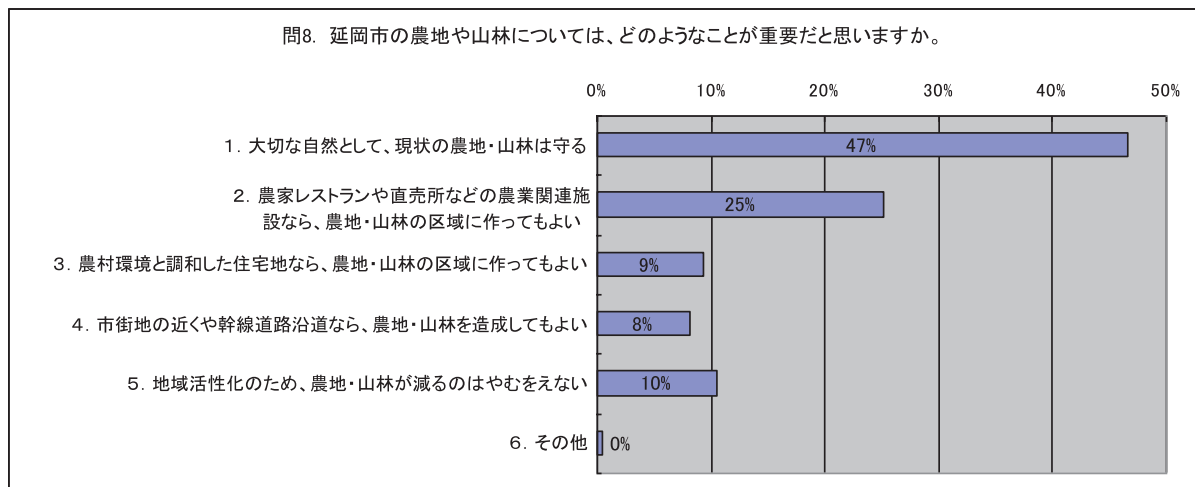
問6 延岡市の商業地について、重要と思うもの。



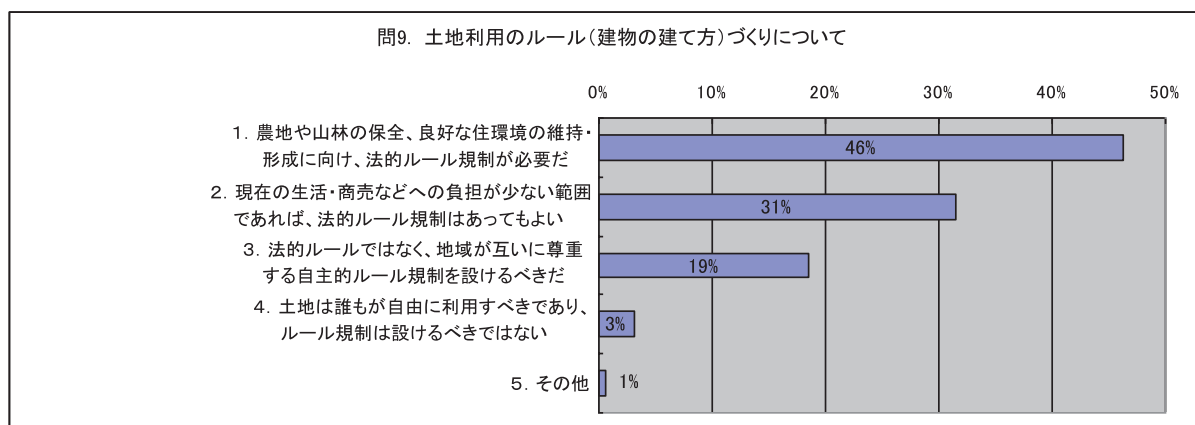
問7 延岡市の工業地について、重要と思うもの。



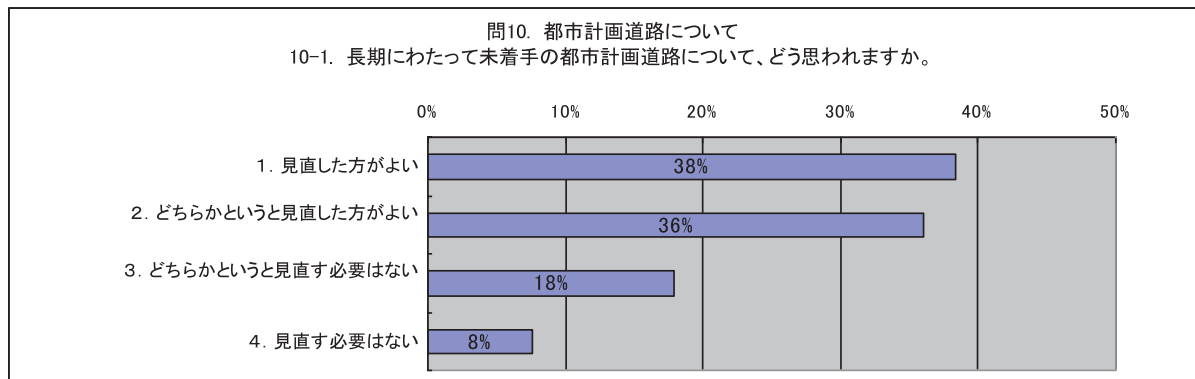
問8 延岡市の農地や山林については、重要と思うもの。

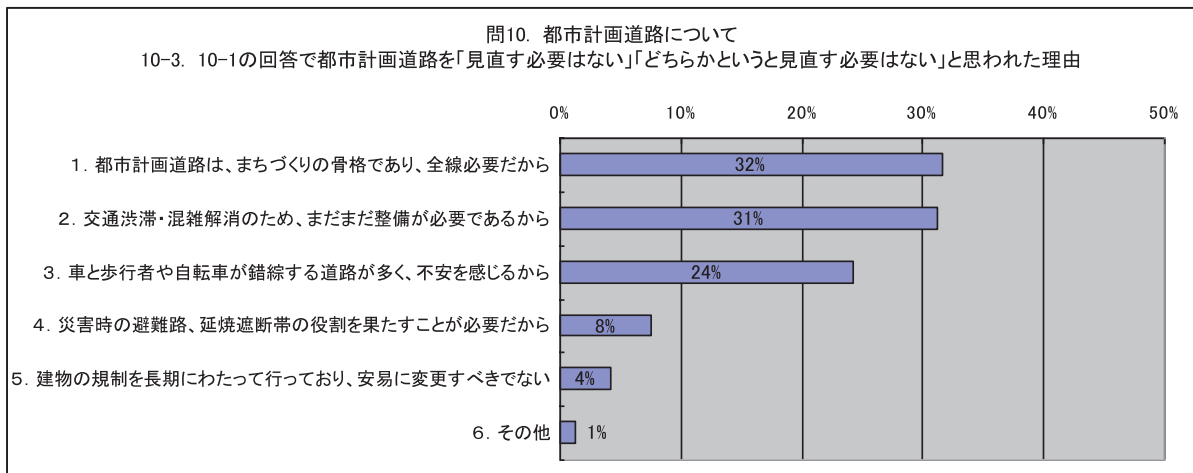
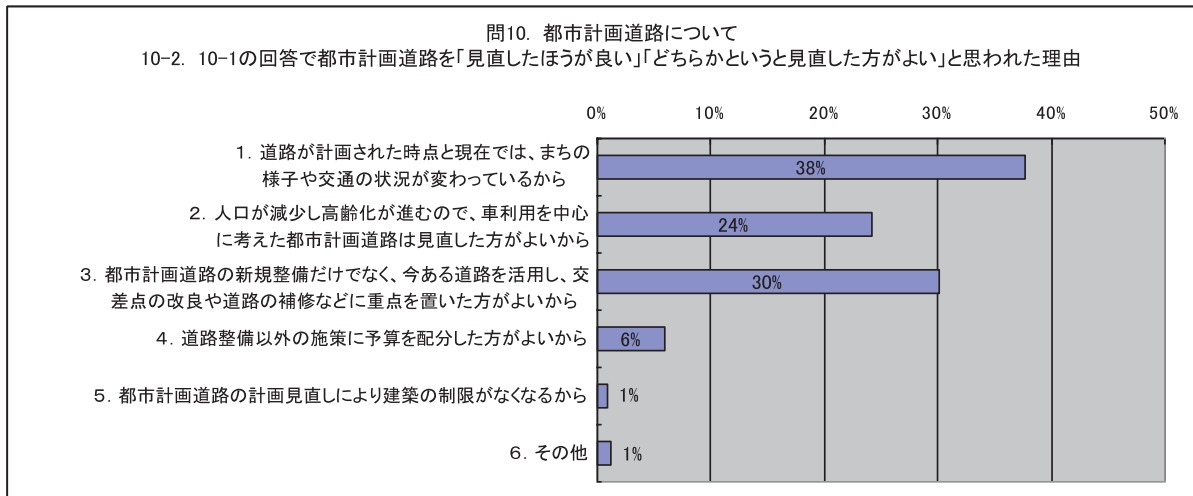


問9 土地利用のルール（建物の建て方）。

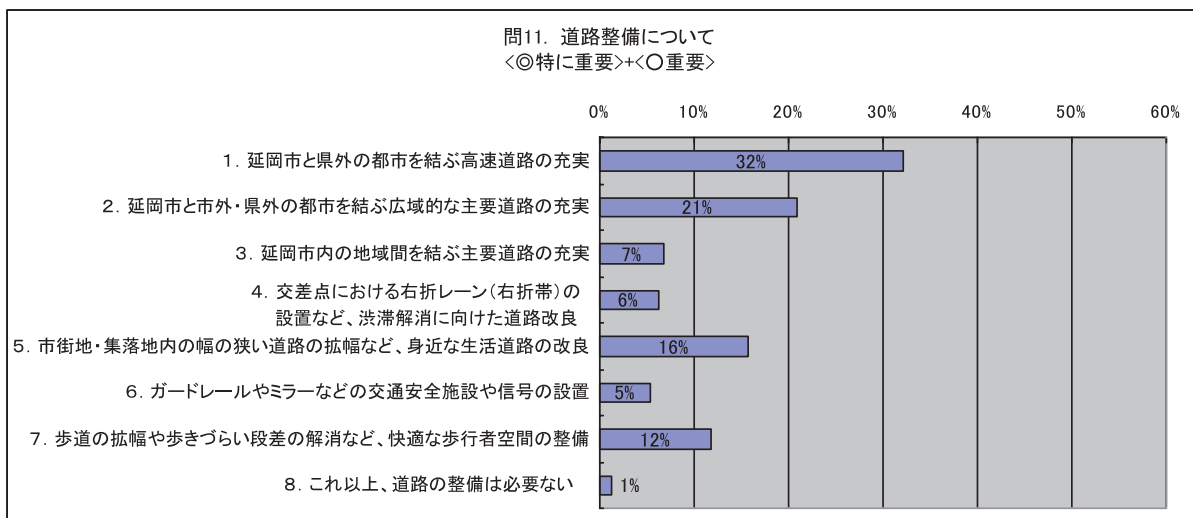


問10 都市計画道路についてお聞きします。

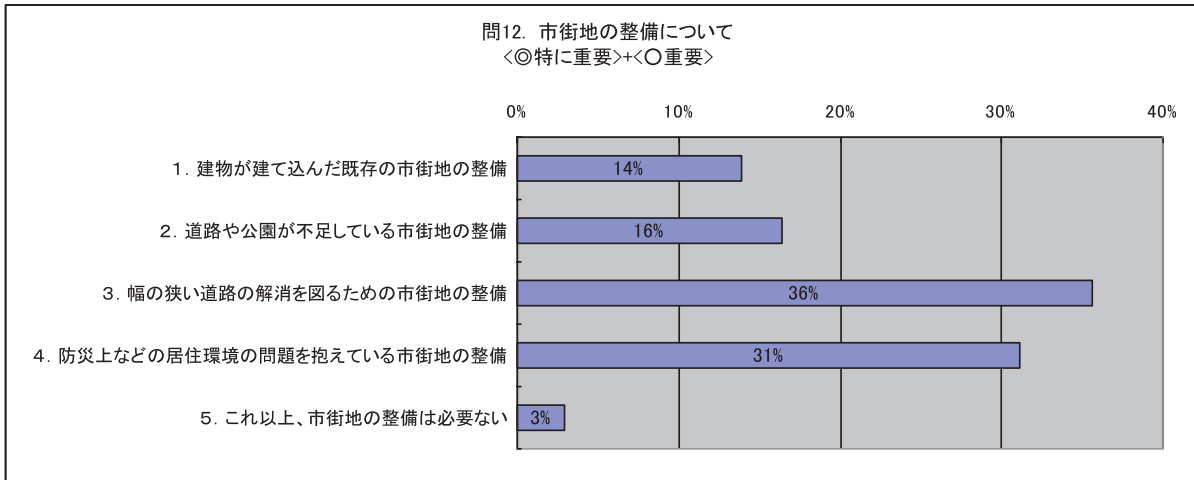




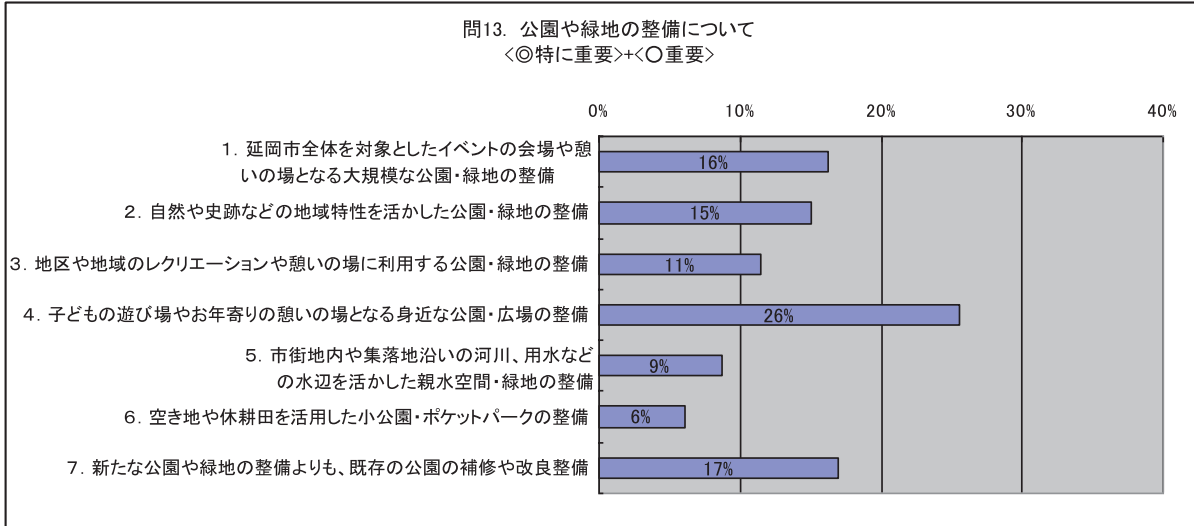
問11 道路整備について、特に重要または重要と思うもの。



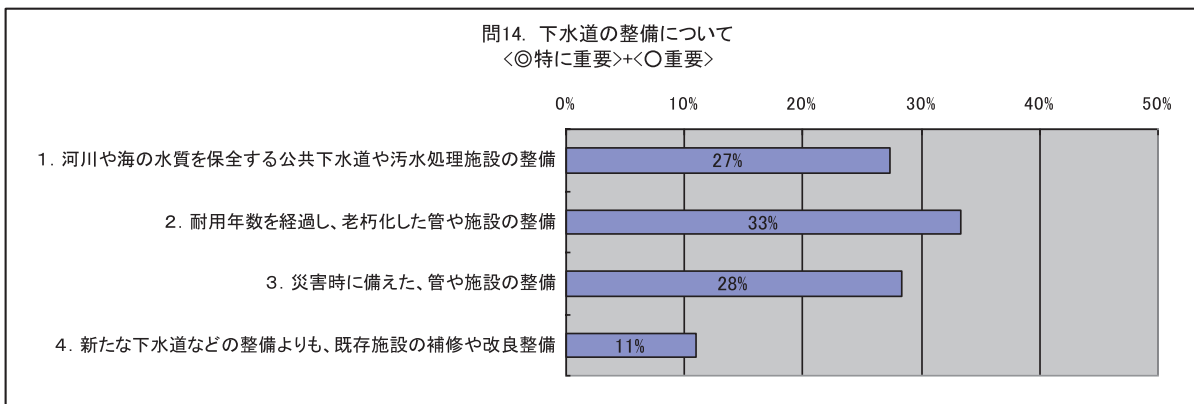
問12 市街地の整備について、特に重要または重要と思うもの。



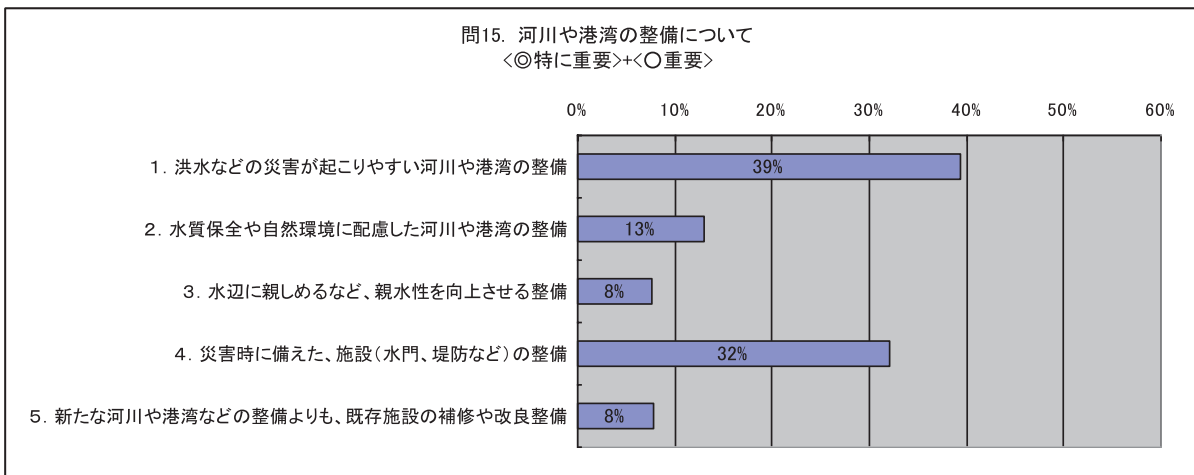
問13 公園や緑地の整備について、特に重要または重要と思うもの。



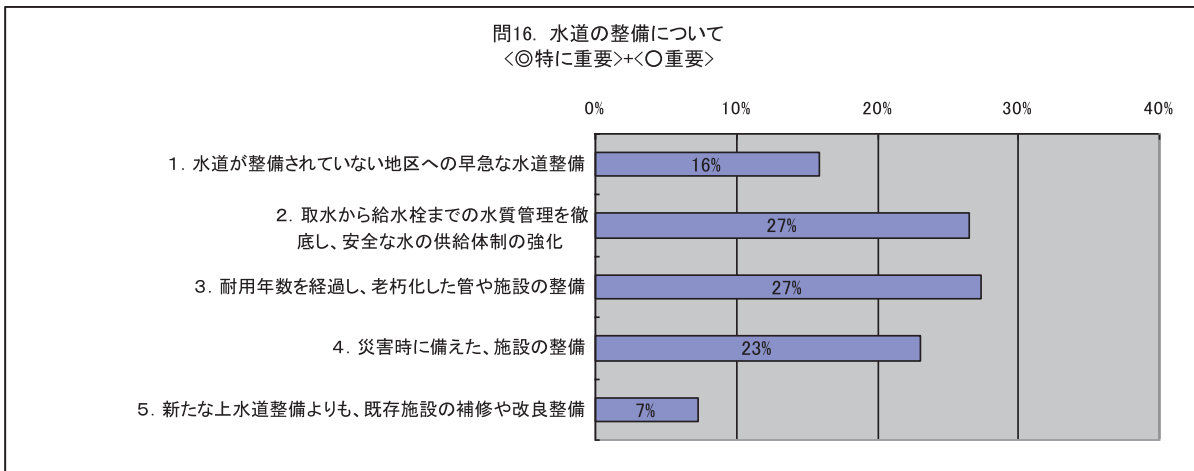
問14 下水道の整備について、特に重要または重要と思うもの。



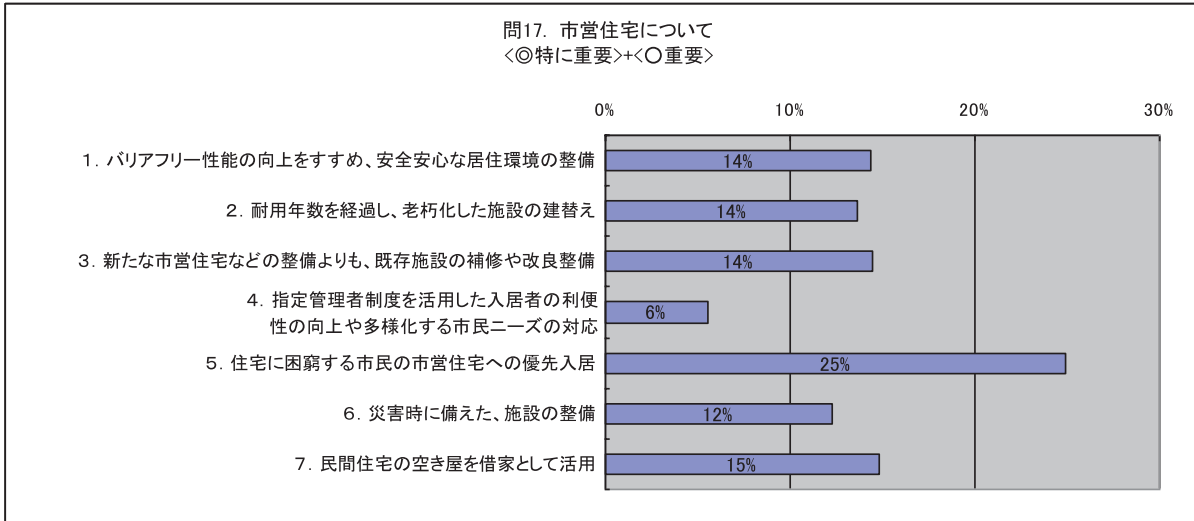
問15 河川や港湾の整備について、特に重要または重要と思うもの。



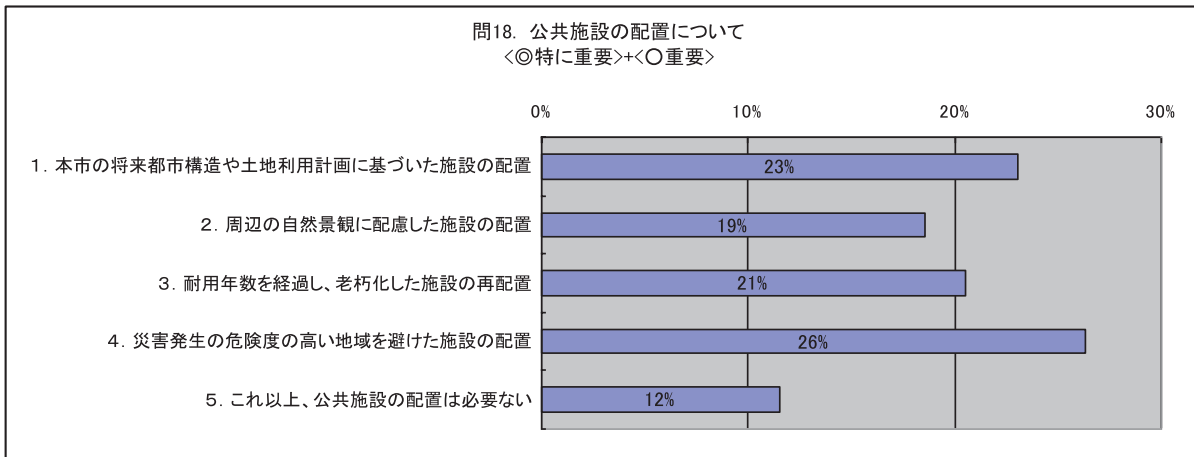
問16 水道の整備について、特に重要または重要と思うもの。



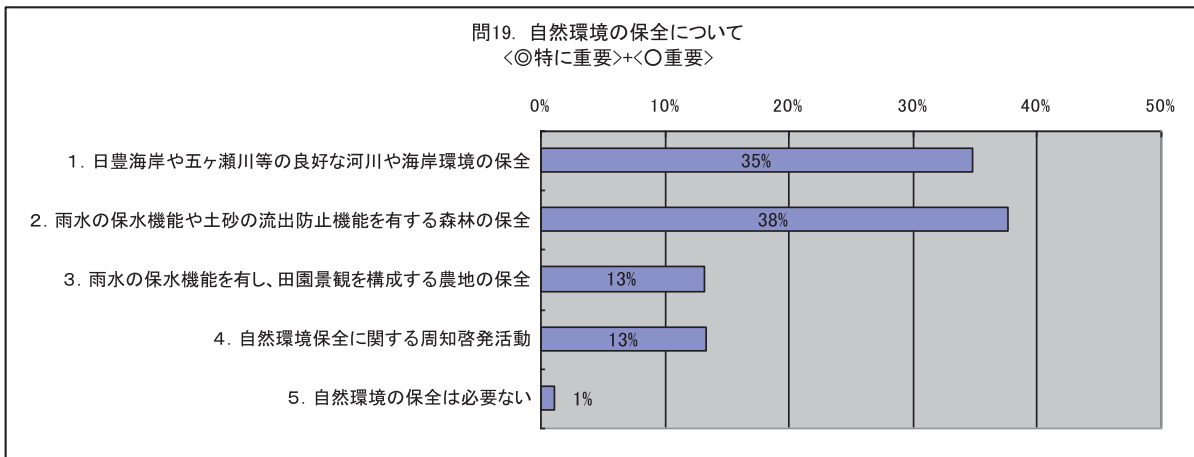
問17 市営住宅について、特に重要または重要と思うもの。



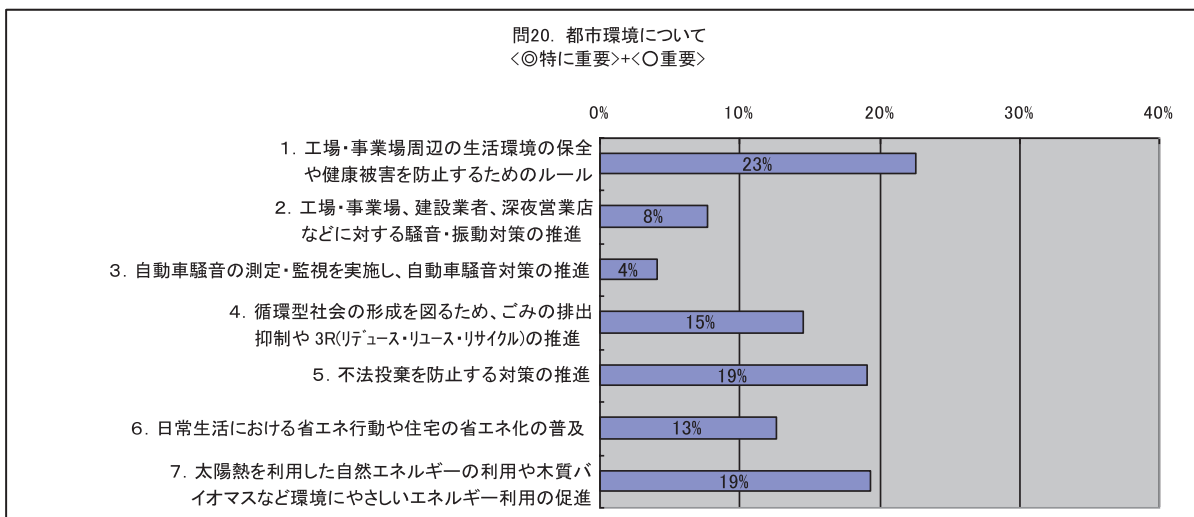
問18 公共施設の配置について、特に重要または重要と思うもの。



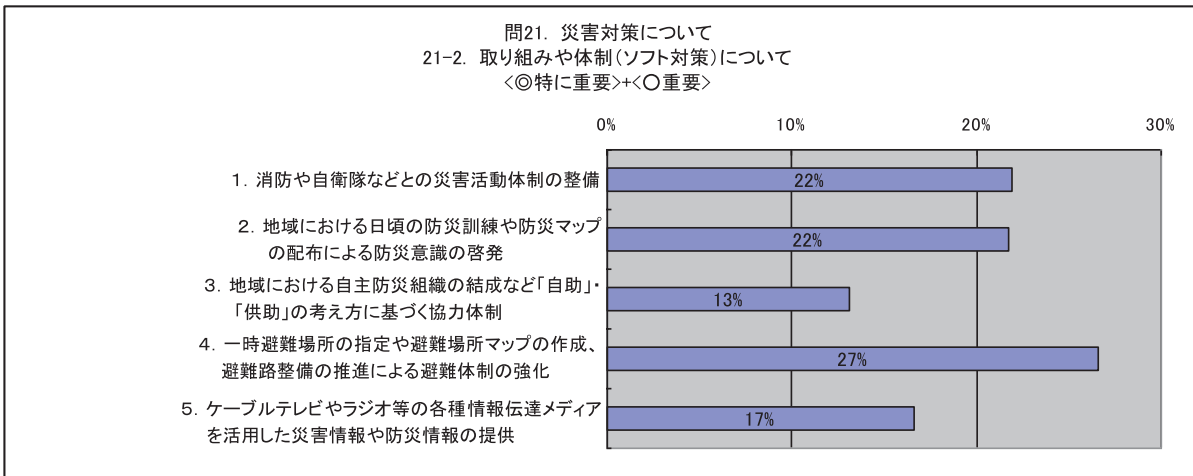
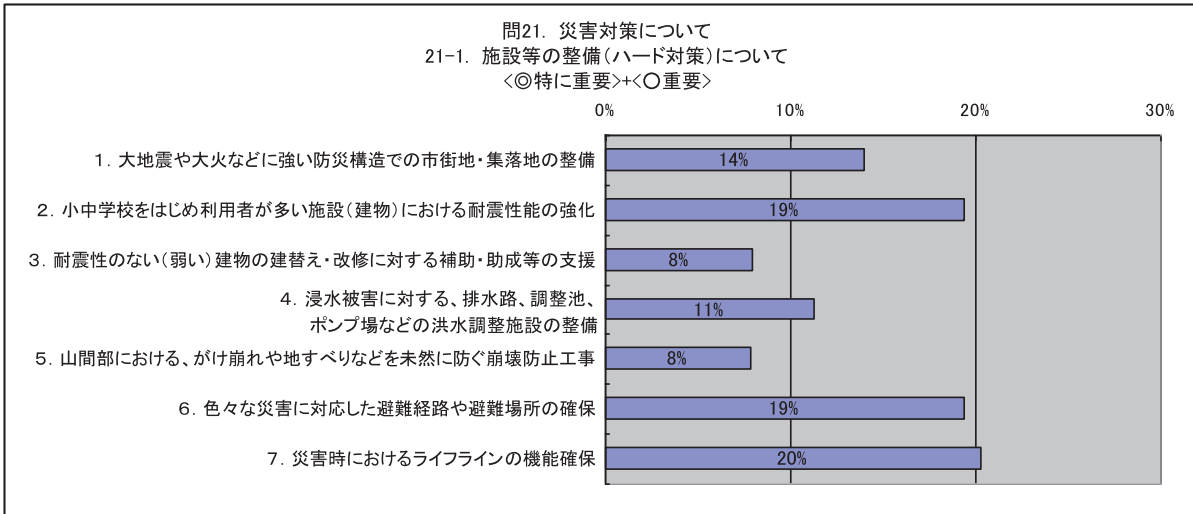
問19 自然環境の保全について、特に重要または重要と思うもの。



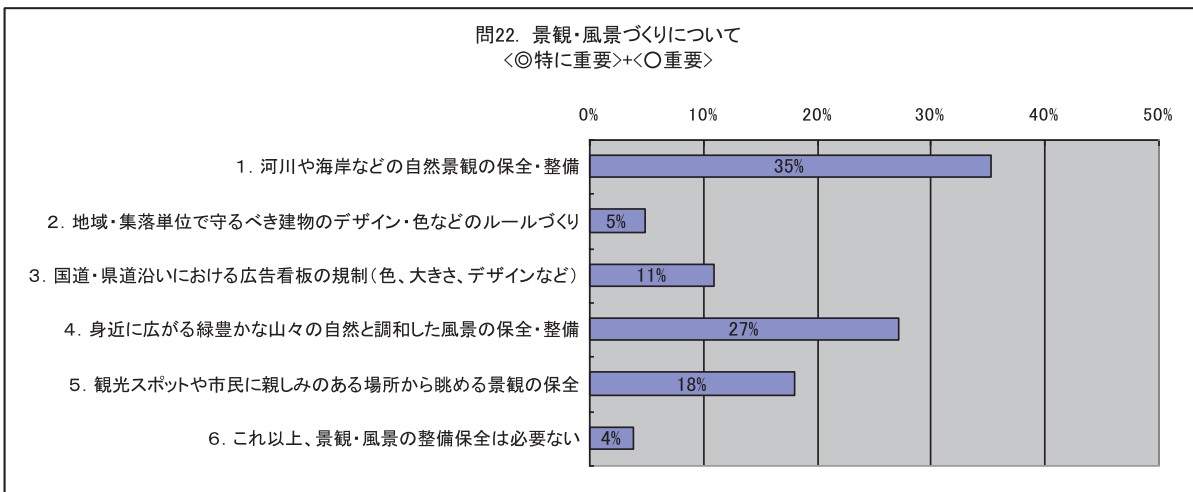
問20 都市環境について、特に重要または重要と思うもの。



問21 災害対策について、特に重要または重要と思うもの。



問22 景観・風景づくりについて、特に重要または重要と思うもの。



第3部 全体構想

第1章 まちづくりのテーマ

近年の地球温暖化の進行や自然災害の度重なる発生によって、地球環境や安全・安心に対する市民の意識が高まっている。また、人口減少・超高齢化社会の到来という人口構成の変化、さらに、経済においては、地域格差の増大や国際化の進展等を要因として、都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。

このような背景の中で、日向延岡新産業都市計画区域マスタープランにおいても、都市施策の方向は、これまでの人口増加を前提としたまちづくりを改め、既存の公共公益施設等を活用することにより、市街地の無秩序な拡散を抑制しつつ、商業などの業務施設や、公共施設等の多様な都市機能が集約された都市・地域づくりを目指すとしている。

また、第5次延岡市長期総合計画では、本市の目指す都市像を「市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」と設定している。その都市像を実現するため、設定したまちづくりの基本姿勢は、

- ①「市民力」市民と行政の協働によるまちづくりを進める。
- ②「地域力」地域の特性を活かし、一体感を育む合併後のまちづくりを進める。
- ③「都市力」道州制を見据えた東九州の拠点都市づくりを進める。

の3項目であり、都市計画マスタープランにおいても、これらのまちづくりの基本姿勢を踏襲する。

平成23年12月に行った延岡市都市計画マスタープラン策定市民アンケート調査結果によると、市民が考える延岡市の良いイメージについては、「①山、川、海などの自然が美しく豊かなまち、②工業の盛んなまち、③農林水産業の盛んなまち」の割合が高かった。

さらに、市民が望む延岡市の将来のまちのイメージは、「①働く場が充実したまち、②高齢者などが住みやすい福祉、医療のまち、③交通の便の良いまち」の割合が高い。

従って、アンケート調査結果から判断される、これからのまちづくりの方向性は、

- ① 活力のあるまちづくり
- ② 安全安心のまちづくり
- ③ 自然と共生したまちづくり

であるといえる。

また、平成10年に策定した都市計画マスタープランのまちづくりの方向性は、「賑わいの創出」、「潤いの創出」、「自然との共存」の3つとしている。

以上のことから、今回の都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方向性を以下に示す。

1点目

アンケートにおける

①「安全安心なまちづくり」

誰もが住み続けたいと思い、住んで良かったと思うような、安全で快適な居住空間の広がるまちづくりを目指す。

2点目

長期総合計画における「地域力」・「都市力」

アンケートにおける「活力のあるまちづくり」

平成10年策定の都市計画マスタープランにおける「賑わいの創出」、「潤いの創出」

以上の点より

②「東九州の拠点都市としてのまちづくり」

誰もが自由にまちに出て、働き、学び、遊ぶことができるような、東九州の拠点都市にふさわしい、賑やかで温かいまちづくりを目指す。

3点目

アンケートにおける「自然と共生したまちづくり」
平成10年策定の都市計画マスタープランにおける「自然との共存」
以上の点より

③「自然と共生したまちづくり」

賑わいや潤いの創出にあたっては、常に自然環境との調和に配慮し、また、生態系が循環できるような自然環境を保全することによって、都市生活の疲れを癒すような「水とみどり」がいつもそばに寄り添っているまちづくりを目指す。

4点目

日向延岡新産業都市計画区域マスタープランにおける

④「都市機能を集約したまちづくり」

無秩序な都市の拡大を抑制し、これまでに形成してきた道路や公園に代表される公共公益施設を活用したまちづくりを進めることにより、延岡市にふさわしい都市機能を集約した都市の形成を目指す。また、各地域で快適で便利な生活ができるように、地域の役割分担と連携のもと、活力あるまちづくりを目指す。

5点目

長期総合計画における「市民力」により

⑤「市民との協働によるまちづくり」

これからのまちづくりには、市民のまちづくりへの参画が必要不可欠です。このため、市民や企業等の多様な主体が、計画段階からまちづくりに参画することにより、市民主体のまちづくりを推進する。

また、この5つのまちづくりの方向性を展開した、これからの延岡市のまちづくりのテーマとして

水とみどりの豊かな自然を守り、潤いと賑わいに満ちた東九州拠点都市

を設定する。

次頁に、「まちづくりの課題」、「将来の都市構造」、「分野別方針」の構成を示す。

水とみどりの豊かな自然を守り、潤いと賑わいに満ちた東九州拠点都市

方向性1

安全安心なまちづくり

まちづくりの課題

課題番号	(1) 安全安心なまちづくりの課題	方針番号
1	災害に強い施設等の充実	148, 165, 201~203
2	利用ニーズに対応した防災公園等の整備	87, 102~104, 106
3	防災に配慮した交通環境の整備	47, 66~72, 200, 206~208
4	良好な居住環境の形成	33, 35
5	更なる河川整備の推進	113, 115, 118, 120, 121
6	安定した下水道機能の維持と浸水対策	127, 128, 130, 131, 133, 135
7	災害危険地域の土地利用の制限など	119
8	災害時の要援護者への対応	209, 211
9	民間開発の指導・誘導	31, 32, 45, 46
10	ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備	73
11	公共住宅の整備	141~143
12	住宅におけるセーフティネットの充実	144~147
13	安全な水の供給	155, 157, 159, 160
14	安定した給水と適切な維持管理	156, 158

方向性2

東九州の拠点都市としてのまちづくり

課題番号	(2) 東九州の拠点都市としてのまちづくりの課題	構想番号	方針番号
15	東九州の拠点都市の実現	24~32	
16	魅力ある商業地の形成	7	12, 36, 37, 84
17	新たな工業用地の確保	6	16, 40
18	「クレーパーク延岡」の継続的整備		16, 41
19	東九州自動車道・九州中央自動車道	12~13	47
20	道路ネットワークの整備推進	12~17, 20~23	47~57
21	地域公共交通などの利便性の向上		80, 81
22	バス利用者数の減少		75, 82
23	鉄道輸送網の整備推進	18	79, 83
24	歴史・文化的景観資源の保全・活用		194

方向性3

自然と共生したまちづくり

課題番号	(3) 自然と共生したまちづくりの課題	構想番号	方針番号
25	自然環境の保全		166, 167, 174, 175
26	自然的環境ネットワークの形成		77, 96, 99
27	環境保全のための汚水処理		124~126, 137~140, 181
28	河川環境に配慮した整備		116, 117
29	排水の監視、指導・協定締結		176, 177
30	持続可能な循環型社会の形成		186, 187
31	エネルギー使用の効率的な利用促進		189~191
32	景観形成		193
33	公共施設の景観整備	構想番号	195
34	自然環境の活用	27	100

方向性4

都市機能を集約したまちづくり

課題番号	(4) 都市機能を集約したまちづくりの課題	構想番号	方針番号
35	人口減少・超高齢社会への対応	1	1
36	持続可能な都市構造の構築	1~3	1~3
37	都市計画道路網の見直し		85, 86
38	農業振興地域における農用地の確保	9	22, 23, 171, 172

方向性5

市民との協働によるまちづくり

課題番号	(5) 市民との協働によるまちづくりの課題	方針番号
39	花と緑のまちづくり	99, 111, 112
40	市民の景観への意識啓発の推進	198, 199
41	河川美化運動などの推進	122, 123, 183
42	公園施設などの維持管理の充実	110
43	環境に関する市民モラルの向上	178

将来の都市構造

構想番号 (1) 面的基本構造 (土地利用構想)

- 1~3 ①都市的土地利用区域
- 4, 5 1) 住宅ゾーン
- 6 2) 工業ゾーン
- 7 3) 商業ゾーン
- 8 ②自然的土地利用区域
- 9 1) 農業ゾーン
- 10 2) 自然的環境保全ゾーン
- 11 3) その他のゾーン

構想番号 (2) 線的基本構造 (交通軸構想)

- ①広域交通体系
- 12~14 1) 高速交通軸
- 15~17 2) 南北交通軸・東西交通軸
- 18, 19 3) 鉄道交通軸・船舶交通軸
- ②域内交通体系
- 20 1) 環状交通軸
- 21 2) 市街地中心縦断軸
- 22 3) アクセス交通軸
- 23 4) 市街地形成交通軸

構想番号 (3) 点的基本構造 (都市機能拠点構想)

- 24, 25 1) 交通拠点
- 26 2) 行政拠点
- 27 3) 観光レクリエーション拠点
- 28 4) 文化交流拠点
- 29 5) 学術拠点
- 30 6) 健康文化拠点
- 31 7) スポーツ交流拠点
- 32, 33 8) 地域生活拠点

分野別方針

- 方針番号 1. 土地利用の方針
- 1~3 (1) 市街地規模の設定
 - 4~30 (2) 土地利用配置の方針

- 方針番号 2. 市街地整備の方針
- 31~35 (1) 住宅地
 - 36, 37 (2) 商業地
 - 38, 39 (3) 工業地
 - 40, 41 (4) 工業系拡大地区
 - 42~46 (5) その他

- 方針番号 3. 交通施設の整備の方針
- 47~65 (1) 道路の位置づけとその整備方針
 - 66~72 (2) 都市防災に配慮した道路整備
 - 73~75 (3) 児童・高齢者・障がい者等に配慮した道路整備
 - 76~78 (4) 景観に配慮した道路整備
 - 79~82 (5) 公共交通機関の充実
 - 83, 84 (6) JR延岡駅周辺施設の整備
 - 85, 86 (7) 都市計画道路見直し

- 方針番号 4. 公園・緑地の整備の方針
- 87~95 (1) 公園の整備方針
 - 96~99 (2) 緑地の整備方針
 - 100 (3) 自然公園の整備方針
 - 101 (4) その他の公園の整備方針
 - 102~105 (5) 都市防災に配慮した公園、緑地整備
 - 106 (6) 児童・高齢者・障がい者等に配慮した公園、緑地整備
 - 107, 108 (7) 景観に配慮した公園、緑地整備
 - 109~112 (8) 市民参加による公園、緑地の整備及び維持管理

- 方針番号 5. 河川・下水道の整備の方針
- 113~123 (1) 河川整備の方針
 - 124~140 (2) 下水道整備の方針

- 方針番号 6. 住宅の整備の方針
- 141~148 (1) 公共住宅
 - 149~154 (2) 民間住宅

- 方針番号 7. 上水道の整備の方針
- 155~160

- 方針番号 8. 公共公益施設の配置の方針
- 161~165

- 方針番号 9. 自然環境保全の方針
- 166, 167 (1) 河川
 - 168~170 (2) 山林
 - 171, 172 (3) 農地
 - 173~175 (4) その他

- 方針番号 10. 都市環境形成の方針
- 176~180 (1) 生活環境対策
 - 181~183 (2) 水環境対策
 - 184~187 (3) ごみ処理対策
 - 188~191 (4) 地球環境

- 方針番号 11. 景観形成の方針
- 192~194 (1) 延岡の景観を特色づける景観資源の保全と活用
 - 195 (2) 個々の景観資源のグレードアップ
 - 196 (3) 市街地や自然地の景観を生かした特色ある景観づくり
 - 197 (4) 都市の活力、にぎわいを高める魅力ある景観づくり
 - 198, 199 (5) 市民・事業所との連携の強化

- 方針番号 12. 都市防災対策の方針
- 200~203 (1) 災害に強い都市基盤施設及びライフラインの整備
 - 204, 205 (2) 防災面からの都市空間の緑化
 - 206~208 (3) 住環境整備と合わせた市街地の防災性の向上
 - 209~212 (4) 安全対策の強化

第2章 まちづくりの課題

延岡市の現況や市民アンケート結果、上位計画等を考慮し、まちづくりを進める上での現状における課題について整理する。

(1) 安全安心なまちづくりの課題

課題番号1 災害に強い施設等の充実

東海・東南海・南海地震が連動して起きた場合、日向灘地震の同時発生の可能性が専門家から指摘されている。その場合、想定を超える津波発生の恐れがあるため、津波避難場所の見直し等、早急な津波対策の検討や、台風や水害等の大規模災害に備え、公共施設やライフライン施設等の浸水対策や耐震化等を促進し、施設の機能維持を図ることが求められている。

また、平常時には災害物資の備蓄や防災学習の拠点となり、災害時には防災拠点となる施設として、消防庁舎などの既存施設に加え、新たに建設されたコミュニティセンター等の活用が図られているが、引続き、避難施設としての機能強化等の整備を図るとともに、防災対策の拠点となる施設の整備が求められている。

方針番号 148、165、201～203

課題番号2 利用ニーズに対応した防災公園等の整備

本市の一人あたりの公園面積は12.3㎡/人（平成22年4月現在）で、国の目標面積10.0㎡/人を上回っているが、施設の老朽化が進んでおり、遊具や休息施設等の再整備が課題となっている。また、公園に対する要望も少子高齢化社会を反映し、子どもの遊び場としての公園から、子どもから高齢者まで利用できる公園へと変化しているため、将来を展望した施設整備を図るとともに、地震災害等の被害軽減のため避難所等の防災機能を持った都市公園等の整備が求められている。

方針番号 87、102～104、106

課題番号3 防災に配慮した交通環境の整備

災害時において、防災拠点への避難路などへ安全に通行できる道路や、消防活動の妨げにならないような、広い幅員の道路整備が求められている。

台風や地震等の大規模災害が発生し、国道を始め多くの道路が寸断されれば、地域の生活・社会・経済面において大きな問題であり、道路構造物の耐震化の確保が必要である。

また、高速道路は緊急輸送道路になると同時に復旧活動の核となる”命のみち”として大変重要であるため、早期完成を強く要望していく必要がある。

方針番号 47、66～72、200、206～208

課題番号4 良好な居住環境の形成

幅員も狭く、不整形な生活道路となっている計画的な基盤整備がなされないまま住宅化された地区においては、防災面などの様々な課題が残されている。

方針番号 33、35

課題番号5 更なる河川整備の推進

本市は「水郷延岡」と呼ばれるように、市街地には五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川及び北川が流れており、平素は豊かな水の恵みを与えてくれるこれらの河川も、過去には洪水時に大きな被害をもたらしてきたことから、国及び県による河川改修事業が行われており、平成17年の台風14号災害を受け、五ヶ瀬川激甚災害特別緊急事業として河道掘削や築堤などの大規模な河川整備を行ってきたが、今後も、国・県と連携し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

方針番号 113、115、118、120、121

課題番号6 安定した下水道機能の維持と浸水対策

耐用年数を経過し老朽化した施設もあることから、計画的な改築更新や耐震対策などの適切な維持管理を行うなど、安定的に下水道を機能させることが求められている。

また、浸水対策においても、それぞれの地域における浸水状況を考慮し、地域の特性に応じた総合的な取り組みが求められている。

方針番号 127、128、130、131、133、135

課題番号7 災害危険地域の土地利用の制限など

浸水被害のおそれがある地域については、土地利用における制限についても検討するなど、治水対策との調整・連携が求められている。

方針番号 119

課題番号8 災害時の要援護者への対応

高齢化に伴い単独又は夫婦のみの世帯が増加を続け、災害時の要援護者への対応が重要な課題となっている。

方針番号 209、211

課題番号9 民間開発の指導・誘導

市街地整備を進める上では、公共事業などが主体となるが、民間活力による整備を適正に誘導していくことも重要であり、周辺住民の安全・安心のために、今後も開発許可制度や地区計画制度等を適正に運用するなど、民間の良好な市街地整備を指導・誘導していくことが求められている。

方針番号 31、32、45、46

課題番号10 ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備

障がいのある人や高齢者の方々が地域での自立した生活を営むため、ユニバーサルデザインの理念に基づく生活環境の整備が求められている。

方針番号 73

課題番号11 公共住宅の整備

居住水準の向上や良好な住環境の整備等、量から質への転換を図りながら、年次的な建替事業及びストック住宅の改善事業を行っているが、今後とも社会情勢の変化や人口動態に配慮しながら、住戸毎のライフサイクルコストの縮減を図るための施策を推進することが必要である。

方針番号 141～143

課題番号12 住宅におけるセーフティネットの充実

市営住宅においては、若年及び高齢者の少人数の世帯を中心に応募が多くなっているなど、ニーズが多様化していることから、きめ細かなサービスや住宅セーフティネットの充実を図っていくことが求められている。

方針番号 144～147

課題番号13 安全な水の供給

水源施設の水質保全を行うなど、いつでも安全な水を供給することが求められている。
また、災害時においても、市民の重要なライフラインとしての役割を果たす必要がある。

方針番号 155、157、159、160

課題番号14 安定した給水と適切な維持管理

本市の水道は昭和31年、都市化とともに進む井戸水の汚染解消として供用開始し、50年以上経過している。創設当時の施設は老朽化し、地震等の自然災害に対応できない状況となっているため、計画的な施設の更新や適切な維持管理を行うなど、安定した給水を行うことが求められている。

方針番号 156、158

(2) 東九州の拠点都市としてのまちづくりの課題

課題番号15 東九州の拠点都市の実現

地域経済の活性化に欠かせない高速道路については、東九州自動車道が平成25年度には宮崎市までつながり、福岡・大分方面も平成28年度までに開通する見込みとなっていることから、今後は、本市の目指す「東九州の拠点都市」の実現に向け、開通後を見据えたまちづくりを進めていく必要がある。

構想番号 24～32

課題番号16 魅力ある商業地の形成

商業地においては、大型店の出店等があるものの商店街や個店の魅力不足から停滞状況が見られるため、機能強化を図りながら吸引力やにぎわいのある商業地の形成を目指す必要がある。

構想番号 7 方針番号 12、36、37、84

課題番号17 新たな工業用地の確保

本市は山と海に囲まれた平地に乏しい地形を有しており、工場用地の確保が厳しい状況にある。こうしたなか、企業立地を促進するため、クリアパーク延岡工業団地、差木野工場用地、リサーチパーク向洋台の3ヶ所に用地を整備し分譲してきたが、いずれの工業用地についても企業の立地が進み、更なる企業立地を推進するためクリアパーク延岡工業団地第2工区の整備を行った。併せて、長期的企業立地の観点から、新たな工場用地等の受け皿についても、検討を進める必要がある。

構想番号 6 方針番号 16、40

課題番号18 「クリアパーク延岡」の継続的整備

「クリアパーク延岡」工業団地ゾーンの第1工区は、情報サービス系企業が立地するなど完売した。そこで、さらなる企業誘致を促進するため、有効面積11haの第2工区を整備した。今後は、東九州自動車道の進捗、国道10号延岡道路・延岡JCT・IC及び北方延岡道路の開通に伴い、流通団地ゾーン整備とともに九州保健福祉大学等との連携による学術研究ゾーンの充実も必要となっている。

方針番号 16、41

課題番号19 東九州自動車道・九州中央自動車道

東九州自動車道（北浦～須美江間）が平成28年度に、また、九州中央自動車道（蔵田～北方間）についても平成27年度に供用開始とされているが、更なる早期整備を要望する必要がある。

また、九州中央自動車道（国道218号高千穂日之影道路）についても、現状では平成28年度以降の供用開始予定とされているので、1日も早い整備を要望していく必要がある。

構想番号 12～13 方針番号 47

課題番号20 道路ネットワークの整備推進

道路は、安全で快適な生活と活力ある経済社会を実現するための最も基礎的な社会資本であり、地域の活性化はもとより、災害時の救援物資の輸送、救助、救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するためにはなくてはならない都市基盤施設である。特に、国・県道及び広域農道等の幹線道路網の整備は、本市を含む県北地域の重要な課題の一つであり、今後とも、国・県・市が連携しながら道路ネットワークの整備を進めていく必要がある。

構想番号 12～17、20～23 方針番号 47～57

課題番号21 地域公共交通などの利便性の向上

本市では、定期路線バスが運行していない「公共交通空白地域」の中でも、地域に商店や病院がなく、最寄の定期路線バスの停留所まで距離のある地区については、定期路線バスに接続するコミュニティバス等を導入している。今後も定期路線バスとコミュニティバス等を連携させながら地域公共交通の利便性向上を図ることが求められている。

また、高速バスについては、今後高速道路の整備により九州管内主要都市との時間短縮が図られ、地域間交流の交通手段としての需要が増加するものと予想され、高速バスの運行拡充、利便性向上が求められている。

方針番号 80、81

課題番号22 バス利用者数の減少

新たな運行ルートの設定や、運行時間の改善が行われているものの、バス利用者数の減少が続いている。

方針番号 75、82

課題番号23 鉄道輸送網の整備推進

日豊本線は、東九州を縦貫する唯一の幹線鉄道であり、東九州地域における総合交通網の極めて重要な一翼を担っている。しかしながら、大分市から以南は単線で時間がかかることから、引き続き、複線化や高速化、ダイヤ改正等を要望していくことにより、利便性の向上を促進していく必要がある。また、延岡駅周辺の整備とあわせて、貨物ヤードも視野に入れた鉄道を活用した物流拠点整備についても、検討していく必要がある。

構想番号 18 **方針番号** 79、83

課題番号24 歴史・文化的景観資源の保全・活用

重要な景観資源を保全する仕組みや、建物等の高さ規制による眺望の確保等に配慮しながら、延岡らしい景観づくりの核となる歴史・文化的景観資源を保全するとともに、それらの資源を活用した整備を図る必要がある。

方針番号 194

(3) 自然と共生したまちづくりの課題

課題番号25 自然環境の保全

自然環境の保全は、豊かな生物多様性が保たれていることが重要であることから、本市の環境施策上の重大な柱となっている。そのため、自然環境モニタリング調査の新たな結果を「延岡市公共工事環境配慮指針」に反映させ、公共工事等により、動植物の重要な生息地を破壊しないよう保護につとめる必要がある。また、市民に対して、豊かな自然環境を体験、学習できるような場所や機会の提供を行っていく必要がある。

方針番号 166、167、174、175

課題番号26 自然的環境ネットワークの形成

市街地内に残る身近な緑地などの保全・活用、市街地内の河川などにおける水と緑のふれあいの場の創出、公共空間の緑化を行うなど、市街地内の自然的環境ネットワークの形成に努めることが求められている。

方針番号 77、96、99

課題番号27 環境保全のための汚水処理

本市は、昭和27年から合流式で公共下水道事業に着手し、その後、水質の保全をより重視する観点から、分流式による整備を進めている。加えて農業集落排水施設や漁業集落排水施設及び市設置型合併浄化槽の整備（H18～H21まで）にも取り組み、1市3町合併後における平成21年度末の汚水処理人口普及率は77.2%となっており、全国平均（77.3%）と同程度の普及率となっている。しかしながら、依然として生活排水による汚濁が中小河川を中心としてみられることから、今後も更に普及促進に努め、効果的な事業の推進と経営の効率化を図りながら、自然環境を守り、生活環境を改善していく必要がある。

方針番号 124～126、137～140、181

課題番号28 河川環境に配慮した整備

河川は治水、利水の役割を担うだけでなく、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を活かした川づくりが求められている。このため、流域の自治体と連携を図りながら、河川本来の良好な自然環境や歴史・文化資源を保全するとともに、多自然型川づくりなど河川環境に配慮した整備を推進することが重要である。

方針番号 116、117

課題番号29 排水の監視、指導・協定締結

県と協力して引き続き工場・事業場の排水の監視、指導に取り組む必要がある。また、地域住民の健康や生活環境を保全するため、積極的な公害防止協定の締結を推進するとともに、協定締結事業者への適切な指導を行う必要がある。

方針番号 176、177

課題番号30 持続可能な循環型社会の形成

持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物の排出抑制や再利用、リサイクル等を推進することにより資源の有効活用を図ることが重要である。

環境学習や講習会等を通じ、ごみ減量化に対する市民意識の向上と市民、事業者、行政の相互協力体制の確立を図る必要がある。

方針番号 186、187

課題番号31 エネルギー使用の効率的な利用促進

エネルギー使用の抑制や効率的な利用を促進することにより、エネルギー消費の少ない社会システムの構築に取り組む必要がある。また、改正省エネルギー法に基づき、より一層のエネルギー使用の合理化に努めるとともに、新エネルギー設備の積極的な導入を図る必要がある。

方針番号 189～191

課題番号32 景観形成

日豊海岸国定公園や祖母傾国定公園をはじめとした美しい海岸・海浜や良好な山地景観の保全が必要である。

方針番号 193

課題番号33 公共施設の景観整備

一貫したデザインコンセプトに基づく橋や道路施設のデザイン誘導等、公共施設の高質化による、連続感と風格のある、本市の良好な景観づくりを牽引する手本となるような公共施設の景観づくりが必要である。

方針番号 195

課題番号34 自然環境の活用

本市の自然公園は、日豊海岸国定公園、祖母傾国定公園、祖母傾県立公園の3ヶ所があり、10,498.3haが指定されている。自然公園は、優れた自然の景勝地を保護するとともに、貴重な観光資源として活用を図る必要がある。

構想番号 27 方針番号 100

(4) 都市機能を集約したまちづくりの課題

課題番号35 人口減少・超高齢社会への対応

人口減少・超高齢社会の到来における、新しい時代に対応した人や環境にやさしい都市の実現のため、様々な都市機能が集約された都市づくりを目指す必要がある。

構想番号 1 方針番号 1

課題番号36 持続可能な都市構造の構築

郊外への都市機能の拡散による、道路や下水道等の後追いの投資などを抑制するなど、持続可能な都市構造を構築し、社会基盤の効率的な維持管理がおこなえるまちづくりを進める必要がある。

構想番号 1～3 方針番号 1～3

課題番号37 都市計画道路網の見直し

我が国が今後本格的な人口減少、超高齢社会を迎え、集約的な都市形成が求められるなか、本市においても都市計画決定後、長期にわたり整備がなされていない路線については、社会情勢の変化を踏まえながら、国・県との連携のもとでその必要性を再検証し、適切な見直しを行うことが求められている。

方針番号 85、86

課題番号38 農業振興地域における農用地の確保

農業振興地域は、総合的に農業の振興を図る地域として位置づけており、優良な農用地については、食料自給率の確保のためにも、農用地区域として積極的に確保する必要がある。

構想番号 9 **方針番号** 22、23、171、172

(5) 市民との協働によるまちづくりの課題**課題番号39 花と緑のまちづくり**

豊かな緑、その緑を背景に咲く四季折々の草花や花木は、市民の日々の生活に潤いを与えてくれる。本市は昭和48年に緑化都市宣言を行い、様々な機会を通じて緑化推進に努めてきた。これからも公共空間の花や緑を増やし大切にすることはもとより、民有地の緑化への活動を支援していく必要がある。

方針番号 99、111、112

課題番号40 市民の景観への意識啓発の推進

市民に対する景観への意識啓発や、自主的な景観づくりへの理解を求めることにより、景観への関心を高め、良好な景観形成を推進する必要がある。

方針番号 198、199

課題番号41 河川美化運動などの推進

河川は、治水・利水の機能以外に、環境や景観などの生活に潤いを与える空間でもあり、その機能を保全するために、河川美化活動などに対する市民活動との協働・支援等に努める必要がある。

方針番号 122、123、183

課題番号42 公園施設などの維持管理の充実

本市の公園は、公園施設などの維持管理を委託している。これまで、公園の持つ機能を活かし、利用者が安全で快適に使用できるよう、市民及び公園愛護団体等の協力を得ながら維持管理に努めてきたが、今後も更に市民と行政が協働して維持管理の強化を図っていく必要がある。

方針番号 110

課題番号43 環境に関する市民モラルの向上

廃棄物の不法投棄・焼却や近隣騒音等に関する苦情に対しては、関係法令等の適正な運用を図ると共に、市民のモラルの向上のための意識啓発等を図る必要がある。

方針番号 178

第3章 将来の都市構造

本市の将来像を示した「まちづくりのテーマ」を実現するために、土地の利活用の方法や都市施設の配置、都市機能の配置誘導方針を整理し、都市の骨格となる基本構造を以下にまとめる。

(1) 面的基本構造（土地利用構想）

本市の「まちづくりのテーマ」を実現するためには、まちづくりの理念を基本とした土地利用計画を立案し、これに基づき適正な土地利用を図ることが重要である。このため、都市計画の面的基本構造として、将来の土地利用構想を示す。

① 都市的土地利用区域

構想番号1 ◆都市計画区域内の市街化区域について、主に都市的土地利用を行う区域として設定し、住宅ゾーン、商業ゾーン、工業ゾーンの区分を行う。

構想番号2 ◆本市の市街化区域は、人口や産業の見通し、市街化の現況や動向を勘案することで、市街地の規模を設定していることから、原則として現在の市街地規模を維持・確保する。

構想番号3 ◆なお、拡大を行う場合は、市街化調整区域における区画整理などの計画的な市街地整備の見込みのある区域を対象とし、自然的土地利用との調整を行うとともに、日向延岡新産業都市計画区域の市街地規模と整合を図る。

1) 住宅ゾーン

構想番号4 ◆住宅ゾーンは、主に商業ゾーン周辺の外側に位置する市街化区域内に配置し、閑静で潤いのある良好な居住環境を備えるものとする。

構想番号5 ◆住宅ゾーンの内、専用住宅地については、原則として工業ゾーン及び商業ゾーンと隣接させないものとする。さらに、居住空間と職域及び賑わい空間が円滑にアクセスできるように、補完する道路の整備を推進する。

2) 工業ゾーン

構想番号6 ◆工業ゾーンは既存の工業専用地域のほか、国道沿線、港湾周辺及びジャンクションインター周辺等、交通アクセス等の利便性の高い地域に配置する。

3) 商業ゾーン

構想番号7 ◆商業ゾーンは、本市の中心商業地を形成している川北地区、及び川中、川南地区に、商業施設の集積及び土地の高度利用を推進することによって、賑わいのある都市空間を創出する。

② 自然的土地利用区域

構想番号8 ◆市街化調整区域及び都市計画区域外を、主に自然的土地利用を行う区域として設定し、農業ゾーン、自然環境保全ゾーン及び漁村等の既存集落が存在するその他のゾーンに区分を行う。なお、都市的土地利用区域との区分を明確に行うことによって、積極的な保全に努める。

1) 農業ゾーン

構想番号9 ◆農業振興地域内の農用地や農村集落地を中心に、農業ゾーンを配置し、良好な営農環境を維持するとともに、豊かな自然環境や潤いのある田園景観を保全する。

2) 自然環境保全ゾーン

- 構想番号10** ◆農業ゾーンの外側に広がる森林をはじめとして、市街地内における河川、緑地及び日豊海岸等に自然環境保全ゾーンを配置し、土地利用計画等に基づいた整備以外の無秩序な開発を抑制するなど、豊かな自然環境を積極的に保全する。

3) その他のゾーン

- 構想番号11** ◆自然的土地利用区域の中で、農業ゾーン及び自然環境保全ゾーンのどちらにも属さない漁村等の既存集落が存する地区をその他のゾーンとし、職住近接の形態に配慮した良好な居住環境の創出に努める。

(2) 線的基本構造（交通軸構想）

本市の「まちづくりのテーマ」を実現するために、土地利用形態や様々な都市機能拠点とを連絡する都市交通軸の整備が重要である。このため、都市計画の線的基本構造として、将来の交通軸構想を示す。

① 広域交通体系

1) 高速交通軸

- 構想番号12** ◆東九州の拠点都市としての機能を確立するために、南北の高速交通軸として東九州自動車道の整備を促進し、北九州域(北九州市、大分市等)及び南九州域(鹿児島市、宮崎市等)との円滑な交流を図る。
- 構想番号13** ◆東西の高速交通軸として九州中央自動車道の整備を促進し、西九州域(熊本市等)との円滑な交流を図る。
- 構想番号14** ◆高速交通軸は航路(細島港)を介することにより、国内外の都市と結ぶルートとなり、より広域的な交流を推進する。

2) 南北交通軸・東西交通軸

- 構想番号15** ◆南北交通軸及び東西交通軸は、高速交通軸が九州全域との交流を主目的としているのに対し、比較的近距离である県内あるいは県北地域との交流を目的とする。
- 構想番号16** ◆国道10号及び国道388号、国道326号を南北交通軸として位置づけ、佐伯市、門川町及び日向市等とのアクセスを円滑にする。特に、日向市方面は本市との交流が盛んであり、今後もさらに経済的つながり等が強まると予測される。このため、国道10号の全線4車線化が望まれる。
- 構想番号17** ◆国道218号を東西交通軸として位置づけ、歩車道分離等の整備を促進することによって、高千穂町方面との交流を円滑にする。

3) 鉄道交通軸・船舶交通軸

- 構想番号18** ◆鉄道交通軸としてJR日豊本線を位置づける。
- 構想番号19** ◆船舶交通軸としては、物流の拠点である延岡港及び延岡新港を位置づけ、物資の輸送を拡大するための整備を促進する。また、重要港湾である細島港を広域的な輸送基地に位置づけ、京阪神との交流を促進する。

② 域内交通体系

1) 環状交通軸

構想番号20 ◆環状交通軸である須崎中川原通線の祝子橋以北、富美山通線、愛宕通線、延岡警察署前交差点以南の安賀多通線は、本環状線の周辺に位置する居住空間と内側の職域空間及び賑わい空間とを結び、延岡JCT・ICや延岡南ICと市街地とをアクセスする広域圏との交流の受け皿となる交通軸である。

2) 市街地中心縦断軸

構想番号21 ◆市街地中心縦断軸である祝子橋より南に位置する須崎中川原通線、恵比須通線、安賀多通線の延岡警察署前交差点以北は、延岡駅や市街地の中心部にある商業地域などを連絡し、市内の川北、川中、川南に位置する市内の賑わい空間を円滑に結び、東西交通軸の国道218号や環状交通軸と接続する市街地形成の要となる交通軸である。

3) アクセス交通軸

構想番号22 ◆まちづくりの核として位置づけた都市機能拠点のうち、ICや港等の交通拠点と市街地を結び、それぞれの拠点機能を十分に発揮するために必要な交通軸である。

4) 市街地形成交通軸

構想番号23 ◆南北交通軸や東西交通軸、環状交通軸、市街地中心縦断軸に接続し、市街地の骨格を形成する道路であるとともに、市街地の中心部と郊外部を放射状に連絡する道路であり、市街地の活性化に直接つながる市街地形成上重要な役割を持つ交通軸である。

(3) 点的基本構造（都市機能拠点構想）

本市の「まちづくりのテーマ」を実現するために、都市内に特定の都市機能の拠点を設け、これらを中心にしながら面的な展開を図る。

1) 交通拠点

構想番号24 ◆延岡JCT・IC及び延岡南ICは、高速交通体系の整備に伴い、広域交流における本市の玄関口として、重要な役割を担ってくるため、交通拠点として位置づけ、流通機能等充実を図って行く。なお、延岡JCT・IC周辺については流通工業系の土地利用を推進する。

構想番号25 ◆延岡駅並びに延岡港、延岡新港については鉄道、港湾の交通拠点として位置づけ、施設等の整備を促進することにより、交通機能の向上を図る。

2) 行政拠点

構想番号26 ◆川中地域の市役所周辺については、行政拠点として位置づけ、本市の防災拠点、情報拠点としての機能や環境問題への対応等にも十分配慮した東九州の基幹都市にふさわしい新庁舎の建設を進め、行政拠点としての機能強化に努める。

3) 観光レクリエーション拠点

構想番号27 ◆市街地及びその近郊に位置する特色ある都市公園(愛宕山公園、城山公園、今山公園及び延岡植物園)や自然公園(日豊海岸国定公園及び祖母傾国定公園)を観光レクリエーション拠点として位置づけ、施設等の整備を促進するとともに、豊かな自然環境を保全することによって、本市の観光レクリエーション機能の充実を図る。

4) 文化交流拠点

- 構想番号28** ◆延岡城跡やカルチャープラザのべおか、内藤記念館等多くの文化施設が立地している城山周辺地区を、文化交流拠点として位置づけ、市民の文化交流の中心地としての機能の充実を図る。

5) 学術拠点

- 構想番号29** ◆九州保健福祉大が立地する「クレアパーク延岡」の学術研究ゾーンを学術拠点として位置づけ、工業・流通機能との整合を図りつつ、延岡市の学術交流の中心地としての学術研究機能の強化・充実を図る。

6) 健康文化拠点

- 構想番号30** ◆大瀬川河口の右岸周辺は、延岡総合文化センター、妙田公園、ヘルストピア延岡等の施設が立地していることから、健康文化拠点として位置づけ、今後も市民の交流の場及び市民の健康維持・増進を図るための健康レクリエーションの場を形成していく。

7) スポーツ交流拠点

- 構想番号31** ◆西階公園は、西階陸上競技場を核施設として、市民が集うスポーツの場を形成していることから、「アスリートタウンのべおか」にふさわしいスポーツ交流拠点として位置づけ、今後も施設の充実を図るとともに、自然環境を活かした市民の憩いの場を形成していく。

8) 地域生活拠点

- 構想番号32** ◆北方、北浦、北川町の中心部については、地域生活拠点と位置づけ、各種行政サービスや商業・業務施設の集積を図り、地域の中心的な拠点としての機能強化に努める。

- 構想番号33** ◆各拠点間を結ぶ利便性の高い交通ネットワークの形成を図り、それぞれの拠点が都市活動と交流を育む地域拠点連携型のまちづくりに資するよう計画に努める。

(4) 将来都市イメージ図

次頁に、将来都市イメージ図を示す。

将来都市イメージ図

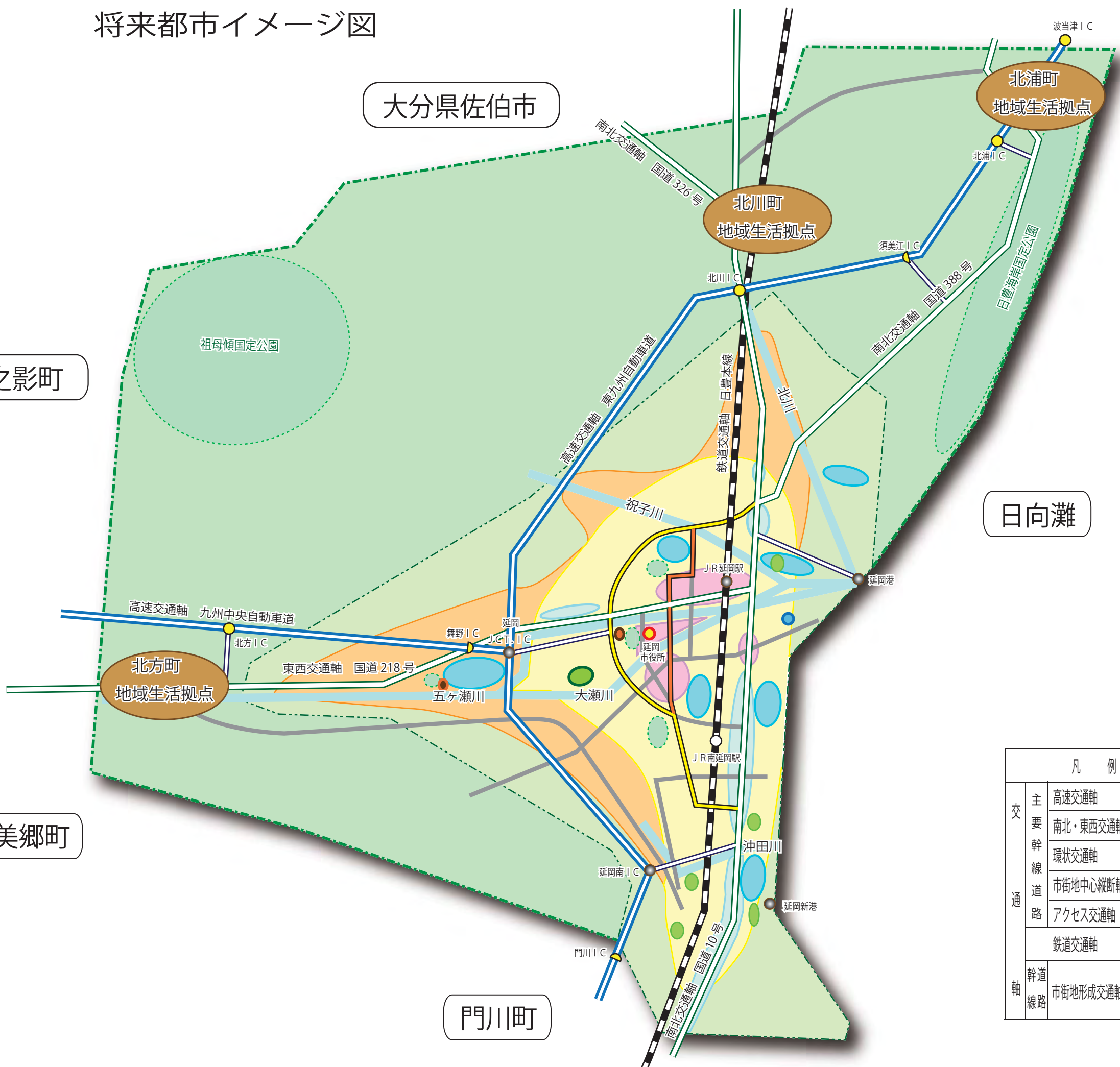
大分県佐伯市

日之影町

日向灘

美郷町

門川町



凡例		
ゾーン	住宅ゾーン	
	工業ゾーン	(工業地区)
	商業ゾーン	(沿道複合地区)
	農業ゾーン	
区域等	山林	
	河川	
	公園	
都市計画区域		
行政区域		

凡例	
主要幹線道路	高速交通軸
	南北・東西交通軸
	環状交通軸
	市街地中心縦断軸
	アクセス交通軸
幹道	鉄道交通軸
	市街地形成交通軸

凡例	
都市	交通拠点
行政	行政拠点
機能	観光レクリエーション拠点
拠点	文化交流拠点
	学術拠点
等	健康文化拠点
	スポーツ交流拠点
	地域生活拠点

第4章 分野別方針

1. 土地利用の方針

(1) 市街地規模の設定

- 方針番号1** ◆本市の市街地規模は、原則として現在の市街地規模を維持・確保する。
- 方針番号2** ◆なお、拡大区域の設定を行う場合は、日向延岡新産業都市計画区域の市街地規模と整合を図るとともに、計画的な市街地整備の熟度を考慮する。
- 方針番号3** ◆連続した大規模農用地や森林については、その保全に努め、原則として市街化を抑制する区域とする。

(2) 土地利用配置の方針

① 市街地における土地利用配置の方針

- 方針番号4** ◆市街地における土地利用配置の方針は、第3部第1章3. 将来の都市構造に基づき設定する。

1) 住宅地区

- 方針番号5** ◆住宅地区は、原則として中心市街地の周辺に一般住宅地区、その外側に専用住宅地区を配置する。
- 方針番号6** ◆専用住宅地区である低層住宅地区・中層住宅地区については、原則として主要幹線道路や鉄道、商工業地区に直接面しないように配置する。

イ) 低層住宅地区

- 方針番号7** ◆土地区画整理事業等によって市街地が整備され、かつ、低層の住宅地が形成されている区域については、低層住宅地区とし、その良好な住環境を保全する。
- 方針番号8** ◆土地区画整理事業等が行われた千代ヶ丘、恒富、古城及び一ヶ岡地区、民間開発による桜ヶ丘、西階及び鶴ヶ丘地区等に配置する。

ロ) 中層住宅地区

- 方針番号9** ◆土地区画整理事業等によって市街地が整備され、かつ、中層の住宅地を形成している区域については、中層住宅地区とし、その良好な住環境を保全する。
- 方針番号10** ◆市街地整備が行われた桜ヶ丘、富美山、野地、野田、西階、恒富、古城、若葉、緑ヶ丘、平原、北一ヶ岡及び土々呂地区に配置する。



海咲ヒルズの低層住宅地



野田土地区画整理事業地区内の中層住宅地

八)一般住宅地区

- 方針番号11** ◆商業地及び工業地周辺の住宅地については、住民の身近な生活利便施設等を許容する一般住宅地区とし、その良好な住環境を保全する。

2) 商業地区

- 方針番号12** ◆川北、川中及び川南地区については、商業・業務施設の集積及び土地の高度利用を推進することにより、本市及び近隣市町村の購買需要をまかなう広域中心商業地を配置する。
- 方針番号13** ◆南延岡駅周辺、桜ヶ丘、西階町、愛宕町、出北、一ヶ岡及び土々呂町には、日常の購買の用に供する一般商業地を配置する。

3) 工業地区

- 方針番号14** ◆大武、中の瀬、中川原、長浜、旭地区及び延岡新港周辺の既存工業地区については、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分配慮しつつ、専用工業地にふさわしい環境を持つ工業地区を配置する。なお、延岡新港周辺の既存工業地区については、広域的な物流拠点となる流通業務地を形成する工業地区を配置し、その機能充実と各種交通機関との連携強化に努める。

- 方針番号15** ◆粟野名、別府、浜、石田地区については、優良企業の誘致又は住宅地内の既存工場の再配置等により、工業施設の集積を図る工業地区を配置する。また、中島地区については、隣接する一般住宅地区の住環境に配慮する工業地区を配置する。

- 方針番号16** ◆延岡JCT・IC周辺のクリアパーク延岡は、周辺環境との調和を図りながら工業・流通・学術研究機能の強化・充実を図り、大規模複合産業団地として配置する。

- 方針番号17** ◆工業団地を形成しているリサーチパーク向洋台は、隣接する一般住宅地区の住環境に配慮する工業地区を配置する。



クリアパーク延岡学術研究機能（九州保健福祉大学）

4) 沿道複合地区

- 方針番号18** ◆本市の南北交通軸である国道10号沿線及び東西交通軸である国道218号沿線については、沿道型土地利用を図り、隣接する住宅地の住環境に配慮した沿道複合地区を配置する。

- 方針番号19** ◆住宅地と商業地等の用途の混在がみられる地区では、土地利用の現況、推移及び今後の見通し、さらに都市施設の整備状況等を踏まえ、良好な居住環境の維持・改善や業務機能の増進等に向け、必要に応じて用途配置の見直しを行う。



国道10号沿道（別府地区）

② 市街地外における土地利用配置の方針

方針番号20 ◆市街地外の土地利用については、農業振興地域の状況、国土利用計画等を踏まえて土地利用の方針を設定する。

1) 農業地区

方針番号21 ◆市街地周辺部の水田、畑等が広がる区域については、原則として農業地区を配置し、営農及び生活基盤の整備と、その豊かな自然環境の保全を図り、潤いのある田園景観を形成する。

イ) 農地

方針番号22 ◆農地は、原則として積極的に保全するものとし、上位の土地利用計画に基づいた整備以外の無秩序な開発を抑制する。

方針番号23 ◆良好な農地については、農業振興地域制度等により優良農地として確保・維持する。



長浜地区の農地

ロ) 農村集落地

方針番号24 ◆市街化区域に近接・隣接する市街化調整区域内の既存集落地のうち、都市基盤・公共施設の整備状況や近年の建築活動の動向も踏まえて、一定の建築物の立地を許容することが妥当であると判断される区域については、都市計画法第34条11号に基づく開発許可基準の適用区域として、条例での指定の検討を行う。

2) 漁村等の既存集落地区

方針番号25 ◆農村集落地と同様に、都市計画法第34条11号に基づく開発許可基準の適用区域として、条例での指定の検討を行う。

3) 森林地区

方針番号26 ◆市街地周辺部の森林地区については、上位の土地利用計画に基づいた計画以外の無秩序な開発を抑制し、豊かな自然環境や貴重な生態系の積極的な保全に努める。

方針番号27 ◆砂防指定地区、保安林等に指定されている森林地区については、保全すべき区域であり保全に努める。

方針番号28 ◆自然災害の発生の恐れがある傾斜地や海岸部、河川部の森林地区については積極的に保全する。

方針番号29 ◆愛宕山や城山は、優れた自然的環境として今後とも保全・活用に努める。



城山の優れた自然的環境

4) その他

- 方針番号30** ◆都市計画区域外における、インターチェンジ周辺の既存集落地については、開発候補地になりえる土地の大部分が、農業振興地域の農用地区域の適用により、農地を保全する区域となっていること、並びに、現在においては地域における開発圧力が低いと判断されることから、準都市計画区域の指定を行わない。なお、高速道路網の完成等により、地域における開発圧力が高くなった場合には関係機関との調整を図り、準都市計画区域の指定を検討する。

2. 市街地整備の方針

(1) 住宅地

- 方針番号31** ◆宅地開発等の安全性・機能性を確保し、景観にも配慮しながら、関係法令を適正に運用した、良好な都市環境づくりが図られるよう誘導する。
- 方針番号32** ◆地区住民の同意のもとに地区計画制度を導入する等、地域の特性に応じた、良好な居住環境の整備・保全に努める。
- 方針番号33** ◆岡富古川地区については、市施行による面積31.1haの面的整備や幹線道路の整備を行い、中心市街地に近接する安全で快適な住環境を整備する。
- 方針番号34** ◆多々良地区については、組合施行による面積17.9haの面的整備を行い、中心市街地に近接する良好な新市街地を整備する。
- 方針番号35** ◆計画的な基盤整備がなされないまま住宅化された地区では、生活道路が不整形であり、幅員も狭いことから防災面においても様々な問題を抱えている。そのような地区では、主要な生活道の整備を行うなど、それぞれの地区の実情に合わせた整備を図るとともに、狭あい道路拡幅整備事業を推進し、良好な居住環境の整備に努める。



土地区画整理事業（岡富古川地区・多々良地区）

(2) 商業地

方針番号36 ◆商店街は、商工会議所や市民と連携して、商業の活性化を図るため、地域の特性を踏まえた商業の集積や空き店舗の対策を積極的に行うとともに、まちづくりのマネジメント機能を有する組織づくりを目指す。

方針番号37 ◆商店街の活性化及び商業集積を支える施設の整備や、それと一体的に行うソフト事業を積極的に推進する。



キャンドルナイト



ワークショップ

(3) 工業地

方針番号38 ◆既存の工業地については、周辺環境に配慮した規制・誘導を図るとともに、歩行者空間の確保、みどりのネットワークの形成や大型車の通行に配慮したアクセス道路の整備を推進する。

方針番号39 ◆粟野名地区については、農地の工業用地への土地利用転換を促進し、企業誘致及び地場産業の集積を図る。



工業団地内の緑化

(4) 工業系拡大地区

方針番号40 ◆工業系拡大地区は、立地する工業施設の内容・規模等を勘案して工業用地の造成を行うこととする。

方針番号41 ◆なお、延岡JCT・IC周辺地区の造成においては、工業団地ゾーン、流通団地ゾーン及び学術・研究ゾーン等、多機能な目的を持つ複合団地であることから、周辺環境及び他ゾーンへの影響に十分配慮する。



クレアパーク延岡

(5) その他

- 方針番号42** ◆迅速かつ適確な建築確認審査を推進し、中間検査及び完了検査の徹底を図る。また、工事監理業務の適正化とその徹底のための取り組みを行う。
- 方針番号43** ◆建築確認審査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、宮崎県や県内特定行政庁と連携して指導・監督を徹底する。
- 方針番号44** ◆市民の生命、健康及び財産を保護するため、関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力で推進する。
- 方針番号45** ◆市街地整備を行う場合は、計画策定段階から地区住民との合意形成を図りながら、良好な市街地景観の形成に向けて地区計画等の活用について検討を行う。
- 方針番号46** ◆市街地整備の計画にあたっては、緑化推進等、環境負荷の低減策を検討する。

3. 交通施設の整備の方針

(1) 道路の位置づけとその整備方針

本都市計画区域の骨格的な道路網は、東九州自動車道、九州中央自動車道、国道10号、218号、388号、都市計画道路須崎中川原通線、富美山通線、愛宕通線、恵比須通線、安賀多通線、主要地方道北方土々呂線によって構成する。

なお、道路の位置づけとその整備方針を以下に示す。

表 道路の位置づけ

種別	概要
主要幹線道路	高速交通軸、南北・東西交通軸、環状交通軸、市街地中心縦断軸並びにアクセス交通軸を主要幹線道路として位置づける。
幹線道路	市街地形成交通軸を幹線道路として位置づける。(本小路通線、亀井通線、須崎中川原通線、出北通線、文化センター通線、若葉通線、平和橋通線、貝の畑土々呂通線、主要地方道北方土々呂線及び県道八重原延岡線) また、主要幹線道路間を連絡し、地域生活拠点を結ぶ交通ネットワークを形成する道路についても幹線道路として位置づける。
補助幹線道路	幹線道路網によって囲まれた住宅地区の主要な集散道路、主要施設へのアクセス道路及び既存集落地と市街地を連絡する道路を補助幹線道路として位置づける。

① 主要幹線道路

- 方針番号47** ◆県内外の都市間交流や産業経済の活性化、広域観光ルートの形成を支える東九州自動車道、九州中央自動車道の整備を促進する。また、地域間の交流・連携を支える国県道の整備を促進する。



延岡ジャンクション



北川インターチェンジ

方針番号48 ◆市街地周辺部の交通渋滞の解消に向け、国道10号、218号、388号の整備を促進する。

方針番号49 ◆市民・関係団体・行政は、一体となって、高速道路の更なる利用促進を図る。

方針番号50 ◆安全・安心・快適な歩行空間の確保、都市の重要なオープンスペースとして、計画的でゆとりある道路空間の整備に努める。

方針番号51 ◆歩道設置等の交通安全対策、排水性舗装等の沿道環境改善整備を促進するとともに、恒常的な渋滞箇所や事故多発箇所等の道路改良を促進する。また、国道10号延岡市塩浜町～門川町加草間（約5.3^{キロ}）の渋滞緩和を図るため、四車線化を要望していくとともに、北川地区の急カーブ区間解消（長井視距改良）を促進する。

方針番号52 ◆環状交通軸における、富美山通線の整備を促進する。また、市民生活の向上や安心して安全な交通の確保を図るため、都市計画道路の効率的な整備に努める。

方針番号53 ◆主要地方道稲葉崎平原線（安賀多通線）の構口工区における慢性的な渋滞解消を図るため、整備を促進する。



五ヶ瀬大橋（開通式）

② 幹線道路

方針番号54 ◆北浦町から北川町内の国道10号へアクセスする主要地方道北川北浦線の改良事業を促進する。

方針番号55 ◆北方町の五ヶ瀬川両岸域を結び、近年バイパス機能を高めている主要地方道北方北郷線の川水流橋の架け替えについて事業化を促進する。

方針番号56 ◆市街地南部と西部を結ぶバイパスとして、主要地方道北方土々呂線の事業化を促進する。

方針番号57 ◆安全・安心・快適な歩行空間の確保、都市の重要なオープンスペースとして、計画的でゆとりある道路空間の整備に努める。



亀井通線（大瀬橋）

③ 補助幹線道路

- 方針番号58 ◆地域の状況に応じた道路整備計画を策定し、効率的な整備を推進する。
- 方針番号59 ◆三須小野線、川島須佐線、岡元曾木線、山口松瀬線等の一、二級市道の新設及び拡幅整備を実施する。また、自転車歩行者道についても整備を推進する。
- 方針番号60 ◆山間部の利便性の向上と観光振興に資するため、岩戸延岡線、大保下曾木停車場線、上祝子綱の瀬線等の1.5車線の整備を含めた改良事業を促進する。さらに、市民生活と密着し、広域連携機能も有するその他の一般県道の整備を促進する。
- 方針番号61 ◆橋梁については市道橋全ての調査を行い、予防的修繕及び長寿命化修繕計画を策定し、年次的な補修を実施するとともに、架け替えや拡幅等の必要性についても検討する。
- 方針番号62 ◆既存集落地の生活道路については、関連事業との整合を図りつつ、計画的な市道整備を推進する。
- 方針番号63 ◆離島航路については、国・県とともに運行費用の一部について補助を行う。事業者は、効率的な運行に努めるとともに、利用者の利便性向上を図る。
- 方針番号64 ◆安全・安心・快適な道路環境を確保するため、予防保全型の管理に転換するとともに、ライフサイクルコストを考慮した戦略的な維持管理に努める。
- 方針番号65 ◆関係団体や市民との協働による道路パトロールの充実を図り、道路損壊等の早期発見に努めるとともに、迅速な維持修繕等を行う。また、積極的に道路愛護の啓発を行う。市民は、ふれあいロードや道守活動事業、協働・共汗道づくり事業に積極的に参加する。



岩戸延岡線（柚木地区）

(2) 都市防災に配慮した道路整備

- 方針番号66 ◆災害時に重要な学校施設を始めとした公共施設の耐震化や浸水対策等を推進するとともに、高速道路・自動車専用道路の災害時活用に努める。また、事業者と連携してライフライン施設の耐震化や浸水対策等を進め、災害時の機能確保を図る。
- 方針番号67 ◆地震時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路を多重性のある道路ネットワークの整備に努める。
- 方針番号68 ◆道路空間の整備に当たっては、消防活動やライフラインの安全性向上のため、広い幅員の確保に努めるとともに電線類の地中化を積極的に検討する。
- 方針番号69 ◆道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化や耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。
- 方針番号70 ◆土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況調査を行い、法面防護工等の設置を関係機関も含めて検討する。
- 方針番号71 ◆災害時の避難・災害応急対策等の障がいとなるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架替えや拡幅等を検討する。

- 方針番号72** ◆市内通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。

(3) 児童・高齢者・障がい者等に配慮した道路整備

- 方針番号73** ◆少子高齢社会、街なか居住等に対応して、すべての人が安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努める。

- 方針番号74** ◆歩道未設置道路の歩道確保を実施する。また、カーブミラー・ガードレール・区画線・防護柵・反射板・視線誘導標等を設置する。

- 方針番号75** ◆今後増加する高齢者をはじめとした移動困難者への対応として、公共交通機関の維持・確保を図るとともに、自動車から他の交通手段への転換を図るため、交通施設の効果的な機能分担の促進に努める。



歩道のバリアフリー

(4) 景観に配慮した道路整備

- 方針番号76** ◆自然や歴史・文化等地域の特性を踏まえた景観の魅力向上に配慮した道路の整備に努める。

- 方針番号77** ◆道路の整備にあたっては、道路自体が美しい風景を体験する重要な視点場となっていることから、道路構造物の適正配置や配色に配慮するとともに、花や緑のネットワーク化を図るなど、緑化に努める。

- 方針番号78** ◆道路の整備にあたっては、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と同化するよう努める。



景観に配慮した道路整備

(5) 公共交通機関の充実

- 方針番号79** ◆JR日豊本線やバス等、公共交通機関の利便性の向上と利用促進に努める。
- 方針番号80** ◆高速バス路線の充実を図るとともに、バスと鉄道の乗り継ぎの円滑化を促進する。
- 方針番号81** ◆持続可能な公共交通体系を構築するため、現在、公共交通空白地域を対象に運行しているコミュニティバス、乗合タクシーについては、新規路線の導入や既存路線の運行時刻・運行経路の見直し、市街地への延伸、さらに、定期バス路線の再編などについて、バス事業者など関係機関と一体となって検討を行う。
- 方針番号82** ◆路線図や時刻表の作成・配布、児童等を対象としたバスの乗り方教室の開催等、バスを身近な公共交通として感じ、より多くの市民にバスを利用してもらうための事業に取り組むとともに、高齢者等、交通弱者の移動手段を確保し、まちの賑わいの創出を図るため、市街地を循環するバスの運行に取り組む。



コミュニティバス



バス乗り方教室

(6) JR延岡駅周辺施設の整備

- 方針番号83** ◆事業者及び行政は、市民との協働により、駅舎、東西自由通路、駅前広場といった駅周辺の整備を進め、交通結節点としての機能の充実や利便性の向上を図る。また、市民が主体となって、駅周辺の基本的なコンセプトやデザインを決め、東九州の基幹都市にふさわしい「都市の顔」としての整備を進める。
- 方針番号84** ◆市民との協働により、駅周辺整備における賑わいを創出する。商店街は、商工会議所や市民と連携して、商業の活性化を図るため、地域の特性を踏まえた商業の集積や空き店舗の対策を積極的に行うとともに、まちづくりのマネジメント機能を有する組織づくりを目指す。



駅まち音楽



駅周辺の整備イメージ

(7) 都市計画道路見直し

方針番号85 ◆近年の都市計画の考え方は、人口減少、高齢化、経済の低成長、市街地拡大の収束等の社会経済情勢の変化を背景に、「都市の拡大を前提にしたもの」から「公共施設等の集約された市街地の形成」へと方向転換されていることもあり、未着手となっている都市計画道路については、必要性や位置づけに変化が生じている可能性がある。都市計画道路は、様々な土地利用がなされている区域を通過しており、区間、区間で道路としての機能や役割が異なる場合もあるため、区間毎における評価を行い、配置及び構造等や都市計画道路網などとの整合についても検討を行うなど、総合的な見直しを進める。

方針番号86 ◆また、新たな都市計画道路については、現在、高速交通軸の整備が進められる中、市街地内における道路の交通量の減少や渋滞緩和が期待されるため、その推移を見ながらその必要性について検討を行う。

4. 公園・緑地の整備の方針

(1) 公園の整備方針

方針番号87 ◆公園や広場及び都市基幹公園については、地域の交流拠点や災害時の防災拠点としての重要な役割を担うオープンスペースであることから、計画的な土地利用や道路整備等と一体的な整備を検討する。

方針番号88 ◆市街地内の公園を、河川・道路・学校等における緑地空間や市街地周辺の森林等と連続させて配置し、環境保全ネットワークとして形成を図る。

方針番号89 ◆公園の位置づけとその整備方針を以下に示す。

表 公園の位置づけ

種別	概要
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園。
特殊公園	植物公園や歴史公園、風致公園など特殊な利用を目的とする公園。

1) 街区公園

方針番号90 ◆街区公園は、市域全体では人口に対する整備水準を満足しているが、地域的不均衡が生じていることから、市街地整備に併せて、誘致距離・整備水準等を考慮しながら適正な配置を目指す。

方針番号91

◆高齢者社会の進展、余暇時間の増大等の社会情勢の変化に伴い、街区公園の役割が重視されてきているため、広い年齢層の住民による散策、憩い等多様なニーズに対応した整備を推進する。



街区公園

2) 近隣公園

方針番号92

◆近隣公園は、現在5箇所（大武公園、浜川公園、石田公園、一ヶ岡中央公園、土々呂公園）が配置され、内1箇所（石田公園）は未供用であるため、供用に向け整備を推進する。

3) 地区公園

方針番号93

◆地区公園として市の中心部に配置している妙田公園については、多目的広場としての再整備を推進する。

4) 運動公園

方針番号94

◆広域的な利用に供される西階公園については、環境保全、レクリエーション、景観構成等の機能が強い公園であると位置づける。また、地震災害時における防災拠点としても位置づける。



西階公園

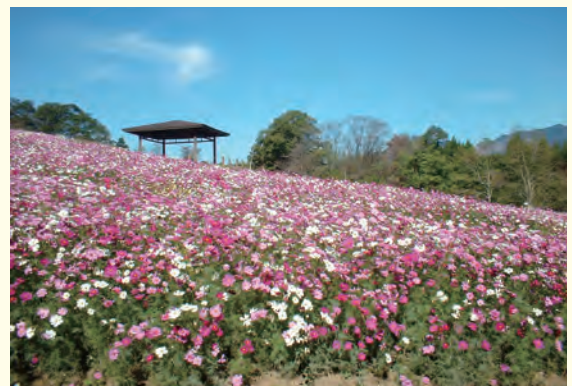
5) 特殊公園

方針番号95

◆城山公園や愛宕山公園、延岡植物園等については周辺環境を含め、観光拠点としての整備を推進する。



城山公園



延岡植物園

(2) 緑地の整備方針

方針番号96

◆第1、第2五ヶ瀬川市民緑地等の河川緑地については、水への親しみを高めるため、多くの人が気軽に遊べる広場、遊歩道の整備を図る等、潤いのある水辺空間の創出を図るとともに、良質な水の保全・活用に努める。

方針番号97

◆地域住民の意見を反映しながら、公園、緑地、道路等の公共空間に加え、民間空間における緑化の促進を検討する。

方針番号98

◆市街地内の森林等について、総合的な都市づくりの視点で、まちなかの自然的環境として保全が求められる場合は、都市公園以外の公共の緑地としての活用も検討する。

方針番号99

◆市街地及びその周辺に存在する緑地等は、良好な都市環境を維持する自然的環境として、また、低炭素都市づくりの一環として保全・創出に努める。



五ヶ瀬川の緑地

(3) 自然公園の整備方針

方針番号100

◆自然公園については、開発と自然保護の調和を図るとともに、景勝地の良好な保全に努める。また、県と連携し、有効活用に努める。

(4) その他の公園の整備方針

方針番号101

◆都市公園として位置づけられていない公園についても、地域の特色ある自然環境を活かした整備を推進する。

(5) 都市防災に配慮した公園、緑地整備

方針番号102

◆身近な公園等、都市内のオープンスペースは、災害時の一次避難地や救援活動の拠点としての役割を果たすため、その計画的な配置と整備を推進する。

方針番号103

◆大規模な公園は、避難所として指定し、小規模なものは一時集合場所や防災活動拠点とする等の公園の整備を図る。

方針番号104

◆井替川防災ステーションの整備を推進するとともに、その他の公園についても、防災機能の充実を図る。

方針番号105

◆避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

(6) 児童・高齢者・障がい者等に配慮した公園、緑地整備

- 方針番号106** ◆すべての地域住民が安心して集い、遊び、くつろげる、ユニバーサルデザインを踏まえた遊具や休息施設等の再整備を行う。また、公園施設の老朽化に伴い、長寿命化計画を策定し、施設の維持保全を図る。



ユニバーサルデザインによる遊具（延岡植物園）

(7) 景観に配慮した公園、緑地整備

- 方針番号107** ◆公園等で、自然的景観上のランドマークとなるものについては、緑のシンボル景観として、積極的に保全する。

- 方針番号108** ◆市街地内の緑の充足度にも十分配慮して、公園等の均衡ある配置を行うとともに、緑のネットワークの形成に努める。

(8) 市民参加による公園、緑地の整備及び維持管理

- 方針番号109** ◆人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な配置と整備に努める。

- 方針番号110** ◆市民・行政の協働により、維持管理する愛護団体等を増やすとともに、団体が活動しやすい環境づくりを推進する。また、民間活力を導入した効率的な維持管理に努める。

- 方針番号111** ◆行政は市民との協働により、市内の緑化美化、園芸教室、相談業務の充実やフラワーフェスタ等のイベントに取り組む。

- 方針番号112** ◆行政と市民連携のもと、延岡植物園で栽培した花苗を市内の街角花壇や歩道のプランター等に植付けし維持管理を行う。



フラワーフェスタ

5. 河川・下水道の整備の方針

(1) 河川整備の方針

方針番号113 ◆河道拡幅、河道掘削、築堤、既存堤防の質的強化、輪中堤の建設、宅地高上げ、排水ポンプ場の建設等を促進する。

方針番号114 ◆市街化の動向を十分把握するとともに、周辺の土地利用との調整を図りながら、治水・利水・環境の観点を念頭に置いた河川整備に努める。

方針番号115 ◆地域の意見や要望を反映させた河川整備計画にもとづき、環境に配慮した河川の整備・保全を促進する。

方針番号116 ◆主要河川の整備に当たっては、治水機能を満足しながら、都市生活に潤いを与える親水空間の確保に努める。

方針番号117 ◆生き物の生息・生育環境などに配慮した多自然型の川づくりを今後も推進し、自然環境の保護に努める。

方針番号118 ◆洪水や津波等から生命・財産を守り、被害を防止するとともに、流域住民による災害に強い地域づくりを支援し、安全で安心できる川づくりを目指す。

方針番号119 ◆河川の防災・治水対策は、下水道と連携しながら推進するとともに、災害による危険度が高い地域については、土地利用を制限する方策についても併せて検討を行う。

方針番号120 ◆国が示す「耐震点検要領」等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、橋梁・排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

方針番号121 ◆内水排除用ポンプ車等の確保についても検討し、災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立を図る。

1) 親水意識の高揚

方針番号122 ◆五ヶ瀬川等の河川流域単位で、景観に配慮した水辺空間の整備を促進し、住民と連携した河川美化運動等の啓発推進を図る。

方針番号123 ◆本市の豊かな河川環境を守り、残していくため、様々な啓発やイベント等を実施する。



五ヶ瀬大橋上流



多自然型の川づくり

(2) 下水道整備の方針

- 方針番号124** ◆生活雑排水等の河川への流入を防止し、豊かな自然環境を有する公共用水域の水質を保全するとともに潤いある住環境の実現を図るため、事業区域の早期整備を図るとともに、市街化区域を中心に公共下水道の整備を推進し、周辺部の集落地についても、汚水処理施設の整備を図る。
- 方針番号125** ◆合流式下水道から雨天時における河川へのごみ等の汚濁負荷を軽減するために、施設の改善を図る。
- 方針番号126** ◆水洗化への意識の啓発を図り、各種制度等を活用しながら、下水道への接続を促進する。市民は、速やかに下水道への接続に努める。
- 方針番号127** ◆雨水排除のための水路整備や、浸水被害軽減のための施設整備に取り組む。
- 方針番号128** ◆都市施設整備を行う際には、雨水貯留・浸透施設や透水性舗装等による流出量の抑制に配慮した工法の積極的な導入を検討する。
- 方針番号129** ◆下水の処理水については、再利用する等水循環の形成に努める。
- 方針番号130** ◆耐用年数を経過し、老朽化した施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な整備と耐震対策を図る。
- 方針番号131** ◆施設の老朽性及び供給体制等について総合的な点検を行い、必要な施設等の整備増強を検討する。
- 方針番号132** ◆道路管理者と地下埋設物設置者の連携のもと、施設の状態や地盤状況等を把握し、地下埋設物の台帳作成について検討する。
- 方針番号133** ◆過去の災害、一連の河川水系、開発状況を考慮し、下水道による浸水防除機能を確保できるよう重要幹線における処理場及びポンプ場の計画的な整備を推進し、災害環境の変化に応じて見直しを検討する。
- 方針番号134** ◆災害時の応急活動が広域的に実施できるよう、県・周辺市町村・(社)日本下水道協会等と相互に応援体制の確立に努める。
- 方針番号135** ◆災害時は水の供給不足の場合、下水処理が不能となることも想定され、仮設トイレの確保と周辺環境の整備について、地域住民との連携協力を図る。



岡富古川ポンプ場

1) 公共下水道

- 方針番号136** ◆本市の公共下水道の整備は、事業区域(認可区域)面積2,130.1haに対して約90%にあたる1,918.3haが整備を終えている。供用を開始している処理分区は、岡富、川中、恒富、出北、西階、愛宕、緑ヶ丘、富美山、桜ヶ丘、稲葉崎、大武、川原崎、平原、塩浜、片田、一ヶ岡、旭ヶ丘、伊形、土々呂、処理分区であり、このうち岡富、川中、恒富、出北、緑ヶ丘、平原、旭ヶ丘及び一ヶ岡処理分区が100%の供用を開始している。なお、人口普及率は約72%に達している。(平成23年3月末)
- 方針番号137** ◆今後も、引き続き、公共下水道区域の整備として、松山処理分区の一部、稲葉崎処理分区及び大武処理分区の整備を推進する。

方針番号138 ◆人口減少に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応していくため、必要に応じて下水道として整備する区域を検討する。

方針番号139 ◆平時はもとより災害時にも安定した機能を発揮できるよう、重要管路や処理施設の耐震性向上を図るとともに、老朽管路の適切な維持更新に努める。

2) 周辺部の汚水処理施設

方針番号140 ◆市街化区域の周辺地域については、生活排水対策総合基本計画に基づき、汚水処理施設の整備を推進する。

6. 住宅の整備の方針

(1) 公共住宅

方針番号141 ◆社会状況に対応した事業の検証及び建設コスト縮減に取り組みながら、住宅マスタープランやストック総合活用計画、長寿命化計画に基づく整備を行う。

方針番号142 ◆耐用年数を経過したものは建替え（定期借り上げも検討）を行い、立地環境を考慮してその後は耐用年を迎える前に安全性を確認し、可能な限り活用する。

方針番号143 ◆指定管理者への適切な指導と緊密な協議により、住宅使用料等収納率の向上及び修繕等の効率化を進め、計画的な維持管理に努める。

方針番号144 ◆市営住宅の建替にあたっては高齢者をはじめ様々な障がいを持った人達や世帯が、それぞれの家族の状況に応じて住まいを選択できるよう数種類の広さや間取りの住宅を混在させて建設する型別供給を進める。

方針番号145 ◆市営住宅の改善にあたっては、耐震性に課題のある市営住宅においては耐震性能の確認と必要な対応を行い、高齢化対応についても継続的なバリアフリー性能の向上をすすめ、安全・安心な居住環境の整備に努める。

方針番号146 ◆子育て世帯、高齢者、母子、障がい者、DV世帯、犯罪被害者世帯等の実態把握を進め、真に住宅に困窮する市民の市営住宅への優先入居を継続実施するとともに、指定管理者制度を通して、優先入居制度の周知をさらに徹底する。



一ヶ岡団地



外部スロープ

方針番号147 ◆平成22年度より指定管理者制度を導入したことにより、市営住宅の募集回数を増やし、休日を含めた24時間体制によるサービスの提供や、独居高齢者に対する見守り活動を行うなど入居者の利便性の向上が図られている。今後とも、多様化する市民のニーズに応えられるよう指導を行う。

方針番号148 ◆公共建築物にあっては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。また、新規に建設する場合には、避難場所となり得る場所の検討も行う。

(2) 民間住宅

方針番号149 ◆自然災害に対する住まいづくりにおける対策として、風水害に強い住まいづくりの考え方について、ハザードマップの情報と共に、耐震化の促進同様、「出前講座」や延岡市ホームページやガイドブック、市民の目に触れやすく分かりやすいパンフレット等での情報提供をすすめる、自然災害における被害の軽減化を図る。

方針番号150 ◆市民協働のまちづくりとして、先の住宅マスタープランに基づき設立した「延岡市住まいづくり協議会」との協働により、住宅改修をはじめ市民が安心して住み続けられるための課題を明らかにし、必要な情報提供を行うため、「住まいづくり協議会」が活動の幅を広げ、情報提供主体となって市民力・地域力が発揮できるよう努める。

方針番号151 ◆消費者庁の設置をはじめ、消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全安心に係る様々な相談が寄せられている。行政は、延岡市住まいづくり協議会や消費生活センター等と連携し、消費者への適切な対応や情報提供を行う。

方針番号152 ◆長期優良住宅の維持保全について周知を図る。また、本市の気候風土等を踏まえ、多様なニーズの高まりに応じた、優良な住宅施策の誘導に努める。

方針番号153 ◆省エネルギー性能の向上や全国有数の日照時間の長さを活かした太陽光発電・太陽熱温水器等の自然エネルギーの活用、リサイクル材の活用等、省エネ・省資源に配慮した住宅の普及を促進する。

方針番号154 ◆省エネルギー性能の高い住宅の供給を図るため、住宅金融支援機構のフラット35の技術基準に加えて住宅性能表示基準の省エネルギー対策等級4以上への適合が必要な優良住宅取得支援制度等の利用を促進する。

7. 上水道の整備の方針

(1) 上水道の整備の方針

- 方針番号155** ◆取水から給水栓までの水質管理を徹底し、安全な水の供給体制をこれまで以上に強化する。
- 方針番号156** ◆水道施設の現状機能を評価し、効率的な耐震・老朽施設の更新対策を実施する。また、劣化施設、設備の補修や適切なメンテナンスにより、既存施設の長寿命化を図り、施設整備費用を抑制する。
- 方針番号157** ◆遠方監視装置を整備し、上水道、簡易水道施設を中央で一括管理する。
- 方針番号158** ◆管理運営費の削減と事務事業の縮減を推進し、料金収入の適正化を図りながら経営の安定化に努める。
- 方針番号159** ◆平時において安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう整備に努める。
- 方針番号160** ◆市民と協働して災害対策のための体制づくりに努める。



上水道施設

8. 公共公益施設の配置の方針

(1) 公共公益施設の配置の方針

- 方針番号161** ◆市街地のほぼ中心に位置する川中地域は、市役所、裁判所等の官公庁等の業務施設やカルチャープラザのべおか及び内藤記念館等の教養文化施設が立地しており、既存施設の整備充実を推進するとともに、広域的な文化交流の場を創造する。
- 方針番号162** ◆大瀬川右岸河口付近は、延岡総合文化センター、勤労者体育センター及びヘルストピア延岡等が立地し、市民の文化交流の場、並びに市民の健康維持・増進を図るための健康レクリエーションの場となっており、今後も、健康文化拠点と位置づけ、既存施設の充実及び利便性の向上を図る。
- 方針番号163** ◆教育施設の関連整備として、歩道などにおけるネットワークの形成を図り、児童・生徒の安全に配慮した整備を推進する。
- 方針番号164** ◆福祉・厚生施設等のその他の公共公益施設については、本市の将来都布構造及び本章1.土地利用の方針に基づいた配置を行う。
- 方針番号165** ◆公共公益施設においては、耐震対策を施すことにより、避難施設としての機能強化を図る。



市庁舎完成予想図

9. 自然環境保全の方針

(1) 河川

方針番号166 ◆市街地郊外部に広がる河川、森林等を、生態系及び治水・保水機能の保全や都市活動による環境負荷の低減等を担う環境保全系統の自然環境として位置づけ、保全する。

方針番号167 ◆各主体が自主的に行う河川美化等の環境保全活動をととして、多様な生物が生息・生育する良好な水辺の保全に関する周知啓発を推進する。



五ヶ瀬川

(2) 山林

方針番号168 ◆雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林等は、環境保全上重要な役割を果たす緑地等として、積極的に保全する。

方針番号169 ◆動植物の生息・生育域として身近な里山等の森林の保全を図る。

方針番号170 ◆緑の少年団の育成や林業体験等を促進することにより、森林保全の重要性についての周知啓発を推進する。



山林

(3) 農地

方針番号171 ◆市街化調整区域の農地は、都市近郊農業の基盤をなすものであり、都市で生活する人々に安らぎを与える田園景観を構成する重要な要素となっている。このため、無秩序な開発を抑制し、本章1. 土地利用の方針に基づいて積極的に保全を図る。

方針番号172 ◆多様な生態系を育む農地やその周辺における環境を保全するため、耕作放棄地等の解消や減農薬、減化学肥料栽培を促進し、環境にやさしい環境保全型農業を推進する。



田園景観

(4) その他

方針番号173 ◆歴史的意義の高い城跡や社寺の境内の樹木及び市街地内のみどりは、景観資源として、また、日豊海岸国定公園における良好な海岸線は、自然景観資源として重要な役割を持っているため、積極的な保全を図る。

方針番号174 ◆行政は、自然環境に配慮した公共工事等を実施するとともに、関係団体と連携しながら市民が自然とふれあえる場の確保に努める。

方針番号175 ◆行政は、市民・関係団体の協力を得ながら、動植物の生息状況等を把握し、定期的な情報更新に努める。



日豊海岸国定公園

10. 都市環境形成の方針

(1) 生活環境対策

方針番号176 ◆行政は、水質・大気の監視を実施し、事業者・市民は、その保全に努める。

方針番号177 ◆工場・事業場周辺の生活環境の保全や健康被害を防止するため、積極的に公害防止協定の締結を推進すると共に、公害防止協定締結事業者に対し、協定内容の順守や公害防止施設の新設等に際しての事前協議など必要に応じて適切な指導助言に努める。

方針番号178 ◆市民の環境保全についての自覚と関心を高めると共に広域的な監視・指導・情報交換体制づくりを推進する。

方針番号179 ◆住宅地の良好な生活環境を維持するため、騒音・振動・悪臭に関する適正な区域指定に努める。また、騒音・振動規制法、悪臭防止法及び延岡市生活環境保護条例の適正な運用により、工場・事業場、建設業者等に対する騒音、振動、悪臭対策を推進する。

方針番号180 ◆自動車騒音の測定・監視を実施し、国や県と連携して自動車騒音対策を推進する。

(2) 水環境対策

方針番号181 ◆生活排水対策総合基本計画の推進により生活排水の直接的な河川への排出を抑制すると共に、公共下水道計画区域以外の世帯に対しては、浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進し、ため池・河川・海域等、公共用水域の水質を保全する。

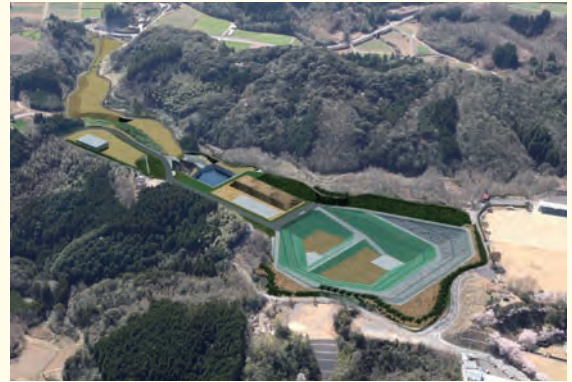
方針番号182 ◆雨水の有効利用に関する啓発、水源かん養機能を有する森林の適正な管理を促進することにより、健全な水循環の確保を図る。

方針番号183 ◆関係機関と連携して河川浄化に関する周知啓発に努めるとともに、水質保全に関する環境学習、各主体が自主的に行う河川美化活動への支援、協力を行うことにより、良好な水環境保全に対する意識啓発を図る。

(3) ごみ処理対策

方針番号184 ◆公共施設での省エネや廃棄物発電等に取り組むとともに、市民への普及啓発に努める。また、市民・事業者と連携し、ごみの分別化・減量化・新エネルギーの活用促進により、温室効果ガス排出削減に努める。

方針番号185 ◆地域住民との対話や周辺環境への配慮を十分行いながら、清掃工場をはじめとする清掃施設の安全で安定的な運転管理に努め、適正な廃棄物処理に取り組むとともに、新最終処分場の建設を推進する。



新最終処分場完成予想図

方針番号186 ◆循環型社会の形成を図るため、ごみの排出抑制やリサイクルの推進を目的としたごみ処理有料化を引き続き実施する。また、家庭用生ごみ処理機等に対する助成をはじめ、マイバッグ持参の促進、資源物の集団回収への助成等、各主体が自主的に行う排出抑制等に関する取組を支援する。さらに、延岡市環境保全率先実行計画の推進により、市自ら率先してごみの排出抑制に努めるとともに、各種団体や周辺自治体と連携協力した取組を進めることにより、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減及び廃棄物処理施設の持続可能な利用に努める。

方針番号187 ◆出前講座やイベント等の機会を通じた啓発に努め、市民や事業者と一体となった4R（リフューズ：不要な物を買わない、リデュース：ごみ減量、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みを行う。また、地区住民と協力し、ごみステーションの適切な維持管理を通して、違反ごみ対策等に努める。さらに、不法投棄防止対策として関係機関との連携によるパトロールや看板設置等の取組を行う。



ごみ分別啓発活動



夏休み子ども体験ツアー（古紙類選別作業）

(4) 地球環境

- 方針番号188** ◆国や県が行う地球温暖化防止活動に対する情報提供や環境にやさしいグリーン購入等の促進により、各主体が積極的かつ自主的に地球温暖化を防止するための取組を推進する。
- 方針番号189** ◆日常生活における環境への負荷を低減するため、省エネ行動や住宅の省エネ化の普及を図り、二酸化炭素排出の少ないライフスタイルを促進する。
- 方針番号190** ◆エコドライブなど環境に配慮した自動車利用をはじめ、環境にやさしい低公害車の普及促進を図る。また、道路交通網の整備を進めることにより、交通の円滑化や公共交通機関の利用促進等、二酸化炭素排出の少ない交通対策を推進する。
- 方針番号191** ◆エネルギー利用に起因した二酸化炭素排出を削減するため、太陽光、太陽熱を利用した自然エネルギーの利用や木質バイオマス等環境にやさしいエネルギーの利用を促進する。また、市有施設で発生したエネルギー資源の有効利用を推進する。

11. 景観形成の方針

(1) 延岡の景観を特色づける景観資源の保全と活用

- 方針番号192** ◆市街地を複数の河川が流れ、その中に住宅街や商業地、工場地が形づくられており、本市固有のまちなみが形成されている。延岡固有の景観資源を生かしながら、市民や来訪者にとって快適で集いたくなるようなにぎわいのあるまちなみ景観づくりを進める。
- 方針番号193** ◆本市には日豊海岸国定公園をはじめとする海岸・海浜、祖母傾国定公園をはじめとする山地、五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川等の市域を流れる河川と沿線に広がる田園等美しく変化に富んだ自然景観がある。これらの海・山・川が織り成す良好な景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承していく。
- 方針番号194** ◆城山周辺の旧城下町のまちなみや岩熊井堰、豊堤等の市内随所に点在する歴史的景観、及び鮎やなや棚田等、自然との関わりや生活の中で育まれてきた景観資源がある。これらの延岡らしさを醸し出している歴史・文化を守りつつ、これらを核に延岡らしい景観を育んでいく。



五ヶ瀬川の景観（市街地）



五ヶ瀬川の景観（やな）

(2) 個々の景観資源のグレードアップ

方針番号195 ◆景観重要公共施設に指定した道路、橋梁、都市公園、河川等主要な公共施設について、魅力ある公共空間の創出を図る。また、市民や関係団体と協働しながら、公共施設と民間施設の色彩や意匠の調和について総合的に検討する。



景観に配慮した公共施設（安賀多橋）

(3) 市街地や自然地の景観を生かした特色ある景観づくり

方針番号196 ◆延岡市景観計画において、市街地景観エリア・自然地景観エリアを定め、さらにそのエリア内における景観ゾーンや景観軸別の景観形成の方針を定めており、その方針に沿った景観形成を図ることにより、特色のある景観づくりを推進する。



愛宕山からの夜景

(4) 都市の活力、にぎわいを高める魅力ある景観づくり

方針番号197 ◆市街地における良好な景観を保全、創出するため、延岡市景観条例及び延岡市景観計画に基づいた施策を推進することにより、周辺のまちなみと調和した景観の形成に努める。

(5) 市民・事業所との連携の強化

方針番号198 ◆行政、市民及び事業者は、相互に連携し協働して景観形成の推進を図る。また、市民の景観に対する理解や関心を高めるため、市民応募作品による景観賞の表彰及び発表を実施する。

方針番号199 ◆良好な景観は市民一人一人の日ごとの働きかけの積み重ねで形成されるものである。そのため、計画の実現に向けて、市民一人一人の景観づくりへの関心や意欲を醸成するとともに、景観づくりに寄与する活動への支援等により、行政・市民・事業者が協働で取り組む景観づくりを推進する。



花を植える活動

12. 都市防災対策の方針

(1) 災害に強い都市的基盤施設及びライフラインの整備

方針番号200 ◆災害時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路等、多重性のある道路ネットワークの整備に努める。

方針番号201 ◆消防庁舎等既存施設を含め防災拠点施設を整備し、防災知識の普及や防災リーダー養成の場として、また、資機材等を備蓄し、応急対策活動の拠点として活用するほか、防災拠点施設の避難施設としての機能強化を図る。さらに、全市的な防災拠点として市庁舎の建替えを推進する。

方針番号202 ◆災害時に重要な学校施設を始めとした公共施設の耐震化や浸水対策等を推進する。さらに、高速道路・自動車専用道路の災害時活用に努める。また、事業者と連携してライフライン施設の耐震化や浸水対策等を進め、災害時の機能確保を図る。

方針番号203 ◆災害に対応した避難場所の見直し、点検を進めながら、市民と協働して、避難場所マップを作成したり、避難路整備事業等を推進し、迅速な避難体制の強化を図る。特に東日本大震災による津波災害を受け、津波避難場所の見直しを早急に進める。



延岡消防署



高速道路

(2) 防災面からの都市空間の緑化

- 方針番号204** ◆沿道緑地等の市街地内の緑地は、火災時の延焼遅延・遮断効果等の重要な役割を果たす防災システムの自然的環境として位置づけ、保全・創出に努める。
- 方針番号205** ◆土砂災害や浸水被害の恐れのある傾斜地や河岸において、災害防止に寄与する緑地等については、積極的に保全するとともに、必要に応じた対応を図る。



浜川緑道

(3) 住環境整備と合わせた市街地の防災性の向上

- 方針番号206** ◆道路新設・改良にあたっては、歩道整備、街路樹等のオープンスペースを確保するよう努める。
- 方針番号207** ◆幅員の狭い道路、狭い生活道路（4m未満）については、拡幅や建築物のセットバック等を検討、推進する。
- 方針番号208** ◆市街地については家屋が密集し、また、道路も狭いところが見受けられる。これらの消防自動車進入困難地域は、『道路狭小、住宅密集が要因で進入困難と判断され、一度火災が発生すれば、広範囲に拡大延焼の恐れがある。』と予想される。消防自動車進入困難、木造密集地域等をふまえた火災危険地域の指定と同時に延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備について検討していく。



土地区画整理事業（野田地区）

(4) 安全対策の強化

- 方針番号209** ◆市民は、自主防災組織活動に積極的に参加する。行政は、講座等を開催し、「自助」・「共助」の観点から、自主防災組織の結成や防災リーダー等の育成に努めるとともに、災害図上訓練や防災訓練を通じその活性化を図る。



防災訓練

- 方針番号210** ◆「災害情報メール」等の電子メールやインターネット、防災無線をはじめ、CATVやラジオ等の各種情報伝達メディアを活用し、わかりやすく迅速な防災情報の提供に努める。また、防災無線のデジタル化と統合整備に取り組み、情報伝達体制の充実を図る。
- 方針番号211** ◆行政は、地域や市民が連携した要援護者の避難支援体制づくりを促進する。要援護者は、平常時から周囲と積極的にコミュニケーションを図るよう努める。
- 方針番号212** ◆土砂災害のおそれがある地区については、土砂災害防止法及び砂防法等、都市計画法以外の関連法令との調整・連携を図りながら、必要に応じて都市計画としての対応を検討する。

第4部 実現に向けて

都市計画マスタープランの実現に向けて

本都市計画マスタープランは第5次延岡市長期総合計画（平成23年～27年）における都市像「市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」を具体化するため、平成39年度を目標としたまちづくりの基本方針を定めたものです。

市民と行政が協働してまちづくりを進めていくための基本的な目標・理念を示す計画として、市民意向調査の結果を反映させ、土地利用の方針、都市施設並びに環境に関する整備や保全、また防災や景観に関する方針など、将来の都市のイメージについて示しています。

都市計画マスタープランは都市計画分野に関する計画であり、空間の利用や道路、公園などの都市施設に関して具体的な方針を示したものとして位置づけられますが、その内容をまちづくりとして実現していく過程においては、都市施設の計画に限定することなく、福祉や教育、産業、環境といったソフト的な面も含めたものとして捉えることが必要となってきました。

そのため、本市としては本都市計画マスタープランを指針として、都市機能の集約や、環境負荷の低減など、人口減少、超高齢化社会に対応したまちづくりに向けて、都市計画決定・変更並びに現行法制度に基づく規制・誘導を行うとともに、都市計画制度の枠組みだけに留まらず、全市的なハード、ソフトを含めた各種施策との連携に努め、まちづくりに関する各種プロジェクトとの整合を図っていきます。

さらに、本都市計画マスタープランにおけるまちづくりの基本的な方針をホームページやパンフレット等により、広く市民にわかりやすい形で示すことにより、「市民参加のまちづくり」を推進するとともに、都市計画提案制度などにより、市民から提案された都市計画の決定・変更の適否を判断する基準として本マスタープランを活用し、具体的な都市計画の決定・変更を通じて本マスタープランの実現を図っていきます。

延岡市は今後とも東九州の基幹都市として広域的な役割と責務を果たしていくことが求められており、将来都市像の実現に努めていくことが重要です。

都市づくりは、長期的な視点のもとに進めていくことが必要であることから、都市計画マスタープランの目標を15年後としています。しかし、社会経済情勢の変化や都市が抱える課題の変化などにより、計画の内容が実態と乖離していくことも予想されます。

特に、高速道路の開通などによる社会情勢の変化を受け、今回実施した市民アンケートにあります(問2)「現在、あなたがお住まいの地域について、満足度と重要度」に関し、市民意識の変化が想定されます。そのため、概ね5年を目処にこの項目について再度アンケートを実施することにより、本計画の検証を行い、それらの結果を基に様々な状況の変化に対応していくため、必要に応じて本マスタープランの見直しを図っていきます。

これらのことを踏まえ、社会情勢の変化に対応した適正な土地利用の規制・誘導、市民や関係機関との連携、各種事業の計画的な実施等により、「水とみどりの豊かな自然を守り、潤いと賑わいに満ちた東九州拠点都市」の実現を目指します。

現在、あなたがお住まいの地区について、満足度と重要度

アンケートによる評価項目		満足度 「高い」 または 「やや高い」	普通	合計
1	日当たりや見晴らしのよさ	48%	34%	82%
2	工場などの混在による悪臭や騒音のない快適性	47%	30%	78%
3	密集した住宅などの火災に対する安全性	27%	48%	75%
4	街並みの美しさ	20%	56%	76%
5	自然・緑・水辺の豊かさ、美しさ	40%	44%	83%
6	日常の買い物の利便性	38%	31%	69%
7	働く場所の充実度	8%	36%	44%
8	周辺市町・各地区を結ぶ道路の走りやすさ	20%	45%	65%
9	身近な生活道路の走りやすさ	19%	51%	70%
10	歩道の歩きやすさ	17%	45%	61%
11	自転車の走りやすさ	11%	39%	51%
12	鉄道の利便性	8%	26%	35%
13	バスの利便性	13%	25%	39%
14	身近に利用できる公園の充実度	16%	33%	49%
15	休日に家族で過ごせる大きな公園の充実度	8%	26%	34%
16	生活排水対策（公共下水道、浄化槽等）	37%	47%	84%
17	上水道の水質や水の出具合など	38%	56%	94%
18	公営住宅の配置や充実度	13%	65%	78%
19	ごみ処理の方法	31%	58%	89%
20	港湾や河川など、水との親しみやすさ	19%	50%	69%
21	河川の氾濫や洪水など、水害に対する安全性	21%	36%	57%
22	避難場所や避難路のわかりやすさや充実度	13%	45%	58%
23	消防、防災設備や地区防災体制の充実度	13%	57%	71%
24	人にやさしいまちづくり環境の充実度	8%	56%	64%
25	市民がまちづくりへ参加できる環境の充実度	6%	55%	60%
26	総合的な暮らしやすさ	24%	58%	82%

上記の結果は、平成23年11月から12月にかけて、おこなったアンケート調査の結果です。

これらの項目について、社会情勢の変化を考慮し概ね5年ごとにアンケート調査を実施することにより、この計画の検証をおこない、必要に応じて本計画の見直しをおこなうこととします。

資料

用語解説

【あ行】

アクセス	目的地へ到達すること。または、その経路・手段。
アスリートタウン	市民と行政が一体となり、地域の特性であるスポーツを活かした活動や交流を進めながら、地域のイメージ向上や交流人口の増加を目指す都市。
1.5 車線の整備	交通量や沿道状況、地形などから判断して、2車線で整備する区間、1車線で整備する区間、局部的な整備で対応する区間を設定し、それらを組み合わせることで当面の課題への対処を従来よりも早く安価に行うという新しい整備手法。
オープンスペース	公園・緑地・河川・広場・農地など建物によって覆われていない空間、またはその土地。

【か行】

改正省エネルギー法	エネルギーの使用の合理化に関する法律。
開発許可制度	切盛土などの造成によって土地の区画形質を変え、農地や山林など宅地以外の土地を宅地にする開発行為を規制・誘導し、計画的なまちづくりを図ることを目的とした都市計画法における許可制度。
開発行為	建築物の建築又は特定工作物を建設する目的で土地の区画形質を変更すること。
街路事業	都市計画決定された道路を都市計画事業によって整備する事業。都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とする。
改良済	計画路線が計画通りに整備されている状態。
概成済	計画路線上、あるいは、隣接して供用している道路があり、かつ、その道路の幅員が計画幅員の3分の2以上ある状態。
核家族	夫婦と未婚の子からなる家族。
河川整備計画	河川法に基づき、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備、維持管理等に関する事項について河川管理者が策定する計画。
可住地	土地から水面、その他の自然地、公共・公益用地、道路用地、交通施設用地、その他の公共公益用地、その他の空地に利用されている土地を控除した土地。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所等の排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水进行处理する方法。
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づき、知事が指定した土地のこと。

狭あい道路	車の通行に支障のある道幅の狭い道路。幅員 4m未滿の道路のこと。
協働	市民や事業者、行政がそれぞれお互いの立場を認め合い、尊重し合いながら、対等の立場で共通の目標に向かい、協力・連携すること。
漁業集落排水事業	漁業集落における、し尿や生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設や、汚水を処理するための汚水処理施設、発生した汚泥を処理する施設を整備するもの。
グリーン購入	買い物の時に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うこと。
グローバル化	社会的、経済的な連関が国家や地域などの圏域を越え、地球規模に拡大する現象。
景観計画	平成16年6月に施行された『景観法』に基づき『景観行政団体』が法の手続きに従って定める『良好な景観の形成に関する計画』のこと。 『景観行政団体』…都道府県及び指定都市等、また都道府県知事の同意を得た景観行政の実施機能を有する市町村のこと。
景観形成重点地区	景観計画の中で、景観形成上特に重要な地区として定めた、重点的・先導的に景観形成を推進する地区。
景観条例	景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続きや方策などを制度的に定める条例をいう。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる、我が国で初めての景観についての総合的な法律。
公共下水道事業	主として市街地における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する下水道。
工業統計調査	製造業の民間事業所の活動を把握するために、経済産業省が毎年行う調査。
交通結節点	鉄道駅、インターチェンジ、バスターミナルなど複数の交通手段（徒歩を含む）が集中的に結節し乗り継ぎが行われる場所。
国勢調査	全国都道府県及び市町村の人口等明らかにし、各種施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的に、国内全居住者を対象に、総務省統計局が5年ごとに行う調査。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
コミュニティセンター	自治公民館や地域の集会所等、地域活動の拠点となる施設。
コミュニティバス	既存の路線バスのみではカバーできない公共交通空白地域や市街地内の主要施設や観光拠点において、主に地方公共団体の主体的な関わりのもとで運行される乗合バス。

【さ行】

市街化区域	区域区分が定められている都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
-------	---

市街化調整区域	区域区分が定められている都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域。
市街地開発事業	総合的な計画に基づいて公共施設の整備あわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を行う事業。都市計画法に位置づけられる市街地開発事業には、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業がある。
地すべり防止区域	地すべり地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣が指定した土地のこと。
自然公園	優れた自然の風景の保護と利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するため、自然公園法に基づいて指定される公園。具体的には、国立公園、国定公園、都道府県の条例で指定される都道府県立自然公園がある。
自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的とした法律。
自然動態	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。
指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。
社会動態	一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。
循環型社会	生産、流通、消費という社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、排出された廃棄物について極力再生利用を推進する社会。
準都市計画区域	都市計画区域外において、無秩序な開発により用途の混在や良好な環境の喪失の恐れがある場合に、土地利用の整序のみを行う目的で定める区域。
準防火地域	都市計画法において、市街地における火災の危険を防除するため定める地域。
商業統計調査	商業の実態を調査するために、経済産業省が3年ごとに行う商業を営む事業所の全数調査。
商業販売額	卸売業または小売業の商業で売り買いされた物品の販売額。
少子高齢化	高齢者の増加により総人口に占める高齢者人口の比率（高齢率）が高まっていくことと、若年層人口の減少が同時並行的に進んでいる現象をあわせて少子高齢化という。
新エネルギー	太陽、風力、地熱等の自然エネルギー、メタノール等の合成燃料、並びに燃料電池やゴミ発電等の新しいシステムを含めたエネルギー。
人口動態	人口動態とは、自然動態と社会動態を合わせた人口の動き。
人口普及率	（下水道処理）人口普及率とは、総人口に対する下水道を利用できる人口の割合のこと。
親水空間	河川などの水に親しむ、または、水との親和性がある空間。
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図ることを目的として制定された法律。
ストック住宅	現在、維持管理している公営住宅のこと。

製造品出荷額等	1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額。
セットバック	道路や敷地の境界線から後退して建物等を建てること。
セーフティーネット	安全網。国民の安心や生活の安定を支える社会保障制度のこと。

【た行】

第一次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当。
第三次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
耐震	建築物の地震に対する安全性を確保すること。大規模な地震発生時における建築物の倒壊・崩壊を防ぎ、利用者の安全を確保する。
第二次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当。
地域森林計画対象民有林	森林・林業基本法第11条に基づく森林・林業基本計画に基づいて国が定める「全国森林計画」に即し、知事が5年ごとに10年を一期として、対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる民有林をいう。
地球温暖化	人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のこと。
地区計画	都市計画法の制度で、住民の意見を反映させて地区単位でつくる、地区独自のまちづくりのルールとなる計画。
超高齢化社会	総人口に占める65歳以上の老年人口の割合が21%を超えた社会。
DID区域	人口集中地区のこと。国勢調査において、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接し、隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域を「人口集中地区」としている。
低炭素都市づくり	人口がまとまって分布して中心部を形成している都市や、公共交通機関が整備されている都市はCO ₂ 排出量が少ない傾向が見られることなどから、都市をコンパクト化するなど、CO ₂ 排出量などの環境負荷の小さな都市構造
道路交通センサス	道路交通の現況を把握し、将来の道路整備計画の立案資料とするため、国土交通省や関係機関が実施している全国規模の交通量及び道路現況調査。
特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街地外の区域において設置される下水道のこと。

都市機能	都市において活動する主体（住民・生活者、企業・事業者、行政体など）の多様なニーズに対応する機能。
都市機能を集約したまちづくり	人口の少子高齢化や環境問題、財政状況の悪化等をふまえ、拡大・拡散を伴う都市化社会から、都市型社会への移行をめざし、消費や生産、公共サービスなどさまざまな機能をコンパクトに集中させることで都市の活力を持続させるまちづくり。
都市基幹公園	都市住民全般の利用を対象とし、都市の中で比較的大規模な公園である総合公園や運動公園。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、「土地利用」、「都市施設」、及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定める計画。
都市計画区域	「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として都道府県が指定する区域。
都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査。都市計画法に基づき、概ね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。
都市計画道路	都市計画区域内の国道や県道・市道のうち、主要な道路として、将来、整備が必要な道路の形や幅を都市計画道路としてあらかじめ決めることにより、鉄筋コンクリート造や3階建以上の建物、地下を有する建物などが建てられなくなるなどのルールを定めている。
都市計画法34条11号	市街化調整区域内でも都市基盤施設が整っている一定の区域（条例で集落区域を指定）について、新たに住宅の建築を認める規定。
都市構造	都市を形成する上で骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成。
都市施設	道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内において、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更を図る事業。
土地利用のルール	多くの人が集まり暮らす都市では、お互いに周りのことを考えて、まちづくりに必要な土地の使い方や建物の建て方などについて、都市や地域の共通のルールとして定めるもの。

【な行】

ニーズ	要求。需要。
農業振興地域（農振法）	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、一体的として農業の振興を図ることが相当と認められる地域で、都道府県知事が指定する地域。
農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活排水等の汚水又は雨水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、機能維持、また、農村生活環境の改善を図るもの。
農地転用	農地として登記してある土地を、他の用途に転用すること。

農用地区域 農業振興地域内の土地で、農業生産に利用される土地の区域。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する農業振興地域整備基本計画で定められ、農業以外の土地利用は厳しく制限される。

乗合タクシー 10人以下の人数を運び営業用自動車を利用した乗合自動車で、定時定路線で運行する形態と事前に予約を受けて運行する形態がある。

【は行】

ハザードマップ 災害が発生した場合の状況を想定し、避難地や避難路の位置、災害時の心得等を示し、防災意識の高揚と災害への備えの充実を図るもの。

パブリックコメント 行政機関が計画等を策定するに当たって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集するものです。

バリアフリー 社会生活における物理的・制度的な障害・障壁を取り除き、高齢者や障害者にも使いやすいような状態。

人にやさしいまちづくり 道路や公園、その他施設整備において、ユニバーサルデザイン（障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいようにデザインすること）に配慮したまちづくりの充実度を表す

風致地区 都市計画法において、都市の風致を維持するため定める地区。

保安林 水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害・霧害の防備、雪崩または落石の危険の防止、火災の防備等の目的のために、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定した森林。

【ま行】

みどりのネットワーク 街路樹の緑や公園の樹木や草花などの緑、河川や水辺の緑などの緑を繋げることにより、やすらぎや憩いがある良好な空間を創ること。

【や行】

ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍・居住地の違いや、身体障害の有無、能力の如何、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの方が使いやすいように、施設、環境、製品などをデザイン（設計）すること。または、そのデザイン（設計）

要援護者 （災害時）要援護者とは、高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、外国人といった災害時に1人で非難が難しい住民のこと。

用途地域 都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地のそれぞれの地域において好ましい土地利用誘導や環境形成の方針に応じて12種類に分類し、建物の種類や大きさ、高さなどを定める。

【ら行】

ライフサイクルコスト	建物の企画・設計費、建設費などの初期投資と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費及び解体処分までの「建物の生涯に必要な総費用」のこと。
ライフスタイル	生活様式。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含む。
ライフライン	水道、下水道、電気、ガス、電話等人々の日常生活を維持するために不可欠な供給システムを指す。
流出人口	本市に常住し本市以外へ通勤・通学する人口のこと。
流入人口	本市以外に常住し、本市に通勤・通学する人口のこと。
臨港地区	都市計画法において、港湾を管理運営するため定める地区。
レクリエーション	仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽。

【わ行】